

文教警察企業常任委員会資料

(補 正)

令和4年3月3日、4日

教 育 委 員 会

目 次

【提出議案】

議案第38号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)	-----	1
議案第52号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	--	1
議案第53号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	-----	1

(議案第38号関連)

修学旅行のキャンセル料等支援事業	-----	2
美術品等取得事業	-----	4
練習環境整備事業	-----	6

【その他報告事項】

宮崎県文化財保存活用大綱(案)について	-----	8
---------------------	-------	---

(議案第38号)

令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)

(議案第52号)

令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)

(議案第53号)

令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	▲ 120,227	3,436,841	3,316,614
	財 務 福 利 課	▲ 173,525	4,282,599	4,109,074
	高 校 教 育 課	▲ 620,365	5,416,944	4,796,579
	義 務 教 育 課	▲ 11,855	143,488	131,633
	特 別 支 援 教 育 課	▲ 48,435	484,267	435,832
	教 職 員 課	▲ 3,123,187	94,488,114	91,364,927
	生 涯 学 習 課	▲ 28,807	566,911	538,104
	ス ポ ー ツ 振 興 課	134,956	1,494,024	1,628,980
	文 化 財 課	▲ 48,723	488,209	439,486
	人 権 同 和 教 育 課	▲ 9,919	163,989	154,070
	合 計	▲ 4,050,087	110,965,386	106,915,299
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県立学校実習事業)	23,752	216,341	240,093
	財 務 福 利 課 (育英資金)	104,858	3,092,892	3,197,750
	合 計	128,610	3,309,233	3,437,843
	総 計	▲ 3,921,477	114,274,619	110,353,142

修学旅行のキャンセル料等支援事業

高校教育課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のため、一部の県立高等学校・中等教育学校で修学旅行を中止又は延期することとなった。修学旅行の中止又は延期に伴うキャンセル料等の追加的な経費を補償することで、保護者の負担軽減を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 18,084千円

(2) 財源 国庫（地方創生臨時交付金）

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行の中止又は延期を行った県立高等学校及び県立五ヶ瀬中等教育学校の生徒のキャンセル料等を補償する。

① 中等教育学校 127千円

② 高等学校 17,957千円

3 事業効果

修学旅行の中止又は延期に伴い発生した、キャンセル料等の保護者負担を軽減する。

修学旅行のキャンセル料等支援事業

1 現状

令和3年12月～令和4年1月
新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大

修学旅行実施予定校 15校 (1月以降)

<行先>

東京都、長野県、千葉県、新潟県、群馬県、福岡県
長崎県、熊本県 等

発生する
問題

- 修学旅行先の状況によっては修学旅行の中止又は延期の可能性がある。
- 中止又は延期にするとキャンセル料等の保護者の負担が生じる。

2 取組

- 修学旅行の中止又は延期により各学校で発生する生徒分のキャンセル料等を補償する。

3 効果

- 保護者の負担の軽減



美術品等取得事業

生涯学習課

1 事業の目的・背景

県立美術館の収集方針に沿う作品を、有識者で構成する美術作品等収集審査委員会での審査を経て、美術品等取得基金を活用し購入する。

2 事業の概要

(1) 予算額 4,994千円

(2) 財源 美術品等取得基金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

美術作品1点の購入

【作品の概要】

作品 「雲」 (書 1960制作) 4,994千円

作家名 上田 桑鳩 (うへだ そうきゅう) 1899年～1968年

- ・兵庫県生まれ。
- ・戦後の前衛書(※)の礎を築いた書家。
- ・造形としての書を追求し、書論を展開しながら実験的な作品を制作し、国内外の展覧会で発表。
- ・既収蔵書家である森田子龍、井上有一の師。
- ・日本経済新聞の題字を手がけた書家。

※前衛書とは、書家が独自の表現世界を確立した、実験的あるいは先駆的な書であり、瑛九をはじめとする前衛作家が活動した時代に、芸術のジャンルを超えて新たに展開した独特の造形美術である。

3 事業効果

既収蔵の森田子龍や井上有一の前衛書や、瑛九をはじめとする前衛作家の作品と併せて展示することで、県民に新たな視点での鑑賞の機会を提供できるとともに、既収蔵作家と書に関わりなど、研究の深まりや広がりが期待できる。

購入予定作品 「雲」(上田 桑鳩)



【作品データ】

- 制作年：1960(昭和 35)年
- 規格：68.5×136.5 (cm)
- 材質等：書、紙・墨
- 購入先：上田 啓之
- 出品歴：「新伊勢丹個展」(伊勢丹新宿店 1960 年)
- 特徴：本作は、大胆な点画の配置や渴筆によって表された一字書であり、濃淡とともに、奥行きや広がりを感じられる作品である。上田本人が本作について「雲を衝くような巖の持つ不動の精神を感動として書こうとした。」と述べた文章も残っている貴重な作品である。

練習環境整備事業

スポーツ振興課

1 事業の目的・背景

令和9年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会において、天皇杯を獲得するために必要となる練習拠点施設等のうち、宮崎県総合運動公園の施設について、国の経済対策に基づく補正予算を活用し整備を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 266,940千円

(2) 財源 国庫支出金 133,470千円
一般財源 133,470千円

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

- ① 改修：自転車競技場（管理棟解体工事）
- ② 新設：屋内走路（造成工事、地盤調査）
- ③ 新設：補助球技場照明（設計・設置工事）
- ④ 新設：陸上競技場照明（設計）
- ⑤ 改修：合宿所（設計）
- ⑥ 改修：陸上競技場及び第三競技場（設計）※公認改修

3 事業効果

練習環境が整備されることにより、競技団体は、選手の育成・強化などの競技力向上の取組を、効果的に実施することが可能となる。

練習環境整備事業

1 競技力向上対策（環境条件の整備）

- ・選手の育成や強化の拠点となる「練習拠点施設」の整備

[整備計画（完成年度）]※令和5年度以降は予定

R 3 新設：アーチェリー場（R3. 12. 15完成）

R 4 新設：●水球プール、●体操場、●相撲場、○照明（補助球技場）

R 5 新設：●○屋内走路、●○照明（陸上競技場）

改修：●富田浜漕艇場浚渫、●ライフル射撃競技場、○合宿所

R 6 新設：■スポーツクライミング施設（リード壁、ボルダリング壁）

改修：●○自転車競技場

※○R 3 補正、●R 4 当初、■県プーラー一体整備（国民スポーツ大会準備課）

①自転車競技場 ※



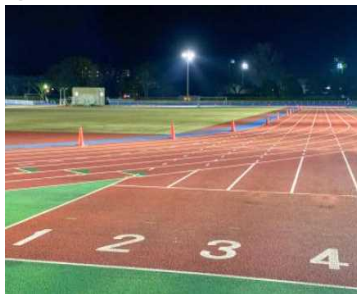
②屋内走路 ※



③照明（補助球技場）※



④照明（陸上競技場）※



⑤合宿所



※の施設写真は他県類似施設

2 公認改修

陸上競技場及び第三競技場の公認を令和5年度に継続するために必要となる改修

(1) 陸上競技場

インフィールドの芝の嵩下げ 等

(2) 第三競技場

走路改修 等

【その他報告事項】

宮崎県文化財保存活用大綱（案）について

文化財課

1 策定の趣旨

過疎化や少子高齢化の進行等、現代の社会状況の急激な変化に伴い、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが求められている。こうした課題に対応すべく平成30年に改正された「文化財保護法」に基づき、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「宮崎県文化財保存活用大綱」を策定する。

2 策定経緯

令和2年	5月	策定検討委員会の設置
	6～7月	大綱策定について定例教育委員会、常任委員会で報告
	8月	文化財保護審議会で概要報告
	8～翌3月	策定検討委員会（4回実施） 市町村との意見交換会（県内5地区、各地区1回実施）
令和3年	2月	文化財保護審議会で進捗状況報告
	5～12月	策定検討委員会（3回実施） 市町村との意見交換会（県内5地区、各地区1回実施）
	5～6月	大綱（素案）を定例教育委員会、常任委員会で報告
	8月	大綱（素案）を文化財保護審議会で報告
	10～11月	パブリックコメントの実施
令和4年	1月	大綱（案）を定例教育委員会で報告
	2月	大綱（案）を文化財保護審議会で報告
	3月	大綱（案）を常任委員会で報告（予定）
	3月	策定（予定）

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和3年10月15日（金）から11月15日（月）まで

(2) 意見件数

4名 19件

(3) 意見の要旨及び県の考え方（資料1）

4 宮崎県文化財保存活用大綱（案）の概要（資料2）

宮崎県文化財保存活用大綱（素案）に関するパブリックコメントの実施結果

番号	頁	該当箇所	御意見の要旨	県の考え方
1	28	第Ⅰ章-第3節-1. 対象とする文化財	本大綱案中の「文化資源」という言葉は、文化財保護法で定義されている「文化財」と比較すると、その意図する範囲がわかりにくい。本大綱案中の「文化資源」の定義を記載する必要があると考えます。	「文化資源」の定義について、大綱に反映します。
2	52-53	第Ⅳ章-第1節-2. 価値の共有化-(1)情報発信について	これまで宮崎県教育委員会で刊行した報告書をインターネットで公開してほしい。	県が刊行した文化財関連報告書等、文化財調査の成果についてのインターネット等を含めた積極的な公開方針につきましては、[第Ⅳ章-第1節-2.価値の共有化(1)情報発信について]に記載しております。現在、発掘調査報告書については、県埋蔵文化財センターのホームページや国の「全国遺跡報告総覧」に掲載しており、誰でも閲覧することができます。
3	52-53	第Ⅳ章-第1節-2. 価値の共有化-(1)情報発信について	公費で実施した文化財関連の調査資料は、一般に共有すべきで可能な範囲で公開し、少なくとも地元への情報還元を積極的に行ってほしい。	文化財情報については、県が運営するホームページ「みやざきデジタルミュージアム」や「みやざき文化財情報」等において公開しております。また、文化財調査の成果の公開及び地元住民等への還元方法については、[第Ⅳ章-第1節-2.価値の共有化(1)情報発信について]に記載しており、今後よりいっそう広く情報発信できるよう取り組んでまいります。
4	53-54	第Ⅳ章-第2節-1. 文化財の基礎資料の整備	県が実施した文化財調査は、国・県文化財指定等の目的以外、利用されていない例が多い。県民や市町村がこれらを効果的に活用するには、電子化・データベース化する必要があると考えます。	文化財調査の成果については、[第Ⅳ章-第1節-2.価値の共有化(1)情報発信]に〈県が運営するホームページ「みやざきデジタルミュージアム」や「みやざき文化財情報」等において紹介するなどの取組も検討する。〉とに記載しております。また、電子化・データ化につきましても、[第Ⅳ章-第2節-1.文化財の基礎資料の整備]に記載しております。今後よりいっそう広く情報発信できるよう取り組んでまいります。

5	53 57	第IV章-第2節-1. 文化財の基礎資料の整備	<p>県が主導し、市町村資料館等の収蔵品情報を公開して欲しい。県の文化施設の情報公開をスムーズにすると同時に市町村との連携を検討して欲しい。その先には全国的に検索できる情報をできるだけ増やしてほしい。</p>	<p>県の収蔵品情報の一部は、県が運営するホームページ「みやぎきデジタルミュージアム」に掲載しております。内容充実や市町村との連携の必要性につきましては、[第IV章-第3節-2.活用のための連携]に記載しております。県内市町村との情報共有・公開方法については大綱に反映します。</p>
6	53-54	第IV章-第2節-1. 文化財の基礎資料の整備	<p>文化財情報のデータベースが内部向けに作成されるという印象がある。統合的なプラットフォームへの連携を可能とするデジタルアーカイブとして、外部への情報発信に取り組む必要があると考えます。</p>	<p>文化財基礎資料の情報共有化と外部発信に関する取組については必要と考えておりますので、大綱に反映します。</p>
7	53-54	第IV章-第2節-1. 文化財の基礎資料の整備	<p>県内文化財の災害対策等を考慮したマップデータを作成し、災害危険区域等との関連を把握する必要があると考えます。</p>	<p>[第VI章-第1節-4.防災のための取組]において〈文化財の所在する場所とハザードマップを照合し、津波や河川氾濫等によって浸水する可能性が高い場所など被災が想定されるものについては、災害を想定した避難経路や避難先、梱包方法、要員等の確認を行うことも重要である。〉と記載しております。</p>
8	63	第VI章 防災・防犯対策及び災害発生時の対応	<p>「文化財防災マニュアル」の策定について検討する必要があるのではと考えます。</p>	<p>本県の文化財防災マニュアルの策定の必要性について大綱に反映します。</p>
9	64-65	第VI章-第1節-2. 文化財情報の共有化	<p>文化財の防災対策として、地元消防団、まちづくり団体等の諸団体と連携した指導訓練が必要であり、明確化した指導訓練要項と、指導者育成について明記すべきと考えます。</p>	<p>防災訓練等については、[第VI章-第1節-3.防災のための意識啓発]に〈避難訓練や消火訓練等を、所有者・管理者・地域住民・消防関係者、観光等に携わる人たち、そして子どもたちなどと連携、協力して実施することで、貴重な文化財を地域全体で災害から守る意識の醸成につなげていくことが求められる。〉と記載しております。明確化した指導訓練要項については、各市町村が今後作成する「文化財保存活用地域計画」において検討される必要があると考えております。</p>

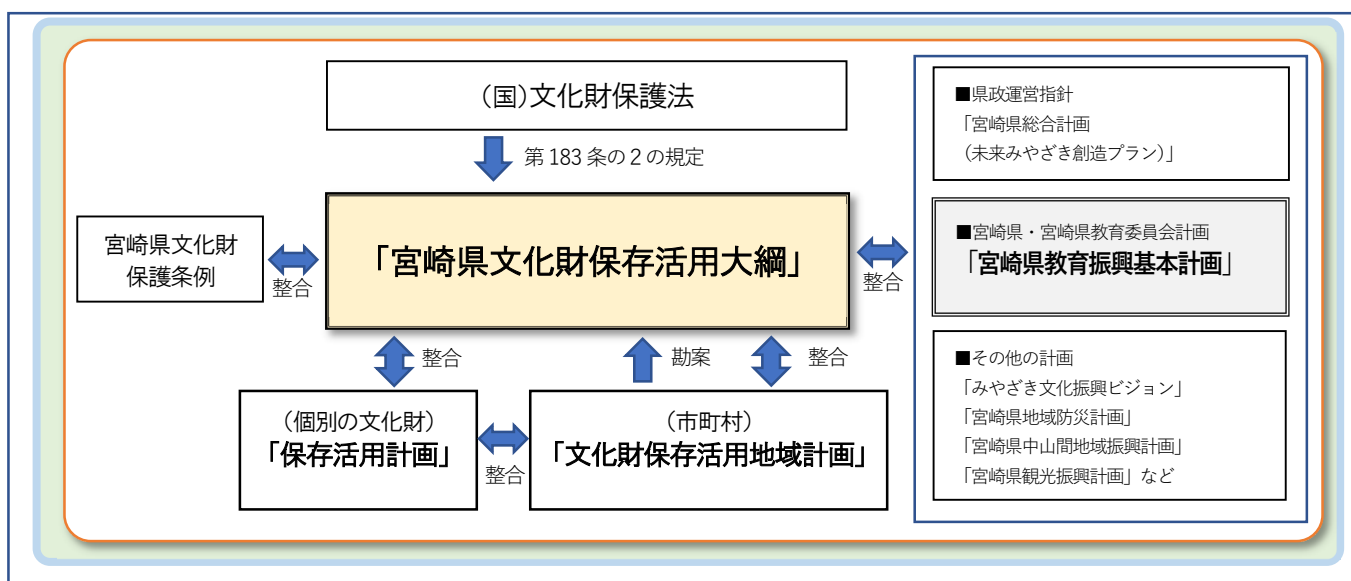
10	64	第VI章-第1節-2. 文化財情報の共有化	災害時における文化財盗難の発生問題が生じており、文化財情報の共有化だけでなく、情報共有する範囲の明確化の必要性について記載する必要があるのではと考えます。	災害時における文化財盗難防止のための情報共有範囲の明確化の必要性について、大綱に反映します。
11	72	第VI章-第1節-4. 防災のための取組	防災のための取組について、概念図等のスキーム図を示した方がわかりやすいと考えます。	防災のための取組の1つである災害発生時の連携体制について、概念図を大綱に反映します。
12	57 62	第IV章-第3節-2. 活用のための連携-(2)文化財関係団体との連携	一般社団法人宮崎県建築士会では、宮崎県ヘリテージマネージャー養成講座を開講し、修了者を「ヘリテージマネージャー」として登録している。また、歴史的建造物の専門家・大学教授等・宮崎県ヘリテージマネージャー等を中心とした「みやざき歴史的建造物評議会」を設置している。こうしたヘリテージマネージャーや評議会の活用について検討してほしい。	効果的な文化財の保存・活用のために「宮崎県ヘリテージマネージャー」等との連携は重要であるので、連携について大綱に反映します。
13	57 62	第IV章-第3節-2. 活用のための連携-(2)文化財関係団体との連携	ヘリテージマネージャー講座の受講者が、県内各地の価値ある建造物の情報収集と資料作成しており、その資料の活用を検討すべきと考えます。	効果的な文化財の保存・活用のために、作成された資料の活用をはじめ、ヘリテージマネージャーとの連携は重要であるので、大綱に反映します。
14	54	第IV章-第2節-2. 文化財の継承・維持管理のための支援	文化財を保存できる職人の不足、職人の育成等が記述されていない。	文化財を保存できる職人の不足、職人の育成等については、文化財の継承・維持管理において大きな課題であると認識しております。県の役割としては、職人の紹介等の支援面を考えており、[第IV章-第2節-2.文化財の継承・維持管理のための支援]に記載しておりますが、職人の確保・育成等も含めた支援についても今後の取組の参考とさせていただきます。

15	59	第IV章-第4節-4. 関連分野からの人材確保	人材バンクとして人材を確保するとしても、様々な活動を遂行していくためには常に新しいフォーマットが必要となる時があるので、そうした方々のための研修機会を設けるとよいのではと考えます。	文化財に関連する人材の資質向上につながる機会の設置等について、大綱に反映します。
16	77	第VII章-第2節-1.文化財専門職員の適正な配置について	建造物専門の行政職員が不在のため、価値ある建造物が埋もれている。文化財専門職員に建造物担当職員を配置することが望ましいと考えます。	[第VII章-第2節-1.文化財専門職員の適正な配置について]において〈県においては、文化財の保存・活用の推進を図るため、文化財専門職員の適正な配置を行い、体制を維持・継続していく必要がある。さらに、文化財専門職員は、埋蔵文化財分野だけではなく、民俗・天然記念物・美術工芸品・建造物など文化財各分野の専門職員の配置も検討しておく必要がある。〉と記載しております。
17	43 54	第V章-第2節-3.市町村が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針	近年、文化財として指定・登録ないしは未指定を問わず空き家が増加し、解体の危機にある。また、建物のみならず、内包される動産文化財も同時に滅失する可能性がある。文化財の空き家問題への対応について言及していただけないでしょうか。	文化財の空き家問題については、本県の抱える深刻な課題の1つでもあるので、文化財の現状と課題として追加するとともに、講ずる措置について大綱に反映します。
18	70	第VI章-第1節-7.家畜伝染病対策について	馬伝染性貧血の発生の件で文化財保護法と家畜伝染病予防法と法令間で調整が必要であったと聞いております。今後同様な課題が生じる可能性がありますので、関係法令についての調整の検討について記載しておく必要性があるのではと考えます。	過去の経験に基づき、馬伝染性貧血に関する各関係法令間についてはすでに調整しております。関係法令の存在や関係機関等との連携については、日頃から注意喚起を促す必要がありますので、大綱に反映します。
19	70	第VI章-第1節-7.家畜伝染病対策について	県内の文化施設において、口蹄疫や鳥インフルエンザ等伝染病発生の危険性を持った資料を有する施設があるので、注意喚起を促す内容を記載する必要があるのではと考えます。	大綱の性質上、県有施設以外の具体的な施設名までは記載いたしません。注意喚起を促す必要はあると考えますので、大綱に反映します。

1. 大綱策定の趣旨

過疎化や少子高齢化の進行等、現代の社会状況の急激な変化に伴い、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが求められている。こうした課題に対応すべく平成30年に改正された「文化財保護法」に基づき、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「宮崎県文化財保存活用大綱」を策定する。

2. 大綱の位置付け



3. 大綱（案）の概要

（1）文化財の保存・活用に関する現状と課題 [第II章]

① 文化財の保存と価値の共有化

- ・文化財の価値付けや掘り起こしが十分とは言えない状況であるとともに、行政側の情報発信等が不十分で、県民及び地域住民が文化財の価値について十分に理解していない例が多い。

② 文化財の継承・維持管理

- ・文化財の後継者や担い手不足により、継続的な維持管理や継承が困難になってきている例が多い。

③ 文化財の活用

- ・地域住民等が文化財への理解を深めるための取組が少ない。

④ 専門職員と組織体制

- ・文化財専門職員が配置されていない市町村がある。配置されている市町村においても、業務量に比して配置されている職員数が少ない場合が多い。

⑤ 防災・災害発生時の対応

- ・大規模災害が発生した場合、文化財の被災・被害状況が正確に把握できないと救出が遅れ、損傷の拡大や滅失の可能性がある。

(2) 文化財の保存・活用に関する基本方針 [第Ⅲ章]

〈基本理念〉

「宮崎の魅力ある文化財」をみんなで支え、確実に未来へつなぐ

～県民一人一人が、文化財を理解し、その魅力を伝え、そして活かす～

〈基本方針〉

① 「文化財の価値を見いだす」

・文化財の調査・研究を推進し、文化財の価値を見いだしていく。特に評価の高い文化財は、県民および地域住民にとって誇れる財産となるよう、国・県・市町村指定文化財への指定等を推進する。

② 「文化財保護体制を整える」

・県及び市町村の文化財保護行政組織について、適切な人員配置等、組織の体制強化に努めるとともに職員の資質向上の取組について推進する。

③ 「文化財の魅力を伝える」

・県民及び地域住民等が、文化財の価値や魅力について理解を深められるよう、文化財を学び・触れる機会を拡充し、未来に守り伝えていこうとする意識の醸成を図る。

④ 「文化財を未来へつなぐ」

・教育機関・観光協会・ボランティアガイド等文化財に関わる様々な機関等と連携し、保存とのバランスを図りながら、魅力ある地域・観光資源としての文化財の活用を推進する。

(3) 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 [第Ⅳ章]

① 文化財の保存と価値の共有化

・各文化財の特性に応じた調査を継続実施し、様々な資料の掘り起こしを行うとともに、文化財の評価を行い、文化財指定等を推進していく。

・文化財の内容や価値について、広報誌等の活用や講座の実施、博物館等での展示のほか、インターネット等も含めた様々な情報媒体を駆使した積極的な情報発信を行い、多くの人が文化財の情報に触れる機会を増やしていく。

② 文化財の継承・維持管理

・基礎資料として未指定文化財を含めた各分野の幅広い文化財情報をリスト化し、データベースとしてとりまとめる。

・保存会などの関係機関と連携をとりながら、日頃より地域が抱える文化財に関する課題等を共有化し、解決策を探っていくとともに、民俗芸能等を披露する機会を創出することで、幅広く情報発信を行い、継承意欲の向上に繋げていく。

③ 文化財の活用

・過剰な文化財活用は文化財の保存が疎かになる事態も想定されることから、適切な利用が図られるよう、指導・助言を行っていく。

・行政機関だけでなく、教育機関・文化財関係団体等・文化財ガイドなど文化財に関連する諸機関・諸団体と連携していく。

④ 専門職員と組織体制

・文化財の保存・活用が有効的・継続的に実施できるよう適正な配置に努め、市町村に対して文化財専門職員の適な人員配置について指導・助言を行っていく。

・文化財関連施設、場合によっては地域振興や観光などの部署と行政分野の垣根を越えて連携することによって職員の資質向上を図っていく。

(4) 市町村への支援方針 [第V章]

① 市町村が行う保存・活用に関する支援

- ・職員の資質向上を図るための研修会等を実施するとともに、文化財の調査及び修理・保存等のため、市町村に対しての情報提供、専門的な指導・助言等の支援を行う。

② 市町村の地域計画作成に関する支援

- ・「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して助言や情報提供による支援を行う。

(5) 防災・防犯対策及び災害発生時の対応 [第VI章]

① 防災・防犯対策

- ・文化財所有者・管理者等に対し、日頃より防災意識の啓発を図るとともに、災害に備えた設備整備や防災・防犯計画の作成等について、指導・助言や技術的支援を行う。
- ・大規模災害により広範囲にわたる文化財が被災した場合、広域的組織による支援が必要であることから、平時より国や市町村、関係団体等と協議・調整を図り、災害時の連絡・協力体制を構築しておく。

② 文化財被害への対応

- ・災害発生時には、市町村と連携をとり、必要に応じて職員を派遣し、文化財及び関連施設等の具体的な被災状況を確認し、可能な限り情報を収集する。
- ・大規模災害発生時には、文化財所有者をはじめ、関係団体等や消防機関等と連携を図り、文化財レスキュー活動の掌握及び速やかな救援活動を進めていく。

(6) 文化財の保存・活用の推進体制 [第VII章]

① 文化財専門職員の適正な配置

- ・多種多様で広範囲にわたる文化財全分野を少人数でカバーする必要性に迫られている市町村も数多く存在する。文化財専門職員の適正な配置及び現体制の維持・継続に努めていく。

② 文化財保護指導委員の拡大

- ・文化財の巡回を定期的実施し、所有者・関係者等に対して指導・助言等を行う役割の文化財保護指導委員の設置を、県だけでなく市町村対象に拡大することを推進していく。

③ 関係部局・民間団体との連携

- ・各自治体の関係部局と連携を強化するとともに、行政機関だけでなく、各地域で活動する関連の民間団体・NPO法人・学校との連携・協働を推進し、地域の文化財を守り育てる強固な地盤を形成していく。

宮崎県文化財保存活用大綱（案）

[令和4年3月版]

宮崎県教育委員会

宮崎県文化財保存活用大綱 目次

序 章	大綱策定の経緯と位置付け -----	1～8
第1節	文化財保存活用大綱策定の背景と目的	1
第2節	文化財保存活用大綱の位置付け	5
第Ⅰ章	宮崎県の概要 -----	9～41
第1節	地理・土地利用等	9
第2節	宮崎の自然環境及び歴史文化の特徴	13
第3節	文化財の概要	27
第4節	文化財の保存・活用の取組	37
第Ⅱ章	文化財の保存・活用に関する現状と課題 -----	42～48
第1節	文化財の保存と価値の共有化について	42
第2節	文化財の継承・維持管理について	43
第3節	文化財の活用について	44
第4節	専門職員と組織体制について	46
第5節	防災・災害発生時について	47
第Ⅲ章	文化財の保存・活用に関する基本方針 -----	49～51
第1節	文化財の保存・活用の基本理念	49
第2節	文化財の保存・活用の基本方針	50
第Ⅳ章	文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 -----	52～59
第1節	文化財の保存と価値の共有化について	52
第2節	文化財の継承・維持管理について	53
第3節	文化財の活用について	56
第4節	専門職員と組織体制について	58
第Ⅴ章	域内の市町村への支援の方針 -----	60～62
第1節	市町村が行う保存・活用に関する支援	60
第2節	市町村の地域計画作成に関する支援	61
第Ⅵ章	防災・防犯対策及び災害発生時の対応 -----	63～72
第1節	防災・防犯対策について	63
第2節	文化財被害への対応について	71
第Ⅶ章	文化財の保存・活用の推進体制 -----	73～77
第1節	県における文化財の保存・活用の推進体制	73
第2節	今後の体制整備の方針	77

序章. 大綱策定の経緯と位置付け

第1節 文化財保存活用大綱策定の背景と目的

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで地域で守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、文化財を確実に次世代に継承していくことは、我々の責務である。

また、日々の暮らしの中で継承されてきた多くの文化財は、自らの心の拠り所を求める人々と地域（ふるさと）を繋ぐ大切な資料であるとともに、我が国や地域の歴史・文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。こうした地域の文化財のそれぞれの特性を生かし、近年、まちづくりや地域活性化、観光振興などに積極的に活用していきこうという取組が増えつつある。

しかしながらその反面、文化財を取り巻く状況は、地域の過疎化や少子高齢化などによる急激な社会の変化に伴い、文化財を地域社会で支え、次世代に継承することが困難となってきており、文化財が適切に維持管理されていない例が増加しつつある。加えて、地震や台風等の大規模な自然災害によって文化財が被害を受ける例が後を絶たない。このような、文化財を取り巻く状況の変化によって、多くの文化財が滅失・損壊・散逸等の危機に瀕し、その価値が失われることが危惧される。

このため本県では、こうした文化財の危機に対応するとともに、県内の文化財の適切な保存・活用を図り、未来へ継承していくために「宮崎県文化財保存活用大綱」を定めることとした。

1. 策定の背景

(1) 文化財保護法の成立

日本における近代以降の文化財保護制度は、明治4(1871)年に、古器旧物の分類や目録作成などを目的に太政官布告された「古器旧物保存方(太政官布告第251号)」に始まり、明治30(1897)年の「古社寺保存法(法律第49号)」において、文化財の保存と公開、そのための補助という文化財保護行政の基本的内容が盛り込まれた。その後、その趣旨は、大正8(1919)年の「史蹟名勝天然紀念物保存法(法律第44号)」、昭和4(1929)年の「国宝保存法(法律第17号)」の制定の経過をたどる。

宮崎県では、明治25(1892)年に先駆的な法令として「古墳古物等取締規則(宮崎県令第62号)」が施行されている。この規則では古墳を含めた史跡と考えられる場所の開発の事前届出や罰則規程が定められた。併せてこの規則の主旨について県内郡役所・警察署・警察分署・町村役場に対し、訓令が出された。また、昭和8(1933)年には「宮崎県史蹟名勝天然紀念物保存顕彰規程(宮崎県告示第39号)」を制定し、記念物を中心とした指定が行われてきた。

戦後、昭和25(1950)年には、法隆寺金堂壁画の焼損を契機に、日本最初の文化財保護のための統

括的法律として「文化財保護法（法律第 214 号）」が制定された。その後、「無形文化財」・「埋蔵文化財」・「民俗資料」制度の充実（昭和 29(1954)年）や、伝統的建造物群保存地区制度や文化財の保存技術保護制度の創設（昭和 50(1975)年）などの改正が行われた。さらに、近世末から現代にかけての多種多様な建造物を後世に幅広く継承していくために、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度（平成 8(1996)年）や文化的景観の保護制度（平成 16(2004)年）が創設されるなど、社会の変化に伴って文化財保護制度の拡充が図られてきた。

宮崎県でも「文化財保護法」第 182 条第 2 項の規定に基づき、昭和 31(1956)年に、「宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程」を継承する形で「宮崎県文化財保護条例（宮崎県条例第 15 号）」〔別添資料⑤〕を制定し、県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的に、県内に存在する重要な文化財の保護のため必要な措置を講じてきた。また、県内市町村においても、昭和 40(1965)年から順次文化財保護条例の制定がはじまり、文化財の保護や指定等の取組が進められてきた。

（２）これまでの本県における文化財保護行政の取組

文化財保護法等の法律等の整備が進む一方、昭和 30～40 年代の高度経済成長期における急速な工業化等によって社会情勢は大きく変化し、大規模開発等による遺跡の破壊、過疎化や生活様式の急激な変化による民俗芸能等の滅失などの問題が生じてきた。そこで、本県では、昭和 38(1963)年に県教育委員会社会教育課内に文化財係を設置、昭和 48(1973)年には社会教育課から分離独立して文化課を新設し、体制を整備して諸問題の解決にあたってきた。さらに、本県教育委員会では、昭和 55(1980)年、県文化財保護審議会に「文化財保護行政の在り方について」を諮問し、翌 56(1981)年に答申〔別添資料⑦〕を受け、答申で指摘された課題の解決や文化財の保護の推進に取り組み、昭和 57(1982)年には文化課に埋蔵文化財係を新たに設けた。また、本県の人口は平成 8(1996)年の 117.7 万人をピークに減少傾向に転じ、老年人口率は 32.2%(全国 28.4%：総務省「平成 27(2015)年 国勢調査」による)と全国平均より早く高齢化が進んでいる。そのため、過疎地域集落における維持の困難や地域活力・地域コミュニティ機能の低下などによる文化財の保存・活用が困難となってきた事例が増加してきている。その一方で、高度情報化社会の到来を背景に、文化財に対する住民の価値観の多様化によって、文化財を地域興しの資源として積極的に活用しようとする気運の高まりも生じてきた。こうした文化財をめぐる県民意識の変化に対応すべく、平成 17(2005)年に、文化課を改組して文化財課とし、文化財保護行政や体制整備の強化・充実を図るとともに、同年 8 月には県文化財保護審議会に「歴史文化遺産の保護と活用の新たな方向性について」諮問を行った。そして翌平成 18(2006)年の答申〔別添資料⑧〕を元に、本県文化財の保護と活用に関する新たな基本構想「文化遺産の保護と活用に関する基本構想－新たな枠組みの構築に向けて－」を策定し、文化財保護行政を推進してきた。

(3) 文化財保護法の改正

昭和 25(1950)年に制定された「文化財保護法」は、これまでに各種文化財に関する制度の充実や文化財の登録制度の創設など、時代の変化に対応した改正が行われてきた。国内では、先述した本県と同様、社会状況が急激に変化し、人口減少と少子高齢化の進行によって、地域の衰退が懸念されている。地域の衰退化は、文化財継承の担い手不足による文化財の散逸・消滅の危機を生じさせる一因となっている。こうした事態を受け、国の文化審議会では、平成 29(2017)年の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」において、未指定を含んだ文化財をまちづくりに生かしつつ、地域総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要であると提言した。

この答申を受け、国は平成 30(2018)年に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を制定し、都道府県による「文化財保存活用大綱(以下、「大綱」)」の策定、市町村による「文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」)」の作成並びに「文化財保存活用支援団体」の指定、国指定等文化財の所有者等による「保存活用計画」の作成及びそれらの認定制度を創設した。これらの仕組みによって、県内の各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組が計画的・継続的に実施できるようになり、文化財専門家のみならず、多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の継承に向けた新たな取組につながることを期待される。

その後、文化財保護法は、令和 3(2021)年 4 月にも改正が行われ、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度及び地方登録制度が新設されたところである。伝統芸能や古くから続く無形の民俗文化財は、本県においても過疎化や急激な少子高齢化等による深刻な担い手不足により存続が危がまれている。また、書道や食文化など、文化財としての価値が定まっていない、いわゆる生活文化についても保護の網をかけていく必要性が高まっていることが法改正の背景となっている。

2. 策定の目的

本大綱は、「文化財保護法」第 183 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県内の各地域に所在する文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、本県における取組の共通基盤となるものである。大綱を策定し、本県文化財の保存・活用の基本的な方針を示すことによって、県内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方向性を持って取り組んでいくことが可能となる。なお、策定した大綱については、社会状況の変化や県の総合計画等の期間を踏まえ、適時適切に更新し、内容の充実を図ることとする。

年（西暦）		出来事
明治4(1871)年	5月	「古器旧物保存方」（太政官布告第251号）
明治9(1876)年	4月	「遺失物取扱規則」（太政官布告第56号）
明治25(1892)年	11月	古墳古物等取締規則(宮崎県令第62号)並訓令(宮崎県訓令第141号)
明治28(1895)年	12月	北川御陵墓伝説地、鶴戸御陵墓伝説地、男狹穂塚女狹穂塚御陵墓参考地として治定。現在は三者とも陵墓参考地
明治30(1897)年	6月	「古社寺保存法」（法律第49号）制定
明治32(1899)年	4月	「遺失物法」（法律第87号）制定
明治35(1902)年	4月	「宮崎県立図書館規定」制定
	5月	宮崎県立図書館開館
明治37(1904)年	5月	「館外図書貸付規定」制定（宮崎県立図書館）
大正元～6(1912～17)年		西都原古墳群の発掘調査(日本初の本格的学術調査)
大正5(1916)年	1月	新宮崎県立図書館開館（第2代館）
大正8(1919)年	4月	「史蹟名勝天然記念物保存法」（法律第44号）制定
大正10(1921)年	3月	青島亜熱帯性植物群落および都井岬ソテツ自生地が県内で初めて国の天然記念物に指定
昭和4(1929)年	3月	「国宝保存法」（法律第17号）制定
昭和8(1933)年	1月	「宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程」（宮崎県告示第39号）制定
	4月	「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」（法律第43号）制定
	12月	榎田岡跡、須木の滝など21件が県の文化財に指定
昭和16(1941)年	8月	上代日向研究所設置（～昭和21年）
昭和25(1950)年	5月	「文化財保護法」（法律第214号）制定
	12月	「県立図書館条例」（条例第49号）制定
昭和26(1951)年	6月	宮崎県立博物館開館
	12月	「博物館法」（法律第285号）制定
昭和29(1954)年	7月	「文化財保護法」（改正）施行（無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度の創設） （民俗資料に関する制度の充実）
昭和31(1956)年		「文化財専門員条例」（条例第14号）制定
	3月	「宮崎県文化財保護条例」（条例第15号）制定
昭和31(1956)年	7月	新宮崎県立図書館開館（第3代館）
昭和40(1965)年～		五ヶ瀬町など市町村の文化財保護条例の設置がはじまる
昭和43(1968)年	6月	「文化財保護法」（改正）施行（文化庁の発足）
	7月	西都原資料館開館
		県内で初めて小林市や西都市において文化財指定が行われる
昭和46(1971)年	3月	宮崎県総合博物館開館
昭和48(1973)年	4月	宮崎県文化課設置（宮崎県社会教育課から分離独立）
昭和50(1975)年	10月	「文化財保護法」（改正）施行（埋蔵文化財に関する制度の整備）（伝統的建造物群保存地区制度の創設） （民俗文化財制度の充実）（文化財の保存技術保護制度の創設）
	12月	「宮崎県文化財保護審議会条例」（条例第36号）制定
昭和52(1977)年	3月	「宮崎県文化財保護指導委員の設置に関する規則」（宮崎県教育委員会規則第13号）制定
昭和53(1978)年	12月	「埋蔵文化財発掘調査の体制強化について」（宮崎県教育長通知）
昭和56(1981)年	10月	「本県の文化財保護行政の在り方について」（宮崎県文化財保護審議会答申）
昭和57(1982)年	4月	宮崎県文化課に埋蔵文化財係設置
	10月	宮崎県総合博物館埋蔵文化財センター設置
昭和63(1988)年	5月	新宮崎県立図書館開館（第4代館）
平成7(1995)年	3月	「県立美術館条例」（条例第10号）制定
	4月	「農業基盤整備事業等に係る埋蔵文化財発掘調査について」（宮崎県教育長通知）
	10月	県立美術館開館
平成8(1996)年	4月	宮崎県埋蔵文化財センター設置（総合博物館から独立）
	10月	「文化財保護法」（改正）施行（文化財登録制度の創設（建造物に限定））
平成12(2000)年	4月	「文化財保護法」（改正）施行（都道府県・指定都市等への権限委譲等）
平成16(2004)年	4月	宮崎県立西都原考古博物館開館
平成17(2005)年	4月	「文化財保護法」（改正）施行（文化的景観の保護制度の創設） （民俗技術の保護対象化）（文化財登録制度の拡充）
	4月	宮崎県文化財課設置（文化振興係知事部局へ移管）
平成18(2006)年		「歴史文化遺産の保護と活用の新たな方向性について」（宮崎県文化財保護審議会答申）
平成29(2017)年	12月	「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存活用の在り方について」（第一次答申） （国文化審議会）
平成30(2018)年	6月	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（公布）
平成31(2019)年	3月	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知 （30文庁第1123号文化庁次長通知）
	4月	「文化財保護法」（改正）施行（文化財の保存活用のための計画制度創設）
令和2(2020)年	5月	「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」制定
令和3(2021)年	6月	「文化財保護法」（改正）施行（無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設） （地方登録制度の新設 ※施行は令和4年4月1日）

表1 宮崎県文化財保存活用大綱策定の背景における法・条例等の沿革

第2節 文化財保存活用大綱の位置付け

文化財の保存・活用は、本県における総合計画・教育・文化・防災・観光などの各分野と深く関連していることから、関連計画等における本大綱の位置付けについて整理しておく。

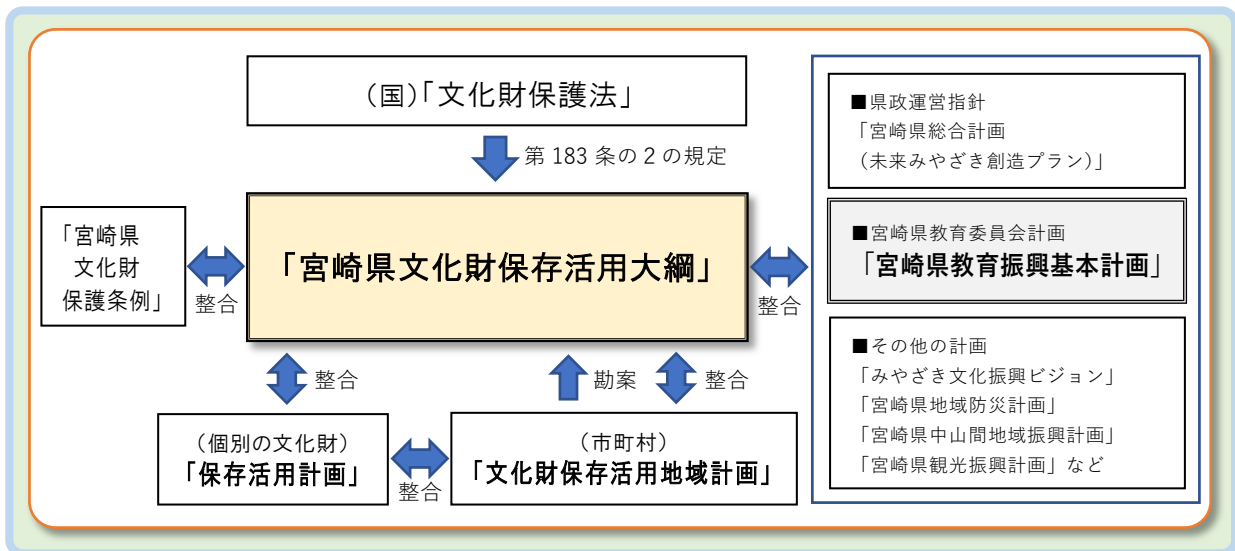


図1 宮崎県文化財保存活用大綱の位置付け

1. 文化財保護法との関係

「文化財保護法」第183条の2において「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。」としている。

2. 宮崎県文化財保護条例との関係

「宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）」第1条において「この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。」としている〔別添資料⑤〕。本大綱は、この条例の目的を具現化するための方針等を明らかにするものである。

3. 県政運営方針：宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」との関係

宮崎県では、平成23(2011)年に県の総合計画として「未来みやざき創造プラン」を策定した（令和元(2019)年改定）。計画は、令和12(2030)年の将来像を描き、人口減少問題の克服に向けた基本的な考え方など、本県がこれから進むべき道筋を示した「長期ビジョン」と、長期ビジョンに示す基本目標の実現に向けて、令和元(2019)年～令和4(2022)年の4年間に優先的に取り組む5つのプログラムを設けた「アクションプラン」から構成されている。本大綱は、本県の基本目標である「未

来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」によって目指す将来像の1つとしている「安心・安全で心豊かな暮らし」を実現するための重要な施策方針である。

この総合計画の長期ビジョンの「戦略3 観光・スポーツ・文化振興戦略」では、文化資源等の価値への理解を深め、自ら体験・発信していくことで、交流人口や関係人口の一層の拡大を目指し、「日頃から文化に親しむ県民の割合 85%」という目標が示されている。

アクションプランでは「3. 心豊かな暮らし」として、本県の伝統文化や美しい自然などの地域資源を生かした交流拡大や地域活性化を図ることにより「持続可能で心豊かに暮らせる宮崎づくり」を施策目標としている。その目標実現のため5つの重点施策が設定され、「3 観光・スポーツ・文化振興プログラム」の「重点項目3 文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進」において、本大綱は、主として〈世界ブランド等を活用した地域づくり〉、〈広く県民が文化に親しむことができる環境づくり〉、〈県内各地域の豊かな自然や歴史、神話伝承、伝統芸能など特色ある文化資源を大切に保存・継承しながらその魅力を国内外に情報発信する〉などの取組について関連付けられる。[別添資料⑨]

そのほか、アクションプラン「人口問題対応プログラム」の「重点項目1 社会減の抑制と移住・UIターン」の促進、「重点項目3 地域の暮らしの確保と中山間地域の振興」、「重点項目4 本県の未来を担う子どもたちの育成」における〈交流人口・関係人口の拡大〉、〈中山間地域の振興〉、〈郷土を愛し、地域社会に参画する意識・態度の育成〉などの取組についても本大綱は関連付けられる。

また、この総合計画においては、持続可能な社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の実現を掲げ、アクションプログラムと17のゴールのうち、「目標11. 包括的で完全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」が本大綱との関わりが強い。政府が令和2（2020）年に策定した「SDGsアクションプラン2021」では、「優先課題④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」に「文化資源の保護・活用」を掲げ、その具体例として「建造物の保存修理」、「伝統的建造物群基盤強化」、「史跡等の保存整備・活用等」、「美術工芸品の保存修理等」が示されている。

4. 「宮崎県教育振興基本計画」との関係

宮崎県教育委員会では、本計画を宮崎県総合計画「長期ビジョン」において示された「分野別施策」の3分野のうち、「人づくり」に係る部門別計画として位置付けている。

この基本計画は、本県教育の推進を図るため県教育委員会の基本方針を示した「宮崎県教育基本方針（昭和52（1977）年制定）」を基に、社会情勢の変化や国の動向、本県の総合計画の改正状況、本県教育施策の推進状況等を踏まえながら、基本方針の具現化を図るため、令和元（2019）年に策定された。

この基本計画の中にある4つの基本目標の1つ「目標4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進」に目指す将来像として「県民が様々な機会を通じ文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と

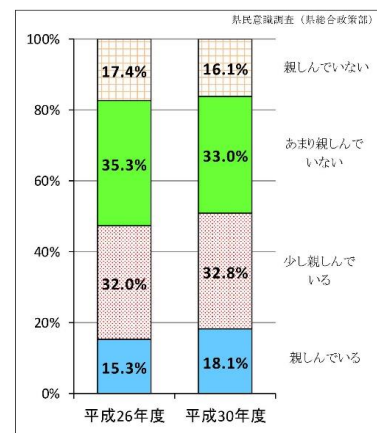


図2 日頃から文化に親しむ県民の割合

教養を身に付けるとともに、県内各地の多様な文化資源が保存・継承され、積極的に活用されている社会」を掲げている。また、4つの基本目標を支える15の施策の中の1つ「施策14 文化の振興」において、「文化資源の保存・継承」と「特色ある文化資源の活用」を掲げ、文化財の保存・継承を担う人材及び団体の育成支援、文化資源の掘り起こし・情報発信などの取組を挙げている。

さらに、「施策1 生涯学習の推進」では、市町村や企業、NPO等との連携の推進や博物館、美術館など社会教育施設の機能の充実が示されるほか、「施策8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進」においては、地域の持つ豊かで多様な自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・芸術・文化などの資源を活用した「ふるさと学習」や体験活動などを通して郷土を理解し、誇りと愛着をもち将来を担う人材を育む教育を推進していくことが掲げられている〔別添資料⑩〕。本大綱でとりまとめる文化財の保存・活用の基本的な方針等は、これらの施策に基づくものである。

5. 「みやざき文化振興ビジョン」との関係

本ビジョンは、本県の総合計画を上位計画とし、平成23(2011)年に今後の県の文化振興の基本的な方向性を定め、それらを具現化するために県が行う具体的な施策を明らかにした、文化に関する県政運営の指針として策定された。平成29(2017)年には、令和3(2021)年度までの5か年計画として改定された。

このビジョンでは、「文化芸術」の範囲を「芸術（文学、音楽、美術、演劇など）」、「メディア芸術（映画、漫画、アニメーションなど）」に加え「伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物及びレコード等、文化財等、地域における文化芸術」としている。また、「文化で築く みやざきの新しいゆたかさの実現」のもと、3つの基本目標を掲げ、5つの方向性と具体的な14の施策を示している。そのなかで、文化資源の保存・継承として「施策8 文化財の調査・新たな指定の推進」や「施策9 次世代への地域文化の継承」のほか、「施策10 文化資源の掘り起こし・情報発信」、「施策11 文化資源の活用」が提示されている。特に施策9では、文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援の重要性や食文化の継承や郷土先覚者の顕彰をあげている〔別添資料⑪〕。

6. その他の主な計画との関連

(1) 「宮崎県地域防災計画」

「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第40条の規定に基づき、本県における自然災害及び特殊災害の防災対策全般に関する総合的かつ具体的な防災計画が策定されている(令和3(2021)年3月修正)。この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものとしている。また、地震や津波災害対策については地震被害想定調査の結果等を、風水害や火山災害等では本県をはじめ全国の事例を分析し、実地的な計画とするとともに、避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しながら、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本としている。

この計画の中で、文化財の保存等に関係する内容のものを列挙すると次のようになる〔別添資料⑫〕。

「第2編 共通対策編」・「第3編 地震災害対策編」・「第4編 津波災害対策編」・「第5編 風水害等対策編」の各第3章の災害応急対策計画箇所における「文化財保護対策」として、「予防対策の実施」・「被害状況の把握と応急対策の実施」・「埋蔵文化財対策」という県教育委員会の役割が記されている。「第6編 火山災害対策編」・「第7編 海上災害対策編」の応急対策計画箇所においては、天然記念物・名勝などの文化財についての被害状況等の調査や応急対策の方針が示されている。

また、「第2編 共通対策編」の「第2章 災害予防計画」・「第3節 県民の防災活動の促進」の「第1款 防災知識の普及」・「第5款 災害教訓の伝承」、 「第3編 地震災害対策編」の「第2章 地震災害予防計画」・「第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり」の「第2款 建築物安全化」において、防災・災害教訓の伝承・建築物の安全化といった文化財に関連する記述がある。

そのほか、計画には記載されていないが、林野火災や原子力災害とともに、口蹄疫などの家畜伝染病や新型コロナウイルスに代表される感染症などにおいても文化財の保存・継承に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、各災害に対応したより具体的な対策等の検討が急務である。

加えて、「教育委員会業務継続計画」（教育委員会版BCP：令和3（2021）年4月1日改訂）においては、非常時優先業務実施要領第1グループ（直ちに実施・再開する業務）として博物館や美術館等の被害状況の確認などの施設管理業務が、同じく非常時優先業務実施要領第3グループ（概ね1週間以内に実施する業務）として、文化財等の被害状況等確認が定められている【別添資料⑤】。

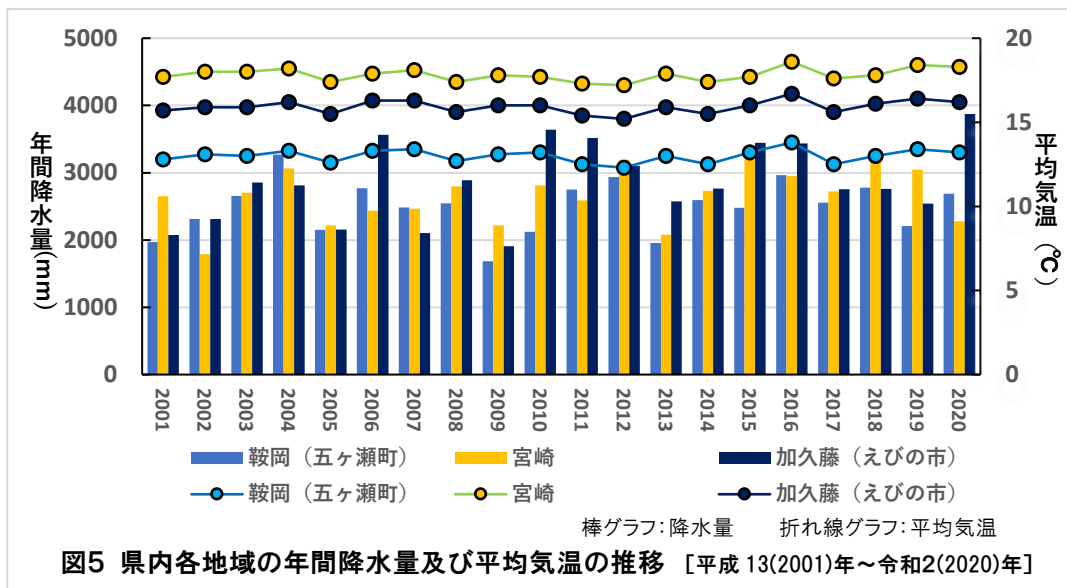
（2）「宮崎県中山間地域振興計画」

本県では、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため平成23（2011）年3月「宮崎県中山間地域振興条例（宮崎県条例第20号）」を制定し、同年9月に「宮崎県中山間地域振興計画」を策定した。その後、人口減少・少子高齢化など、中山間地域を取り巻く環境がますます厳しくなると予想されることから「平成27（2015）年度～平成30（2018）年度」・「令和元（2019）年度～令和4（2022）年度」と4年ごとに計画改定が行われてきている。その中で、豊かな自然や歴史、伝統文化などの地域資源を有効活用したふるさとへの誇りや愛着の育みをはじめ世界農業遺産など世界ブランドを生かした取組を推進し、交流人口の増加による地域活力の向上のほか、外部専門家による地域資源の掘り起こしや磨き上げによる地域活性化など外部人材の活力の取り込みなどが示されている【別添資料③】。

（3）「宮崎県観光振興計画」

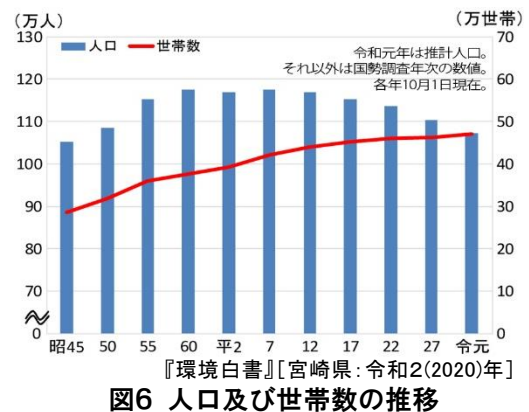
本県の総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画の位置付けとして、令和元（2019）年に、令和4（2022）年度までの4か年計画が策定された。具体的な取組プロジェクト3つの内の1つ「みやざきの強みを生かした誘客の推進」に、「(1)「神話の源流みやざき」ブランドを生かした観光誘客の推進」及び「(2)世界ブランド等を生かした観光誘客の推進」、「(5)本県ならではのテーマ観光の推進」において、自然景観や神楽、古墳、食などの文化資源の保存と活用が重要な役割を果たすと位置付けられている【別添資料④】。

気候は、昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年まで 30 年間の平年値では、快晴日数 53 日、日照時間 2,116 時間、平均気温 17.4℃と温暖な地帯に属するが、西部山沿いは平均気温 15℃以下、中でもえびの高原では年平均気温が 9.7℃と東北地方に等しい寒冷地の様相を示すなど、複雑な地勢により気温の地域差が大きい。一方、降水量は県全域で年間 2,000 mm以上の雨が降り、年間 2,800 mmを超える地域が総面積の 3分の1 を占める全国でも有数の多雨地帯で、特に、霧島山系・^{わにづか}鱈塚山系では 3,000 mmを超え、日本の最多雨地帯となっている。そのほか、本県は全国的にみても竜巻の発生が多く、平成 3(1991)年から 15 年間の統計では、全国第 4 位の確認数で、そのうち 6～7 割が宮崎市を含む宮崎平野で発生している。

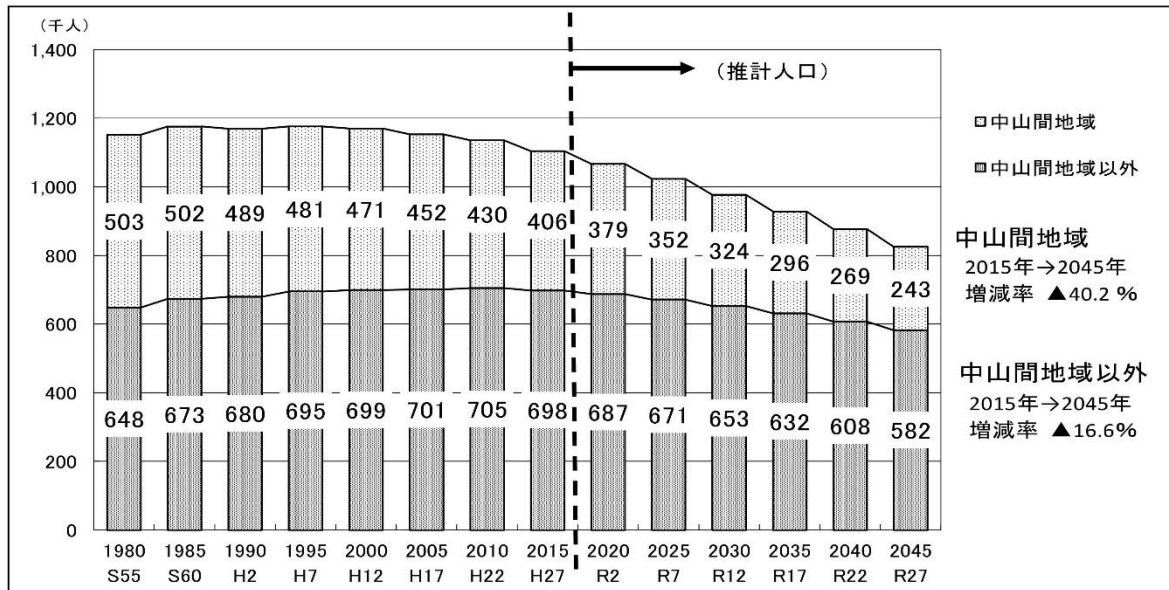


2. 人口・世帯数

令和元(2019)年 10 月 1 日現在の本県の推計人口は、1,071,723 人(男 504,361 人、女 567,362 人)で、前年同月比 0.74%(8,004 人)減少している。昭和 45(1970)年以降の本県人口の推移を国勢調査年次ごとにみると、昭和 60(1985)年まで増加しており、特に昭和 50(1975)年～55(1980)年にかけて大きな増加を示す。その後、緩やかに増減を繰り返し、平成 7(1995)年以降、減少が続いている。一方、令和元(2019)年 10 月 1 日現在の本県の世帯数は、470,687



世帯で、前年同月比 0.45%(2,094 世帯)の増加となっている。また、本県の人口は、「宮崎県中山間地域振興計画」によれば、平成 27(2015)年の 1,104,000 人から令和 27(2045)年では 825,000 人と 279,000 人(約 25.9%)減少すると推定され、人口減少率は県全体、中山間地域とも年を追うごとに増大している状況にある。特に、中山間地域の人口減少は著しく、平成 27(2015)年から令和 27(2045)年までに 160,000 人(約 40.2%)の減少率となっており、今後、本県の人口減少がさらに加速化することが見込まれる。



資料：2015(平成27)年までは総務省統計局「国勢調査結果」、2020(令和2)年以降は県の独自推計
『宮崎県中山間地域振興計画』[宮崎県：令和元(2019)年]より転載・編集

図7 宮崎県内市町村と中山間地域

3. 土地利用

本県の平成元(1989)年度からの土地利用区分の推移は、表2のとおりで、平成 29(2017)年度には、県土は森林が約 75.7%(約 585,682 ha)を占め、次いで農地が約 8.6%(約 66,80 ha)となっている。平成元(1989)年度からの平成 29(2017)年までの約 30 年間に於いて農用地は約 14,050 ha(約 17.4%)の減少、逆に道路が 17,017 ha(36.6%)、宅地が約 15,602 ha(25.6%)増加している。

年度	農用地	森林	原野	水面、河川、水路	道路	宅地	その他	合計
H1	80,850	590,005	2,974	23,031	19,185	21,925	35,564	773,534
	10.50%	76.30%	0.40%	3.00%	2.50%	2.80%	4.60%	100%
H10	72,965	589,859	3,068	22,512	22,492	24,318	38,194	773,408
	9.40%	76.30%	0.40%	2.90%	2.90%	3.10%	4.90%	100%
H20	69,765	588,867	2,998	22,645	25,023	26,411	37,771	773,480
	9.00%	76.10%	0.40%	2.90%	3.20%	3.40%	4.90%	100%
H29	66,800	585,682	2,204	22,621	26,202	27,527	42,496	773,532
	8.60%	75.70%	0.30%	2.90%	3.40%	3.60%	5.50%	100%

(各年度の数値を「環境白書 宮崎県」より抜粋・編集)

表2 県土の利用区分面積の推移 (面積単位はha)

4. 自然災害等

本県は、概ね年間を通して温暖な気候に恵まれているが、地理的・自然的条件等から台風等による風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の影響を受けやすく、毎年、台風や記録的な豪雨による被害が県内各地で発生している。近年では、平成 19(2007)年の台風 4 号と集中豪雨により都於郡城跡(西都市：国史跡)が、平成 30(2018)年の台風 24 号により佐土原城跡(宮崎市：国史跡)が一部毀損するなど、文化財が被災する事例が発生している。

地震については、これまで県内では、日向灘を震源とした地震による津波などにより約 200 名の死者を出した寛文 2 (1662) 年の外所地震や多くの家屋が全半壊した昭和 43 (1968) 年のえびの地震など多大な被害をもたらす地震に見舞われてきた。国内に目を向ければ、平成 23 (2011) 年の東日本大震災において、これまでの想定をはるかに超える津波により、広域に甚大な被害をもたらした。本県においても南海トラフ巨大地震による被害想定が行われている。なお、これまでの災害の記憶を伝承するものとして、古文書による記録や、外所地震後、この地震・津波の被害を後世に語り伝え、防災上の戒めとするため、宮崎市熊野字島山に 50 年ごとに建立されている供養碑や延岡市の伊形花笠踊り(県指定)などが知られている。

火山災害では、発掘調査において、人類や生態系に大きな影響を及ぼした巨大噴火による火山灰等が幾層も確認されている。代表的な火山噴火としては、阿蘇山・始良カルデラ・鬼界カルデラ・桜島などの噴火のほか、最近では、平成 23 (2011) 年に霧島山新燃岳が昭和 34 (1959) 年以来 54 年ぶりに爆発的噴火を起こし、周辺市町に多量の火山灰が降り積もり農作物等への被害が発生している。

県では、これまでに発生した災害等の分析や近年の都市化・高齢化・国際化・情報化など著しい社会構造の変化に十分配慮しながら、県民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、県・市町村・指定公共機関等がそれぞれの全機能を有効に発揮して本県の自然災害における応急対策、災害復旧等を効果的に実施することを目的に「宮崎県地域防災計画」(令和 3 (2021) 年 3 月修正：宮崎県防災会議)を策定している。

5. 観光

本県の令和元(2019)年度の観光入込客数は延べ約 15,881,000 人回で、前年に比べ 1.9%の増加となったが、全国的には 30 位代の数となる。このうち、県外客が約 7,199,000 人回(そのうち訪日外国人は約 354,000 人回)である。旅行の目的としては、

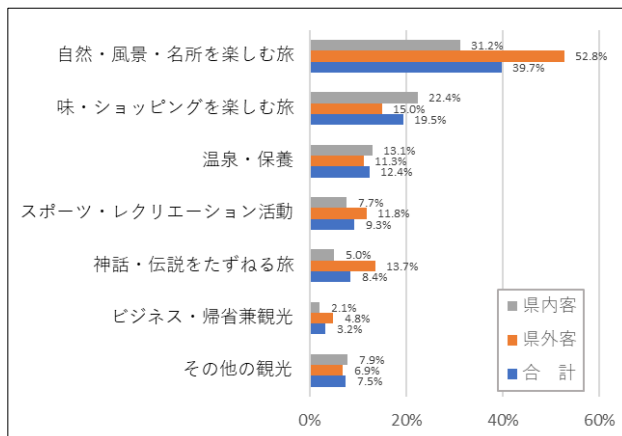
「自然・風景・名所を楽しむ旅」が最も多く全体の約 40%近くを占め、以下「味・ショッピングを楽しむ」(19.5%)温泉・保養(12.4%)、「神話・伝説をたずねる旅」(8.4%)となっている。観光地の上位では高千穂町、青島、鶴戸神宮、西都原古墳群など、文化財を含め神話・伝承の地が上位を占めている。また、県外客の本県への訪問動機としては、「以前来てよかったから」(20.9%)、「物産・観光展を見て」(13.9%)、「インターネットを見て」(12.4%)となる。

	H20	H25	H30
高千穂町	1,496,500	1,445,600	1,401,400
青島	745,368	911,252	1,014,892
鶴戸神宮	1,026,739	1,005,311	987,897
西都原古墳群	905,016	951,893	864,642
酒泉の杜	826,782	629,946	724,342
道の駅つの		410,058	682,528
道の駅えびの		427,321	662,337
えびの高原	741,072	931,851	525,225
宮崎神宮	509,540	513,400	515,600
道の駅フェニックス	793,583	650,026	503,542
道の駅北川はゆま		178,995	448,262
道の駅日向物産館	559,678	556,046	446,342
霧島ファクトリーガーデン	678,041	453,264	419,960
高千穂牧場	516,241	445,000	387,356
道の駅高岡	336,720	366,079	375,879
道の駅とうごう	308,835	290,993	348,255
道の駅めいつ		202,299	342,567
フェニックス自然動物園	300,084	339,328	321,745
フローランテ宮崎	318,164	358,653	311,627
かかしの里ゆぼつぼ	366,732	245,480	302,440

『県観光入込客統計調査結果』より各年度の数値を抜粋

表3 宮崎県内主要観光地の観光入込客数

	自然・風景・名所を楽しむ旅	味・ショッピングを楽しむ旅	温泉・保養	スポーツ・レクリエーション活動	神話・伝説をたずねる旅	ビジネス・帰省兼観光	その他の観光
県内容	31.2%	22.4%	13.1%	7.7%	5.0%	2.1%	7.9%
県外客	52.8%	15.0%	11.3%	11.8%	13.7%	4.8%	6.9%
合計	39.7%	19.5%	12.4%	9.3%	8.4%	3.2%	7.5%



①宮崎県への旅行目的(表)

②宮崎県への旅行目的(グラフ)

	以前来てよかつたから	物産・観光展を見て	インターネットを見て	知人・親戚がいるから	以前から来てみたかったから	ただ何となく	テレビを聞いて	ラジオを聞いて	クチコミを聞いて	パンフレットを見て	旅行者から勧められて	新聞・週刊誌を見て	その他	合計
日帰り客	23.4%	15.3%	11.5%	6.0%	7.1%	8.8%	5.7%	5.4%	3.6%	2.8%	2.8%	6.9%	100.0%	
宿泊客	16.4%	12.1%	15.8%	11.7%	9.9%	5.6%	2.5%	2.5%	4.5%	3.5%	2.8%	12.6%	100.0%	
合計	20.9%	13.9%	13.3%	8.4%	8.3%	7.4%	4.3%	4.3%	4.0%	3.1%	2.8%	9.4%	100.0%	

③宮崎県への訪問動機(表)

『令和元年度 宮崎県観光入込客統計調査結果』[宮崎県観光推進課: 令和2(2020)年]より引用

図8 宮崎県への旅行目的・訪問動機

第2節 宮崎の自然環境及び歴史文化の特徴

1. 地質・地形

(1) 地質

南北に長い宮崎県は、九州の東海岸から中央山地までを構成しており、古生代から新生代までの幅広い時代の地質体が分布している。複数の火山が現在も活動し火山の博物館とも呼ばれる霧島火山群をはじめ、九州の中央部に分布する巨大カルデラからもたらされた複数の火砕流堆積物に見られる柱状節理の景観や、宮崎平野に分布する波状岩（鬼の洗濯岩）や段丘地形などの新生代の隆起地形は、国内有数の規模を誇る。これらの地形や地質には、鍾乳洞や溪谷、庭園など多様な文化財が形成され、宮崎県の大きな特徴といえる。

以下、おもな形成年代ごとの地質とそこに形成された文化財についてまとめる。

ア. 古生代シルル紀から新生代古第三紀（約4億5千万年前～約2300万年前）

宮崎県の地質の骨格は北東から南西に延びる帯状の地層群で構成される。これらの地層群は形成年代や堆積環境などで区分されている。県北西部には主に古生代から中生代にかけて形成した県内最古の地層群である秩父帯が分布する。秩父帯の石灰岩層には、地下水脈で浸食された国天然記念

物の「柘の滝鍾乳洞」(高千穂町)・「七折鍾乳洞」(白之影町)がある。

秩父帯の南東側は断層で四万十帯(四万十累層群)に接する。これは中生代末から新生代に形成した地層群が主体で年代の古い順に諸塚層群、日向層群、日南層群などで構成され県内最大の分布域となる。四万十累層群には、当時の海底火山から噴出した枕状溶岩の痕跡が残る「鬼神野・柵尾溶岩溪谷」(椎葉村・美郷町:県名勝)や千枚岩の岩盤に形成された「那智の滝」(延岡市:県名勝)などがある。

イ. 新生代新第三紀～第四紀(約2300万年前～約150万年前)

約1500万年前には日本列島の原形が誕生し、火山の活動の活発な時期が続いた。この時期には、噴火や貫入により祖母山や尾鈴山、大崩山など様々な火山が形成された。関連する文化財には、尾鈴山の溶結凝灰岩が作る柱状節理で構成される「尾鈴瀑布群」(都農町:国名勝)・「妙国寺庭園」(日向市:国名勝)、「日向岬の柱状節理」(日向市:国天然記念物)がある。また、「行勝山」(延岡市:県名勝)は大崩山を取り巻く環状岩脈である。

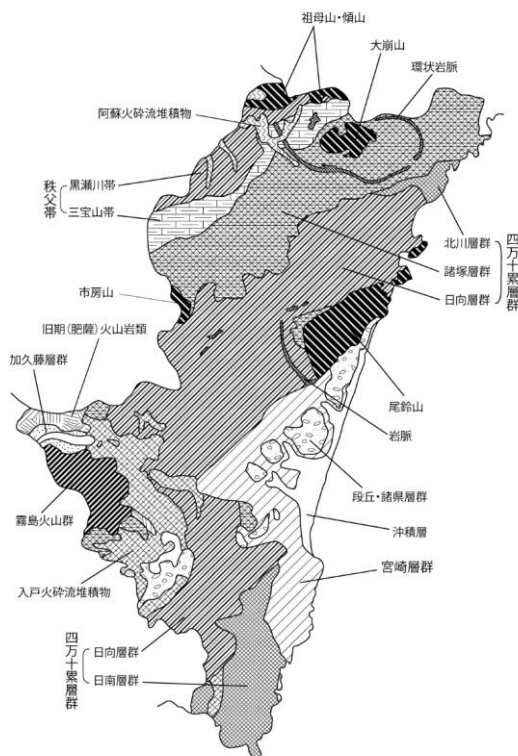
約1000万年前から約150万年前まで宮崎平野を構成する宮崎層群が、基盤の四万十累層群を覆って海底に堆積した。宮崎層群は、海底地すべりなどによって形成された砂岩泥岩互層が



青島の隆起海床と奇形波蝕痕(宮崎市)

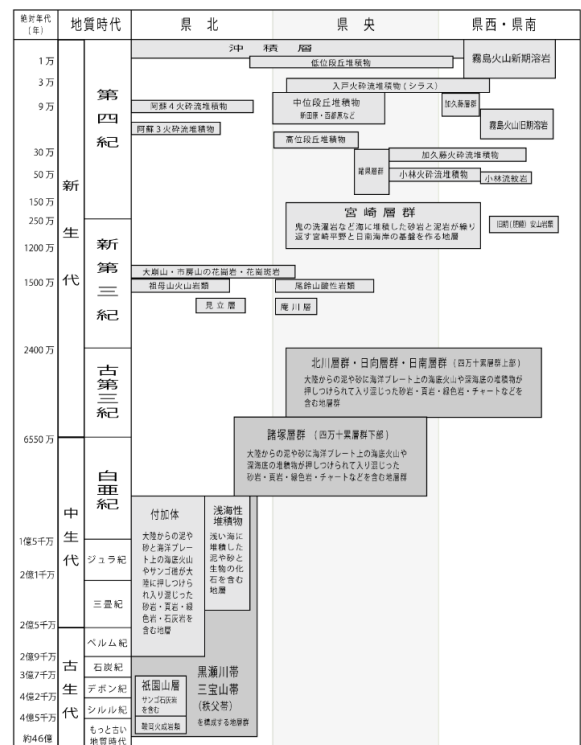


双石山のタフォニ(宮崎市)



『みやざき地質ハンドブック』(宮崎県総合博物館)を一部改変

図9 宮崎県の地質概略図



『みやざき地質ハンドブック』(宮崎県総合博物館)を一部改変

図10 宮崎県の地質早見図

隆起し絶妙なバランスで波蝕された海蝕台などの国内有数の面積を誇る波蝕地形を形成した。「青島^{あおしま}の隆起海床と奇形波蝕痕^{きけい はしよくこん}」（宮崎市：国天然記念物）や「鵜戸千畳敷奇岩^{うど にちなん}」（日南市：県天然記念物）があり、「双石山^{ほういしやま}」（宮崎市：国天然記念物）では国内最大級のタフォニ（塩類風化）地形が分布する。厚い砂岩層に穿たれた「蓮ヶ池横穴墓群^{はすがいけ}」（宮崎市：国史跡）の横穴墓、砂岩層下位の海蝕洞^{かいしよくどう}として「鵜戸^{うど}」（日南市：国名勝）なども宮崎層群に形成された文化財である。

ウ. 第四紀（約 150 万年前～現在）

約 100 万年前以降に隆起をはじめた九州山地と鱈塚^{わづか}山地の間に形成した野尻^{のじり}、綾^{あや}周辺の凹地や、離水した宮崎層群にできた谷地形を埋めるように、諸県層群が堆積する。このあと宮崎平野北部には、気候変動と大地の隆起の繰り返しによって多数の段丘が形成され、宮崎市の海岸部には砂丘列が堆積した。

第四紀の火山活動では、国内有数の分布数を誇る火砕流堆積物や多数の火山灰層などを残している。

約 53 万年前に小林火砕流^{こばやし}、約 34 万年前に加久藤火



高千穂峽の柱状節理（高千穂町）

砕流が噴出している。約 9 万年前の阿蘇 4 火砕流^{あそよん}は、県北部の西臼杵地方から海岸部の延岡に達しており、約 3 万年前には錦江湾の北に位置する始良カルデラが入戸火砕流を噴出し、県南から宮崎平野に達する地域が覆い尽くされている。県内に分布する景勝地や名勝などは、五ヶ瀬川^{ごかせ}、一ツ瀬川^{ひとつせ}、大淀川^{おおよど}などの河川を埋積した火砕流堆積物による溶結凝灰岩の岩盤を浸食して形成されたものが多い。「五箇瀬川峡谷（高千穂峡谷）」（高千穂町：国名勝及び天然記念物）は阿蘇山、「関之尾の甕穴^{けつ}」（都城市：国天然記念物）や「須木の滝^{すき}」（小林市：県名勝）は加久藤カルデラからの火砕流による溶結凝灰岩で形成されている。また、各地の溶結凝灰岩は、加工の容易な石材「灰石^{はいし}」などとして、古くは古墳時代の石棺から文化的景観の石垣や石塔などに多用される。霧島火山群は、加久藤カルデラの南縁で約 30 万年前頃から活動を開始し、活動を繰り返して複雑な山谷を持つ複合火山に成長した。現在でも新燃岳^{しんもえだけ}や硫黄山^{いおうやま}などは活発に活動している。この地域は、霧島ジオパークに指定され、ジオツーリズムや教育活動などの取組を行っている。また、宮崎県は九州中央の火山フロントの東側に位置しており、約 7300 年前の鬼界アカホヤ^{きかい}、約 3 万年前の始良 Tn^{あいら}、約 4～5 万年前の霧島イワオコシ、アワオコシなどの多数のテフラが堆積しており、これらは段丘の形成年代決定や遺跡の年代指標として利用されている。

（2）地形

山岳は宮崎平野よりも北西に多く分布し、その多くは国定公園、県立自然公園を有し、大崩山を中心に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として、霧島火山群は「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに指定されている。

河川の多くは隆起した九州山地側から東方の太平洋に向かって流下する水系である。九州最多の 200 を超える滝は地質との関連が深く、厚い砂岩層に形成した祇園滝(木城町)、布水の滝(西米良村)や溶結凝灰岩の岩盤に形成した関之尾の滝(都城市)、矢研の滝(都農町)などがある。



祇園滝(木城町)

海岸は県北の日豊海岸が四万十累層群で構成されるリアス式海岸、門川町の遠見半島から日向市の権現崎までが尾鈴山溶結凝灰岩による柱状節理の卓越した岩礁、日向以南の宮崎平野沿いが礫浜と砂浜、青島から都井岬までの日南海岸が宮崎層群の砂岩泥岩互層のつくる波状岩と日南層群で構成される岩礁である。この海岸線は日豊海岸国定公園、日南海岸国定公園に指定されている。

平野はおもに海岸部の河口域に広がる沖積平野である。最も面積が大きい宮崎平野には国内有数の複数の段丘が広がる。段丘は古いほど隆起する期間が長いこと標高が高い。東原(西都市)などの最高位段丘が 78 万～34 万年前以前、茶臼原(西都市)などの高位段丘が約 30 万～24 万年前、三財原(西都市)などの中位段丘が約 13 万～7 万年前、三日月原(都農町)などの沿岸の低位段丘や扇状地が約 7 万年前以降に形成した。「西都原古墳群(西都市：国特別史跡)」・「生目古墳群(宮崎市：国史跡)」・「持田古墳群(高鍋町：国史跡)」・「新田原古墳群(新富町：国史跡)」などの古墳群は、いずれも中位から低位の段丘面上に構築されている。段丘上には、旧石器時代や縄文時代などの遺跡も多数分布しており、生物相の豊かな平原としての生活の場であったと想定される。

内陸には火山性カルデラ地形の加久藤盆地(えびの市)、小林盆地(小林市)があり霧島ジオパークの中心的なジオサイトである。また、構造性の凹地と考えられる都城盆地には、大淀川の流出部を堰き止めるように堆積した始良溶結凝灰岩(灰石)を切り出して水路を作った「観音瀬水路」(都城市：県史跡)などがある。

2. 生態系

(1) 植生

本県は、黒潮や梅雨、台風による影響を受ける温暖多雨型気候であり、気候区分は、太平洋側が南海型気候区、九州山地側が山地型気候区に分類され、高低差は海岸部から本県最高峰の祖母山まで 1756m である。植生の垂直分布は海拔約 1000m を境に下部が常緑広葉樹林である照葉樹林(ヤブツバキクラス)、上部が夏緑広葉樹林帯(ブナクラス)のブナ林などが見られる。沿岸部は黒潮の影響を受け、亜熱帯性植物も分布し、海岸砂丘植生や海岸岩崖地植生、塩沼湿地も見られる。本県は、気候条件等から、海岸部や火山性荒原域、湿原、水域等以外、原植生のほとんどがヤブツバキクラス(照葉樹林域)とブナクラス(ブナ林域)に属する森林性の植生域となっている。海拔 1000m 以下に見られる照葉樹林は特筆すべき森林環境であり、大規模な森が残されている。標高 1000m 以上のブナやミズナラなどが優占する夏緑広葉樹林は、日本の南限域に位置する森林として貴重である。

(2) 生物と自然環境

本県は、亜熱帯から暖温帯、冷温帯の気候帯があり、海岸地帯から沖積低地帯、低山帯、山地帯など多様な環境が存在することに加え、地史的背景や火山的背景等の影響もあり、豊かな生物相が形成されている。沿岸部の青島(宮崎市)には本県を代表する景観となっているピロウの純林があり、日南海岸はヘゴやソテツな



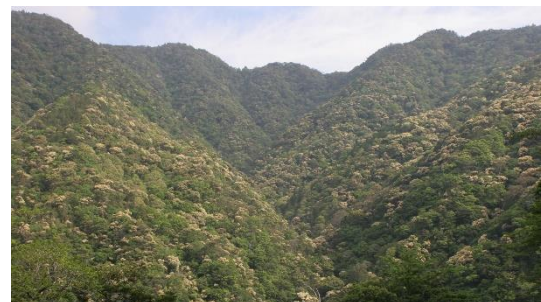
都井岬の御崎馬(串間市)

どの北限地となっている。幸島(串間市)は動物の世界で初めて文化的行動が確認されたニホンザルの生息地であり「幸嶋サル生息地」として、都井岬(串間市)の「御崎馬」は日本在来馬の姿をとどめる野生馬の重要な生息地となっており「岬馬およびその繁殖地」として、ともに国の天然記念物に指定されている。本県の海岸砂浜は日本有数のアカウミガメの産卵地となっており、その規模は世界的に見ても大きい。枇榔島(門川町)は「カンムリウミスズメ」(国天然記念物)の世界最大の繁殖地として知られている。

里地里山・田園地帯の水田・湿地・ため池・小川・草地も多様な動植物の生育地・生息地として重要な環境となっている。平野部にはため池や湿原が点在しており、浮葉・浮水、沈水の植物群落や湿生植物が見られる。中でも「川南湿原植物群落」(川南町：国天然記念物)は、九州でこの場所にしか自生しない種類や東海地方の湿原との共通種が多く、九州では特異な湿原となっている。宮崎平野を中心に分布するため池群はオニバスなどの水生植物を育む環境となっている。草地はエヒメアヤメなど寒冷な気候を好む大陸系植物の生育地でもある。

河川の殆どが九州山地から東流し、平野部を経て日向灘に注ぎ込んでいる。上流から下流の水域は水生生物や水鳥などの生息地や繁殖地である。河口部や干潟はクロツラハラサギなどの渡り鳥の中継地ともなり越冬地も多く、甲殻類や魚貝類などの生息地となっている。

照葉樹林帯は低地から標高を上げるにつれ、海岸部のムサシアブミータブノキ群集から、ミミズバイースダジイ群集、ルリミノキーイチイガシ群集、イスノキーウラジロガシ群集、コガクウツギーモミ群集などへと移る。照葉樹林には、ヤマネ・クマタカ・ヤイロチョウ・ゴイシツバメシジミなどの希少な鳥獣や昆虫なども生息している。綾町周辺の原生的な照葉樹林は国内最大級とされ、「綾ユネスコエコパーク」に登録されている。夏緑樹林は本県と大分県境の「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録地や九州山地に見られ、照葉樹林にも生息するニホンカモシカや北方系植物をはじめとする多様な生物の宝庫となっている。鹿児島県境に位置する霧島山の落葉広葉樹林上部の山頂部周辺は森林が発達せず、ミヤマキリシマの群落が見られる。えびの高原(小林市・えびの市)周辺には固有植物「ノカイドウ」の自生地もあり、モミ・ツガなどが優占する南九州では貴重な針葉樹の原生林も見られる。



照葉樹林(綾町)

3. 歴史的環境

(1) 旧石器時代～古墳時代

旧石器時代は、狩猟採集によって食料を確保し、獲物となる動物等を追って遊動する生活であった。本県の旧石器時代には、度々、火山災害に見舞われ、中でも人類史上最大とも言われる入戸火砕流・始良Tn火山灰(約 30,000 年前)による環境変化は、人々の生活に壊滅的な影響を及ぼした。一方で、黒潮に洗われる沿岸部では、日本列島の他地域より温暖な環境であるなど、多様な生活環境が形成されていた。本県の旧石器時代の特徴的な石器の1つに、槍先に装着された剥片尖頭器や、槍先等の刃を作り出した残りで見出しの県内発見地名を冠した船野型細石刃核や畦原型細石刃核等が知られている。本県の旧石器時代の遺跡数は全国的にみて多く、平成 22(2010)年時点で約 250 か所以上が発見され、県内では少なくとも2万年に及ぶ旧石器時代の存続期間の内には、1つの遺跡において複数の時期の生活痕跡が重なり合って層をなして残っている例も数多く確認されている。

縄文時代は、土器の使用が始まり、地面を掘り窪めて柱を立て、屋根を葺きおろした竪穴住居等から構成される集落や貝塚が形成されるようになり、定住的な生活様式となっていく。清武上猪ノ原遺跡(宮崎市:県史跡)は、定住生活を始めた頃の集落跡であり、九州初出土となる矢柄研磨器等が出土している。また、縄文時代早期になると、石蒸し料理等に用いられたと考えられる集石遺構や燻製等の施設とされる炉穴が台地の縁辺部に数多く作られ、一方で台地の中ほどでは動物を獲るための落し穴猟が行われた。貝殻の施文が特徴的な土器や壺形土器、球状耳飾等の装身具や各種の石器の存在等から、人口が増え、豊かな文化が展開していたと推定される。しかし、縄文時代早期末の鬼界カルデラの大噴火による鬼界アカホヤ火山灰(約 7,300 年前)の降灰によって本県は大きな影響を受け、一定期間、遺跡数が減少する。縄文時代中期以降には瀬戸内地方からの文化の影響が見られ、河川漁の活発化や、東日本に特徴的なヒスイ製玉等による装身、マメ類の栽培等が取り入れられた。本野原遺跡(宮崎市:国史跡)は、西日本でも有数の縄文時代前期から後期にかけての集落遺跡であり、特に縄文時代後期の多くの竪穴住居跡や大型掘立柱建物跡、環状の盛り土や窪地といった土木工事の痕跡、環状に配された多数の土坑等が発見された。このほか、沿海部における漁を中心とした狩猟採集生活を物語る下弓田遺跡(串間市)、石棒や土偶といった精神文化の一端を示す遺物とともに山間部での生活や文化交流を示す陣内遺跡(高千穂町)、南九州と西九州との間で盛んな交流がなされたことの本田遺跡(小林市)、開地のみでなく洞窟も生活空間であった証しである尾平野洞窟遺跡(都城市)等が知られている(4件とも県史跡)。さらに、縄文時代晩期には、北部九州とあまり変わらない時期に、シラス台地等の本県の地勢によく適応する形で水稻農耕を採用したことが、坂元A遺跡(都城市)・桑田遺跡(えびの市)等で判明している。

弥生時代は、日本列島に「クニ」が誕生する時代であり、内陸部のシラス台地や沿岸平野の河岸段丘や沖積地といったそれぞれの地勢に合った水稻農耕・畑作が広がり、木製農具の発達とともに鉄製の道具も使用されるようになった。農業生産の増加とともに人口も増え、台地上には大規模な集落が営まれるようになる。各集落では、海山を越えてもたらされた九州各地や瀬戸内地方の土器・石器が地元産のものとともに用いられており、各地域の人々や物が行き交う、広い地域間交流の状

況がうかがえる。また、貝殻の集積や炭化したイネやイチイガシ等も集落内で発見され、当時の食糧事情の一端を物語っている。弥生時代後期～古墳時代初頭頃には、全国的にも珍しい住居形態である間仕切りを持つ^{かべんじょうじゅうきよきあと} 竪穴住居跡（花弁状住居跡ともいう）が宮崎平野を中心に採用された。弥生時代の墓は発見数が少ないものの、弥生時代終末期になると^{ひがしひらした} 東平下2号方形周溝墓^{ほうけいしゅうこうぼ}（川南町：国史跡）をはじめ、大規模な墓群や鉄製武器の副葬等が見られ、地域ごとに有力な首長が登場したことを伺わせる。



花弁状住居跡(新富町)

古墳時代は、古代国家の形成期である。かつては、当時の中央政権のあった畿内から遠隔地であることや、^{ちかしき} 県央から県南地域にかけて分布する地下式^{よこあなほ} 横穴墓等の特異な墓制の存在から、後世の“隼人”等のイメージとも結びつけられ、本県の古墳時代の特殊性が強調されたこともあった。しかし、近年の調査研究の進展から、本県においても出現期から古墳が築造され、古墳時代前期から中期には九州最大級の前方後円墳が継続して築かれたこと、さらに汎列島の墓制ともいえる前方後円墳と独自の地下式横穴墓の共存や、その古墳規模や副葬品の内容から畿内と本県域との強い結びつきに加え、遠くは朝鮮半島や南西諸島との幅広い交流のあった実態が解明されつつある。

本県では、大正時代、全国に先駆けて古墳の本格的な学術調査が当時の有吉忠一県知事の呼びかけで実施されたこともあって、早くから古墳の史跡指定が進められ、また地域で守り続けたことで全国的にみても県内一円に多くの古墳が保存されてきた。その数は、前方後円墳170基、前方後円墳以外の墳丘を持つ古墳（円墳や方墳）約1,400基、地下式横穴墓約950基、横穴墓約1,150基、総数にすると3,600基を超えている。特に小丸川・一ツ瀬川・大淀川流域の宮崎平野に古墳の大多数が集中しており、主なものには、4世紀代における九州最大規模の古墳群である生目古墳群（宮崎市：国史跡）、5世紀代の巨大古墳である男狭穂塚・女狭穂塚をはじめ、古墳の数・種類・規模ともに全国最大級の西都原古墳群（西都市：国特別史跡）、6世紀の西日本有数の質・量となる埴輪群が出土した百足塚古墳を含む新田原古墳群（新富町：国史跡）等

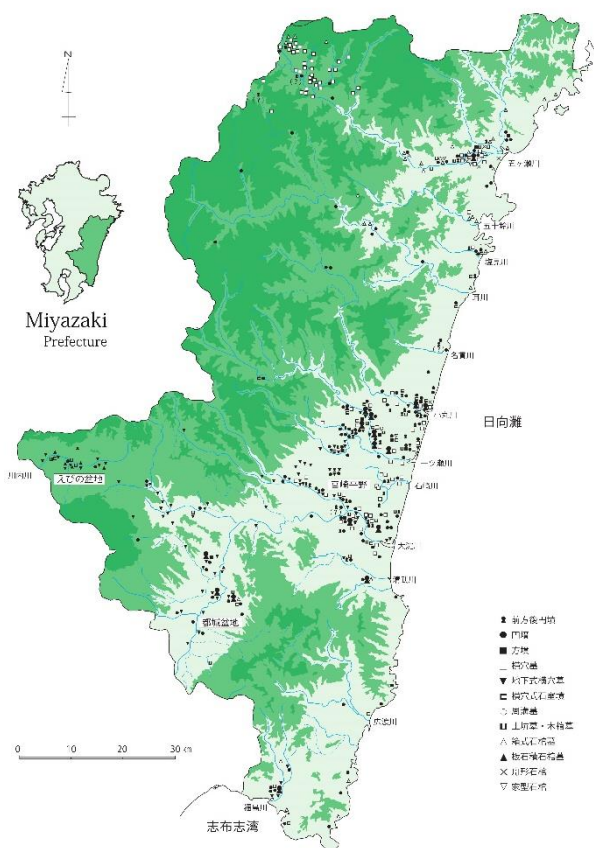


図 11 宮崎県における古墳の種類とその分布

がある。この他、七折村古墳(日之影町)・西郷村古墳(美郷町)・門川町古墳(門川町)・百塚原古墳群(西都市)・西米良村古墳(西米良村)・宮崎市下北方古墳(宮崎市)・狐塚古墳(日南市)・福島町古墳(串間市)・東二原地下式横穴墓群(小林市)(いずれも県史跡、名称は指定時のもの)や、島内地下式横穴墓群(えびの市)等が挙げられる。また、西都原古墳群出土の子持家形埴輪等には畿内の埴輪製作集団の関与があったことが明かされ、特異な墓制である島内地下式横穴墓群・下北方5号地下式横穴墓(宮崎市)の副葬品には、畿内や朝鮮半島との交流を物語る優品が含まれており、国重要文化財に指定されている。さらに、地下式横穴墓からは、副葬された鏡や玉類、蛇行剣などの刀剣類、甲冑、多種多様な鉄鏃、南海産貝(イモガイ)を取り込んだ馬具等が出土している。また、集落遺跡も沿海部から平野部、山間部に至るまで発見されている。特徴的な事項として、有力首長の居館跡や高床倉庫建物がほとんどみられないこと、石錘を用いた漁があったこと、高坏を転用した鞆の羽口と敲石による鍛冶作業や古墳時代後期に竈を持つ生活様式の登場等がある。

(2) 古代

7世紀後半になると、東アジアの情勢にならってヤマト政権の内部でも中央集権化が目指され、律令国家建設への道をたどり始めることとなる。大宝元(701)年に大宝律令が制定・施行され、日本の律令体制は本格的に開始される。

奈良・平安時代の律令制度下において、宮崎県域は「日向国」と呼ばれ、8世紀の初めに大隅国の分立を経て、ほぼ現在の宮崎県域を国域とする日向国の領域が定まり、五畿七道のうち西海道に含まれる一国として、大宰府の強い管理下に置かれた。

各国の行政を司った官衙(国衙)の所在地を国府というが、日向国の国府は、現在の西都市にあったことが判明している。国府には、中央政府から国司が派遣され、国の行政を担当した。また、各郡には現地の有力者から世襲的に任命されてきた郡司たちがいた。日向国府跡(西都市:国史跡)では、瓦葺きや礎石を持つ建物があつたことや築地塀で囲まれていたこと、律令国家が発行した「和同開珎」や「萬年通寶」等の銭貨や「主帳」と書かれた墨書土器など貴重な遺構や遺物が多数発見されている。天平13(741)年には聖武天皇の詔(発願)により全国に国分寺が造営されるが、日向国府跡の南西約1.4 kmの中間台地上には、日向国分寺跡(西都市:国史跡)がある。また、奈良時代に郡印を用いた文書行政が行われていたことを示す重要な資料として「児湯郡印」(国重要文化財)が伝わっている。また、都と諸国を結ぶ道路には30里(約16 km)ごとに「駅」が設置された。『延喜式』には、県内に長井・救麻・野後など16か所の駅の記載がみえ、豊後や肥後、大隅



墨書土器(余り田遺跡:宮崎市)

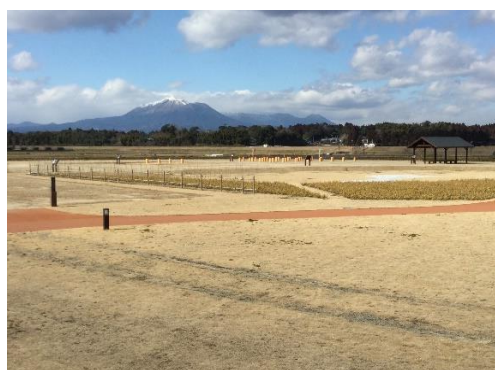


日向国分寺跡(西都市)

へのルートが想定される。古代の集落の多くは台地や丘陵などの高台に立地し、住居は9世紀以降も竪穴建物が多いため、一般的な集落は竪穴建物と掘立柱建物で構成される。県内各地では須恵器や瓦の生産も始まり、^{したむらかまあと}下村窯跡群(宮崎市)では、操業時、日向国分寺や日向国府へ布目瓦^{ぬのめがわら}を供給していたと想定される。その他、本県では古代の文字資料は極めて限られたものしか残されていないものの、県内では墨で文字や記号が書かれた土器が800点以上出土している。

平安時代の日向国は、『延喜式』(民部上)によると、上・大・中・小国のうちの「中国」であり、^{うすき}臼杵郡・^{こゆ}児湯郡・^{なか}那珂郡・^{みやま}宮崎郡・^{もろかた}諸県郡の5つの郡から構成されていた。また、『和名類聚抄』^{わみょうるいじゅうしょう}にも、日向国の5郡28郷の郡・郷名が列記されており、国府は児湯郡に置かれていたとしている。

平安時代の中期以降になると、国司の中には現地へ赴任しないものも現れ、また地方の行政を担っていた郡司勢力も弱まっていく。そうした中、国司の権限が大きくなり、子弟・郎党などを引き連れて赴任し、国衙を再編成し強力な支配を展開する国司も現れる。これらの国司は受領と呼ばれた。一方、9世紀後半以降、律令体制が変容し、地方において「富豪層」が台頭してきており、県内でも^{まわたり}馬渡遺跡(都城市)など多くの遺跡が調査されてい



大島畠田遺跡(都城市)

る。その中でも大島畠田遺跡(都城市:国史跡)は、大型建物・門・池などを備え、大宰府や中央政府と関係のある有力者の邸宅跡と考えられている。

10世紀から11世紀の半ばにかけては「受領の時代」と呼ばれるほどに、受領による支配が展開された時代である。こうした支配が展開される中で、地域の有力者は受領による強引な収奪から自分の土地に関する権利を守るため、中央の権門に寄進しようとする動きが起こる。こうして国衙支配体制を基盤として荘園公領制が形成されることになった。中でも島津荘は、^{まんじゆ}万寿年間(1024~1028)に大宰大監の^{だざいだいげん}平季基^{たいらのすえもと}が一族や近隣有力者の協力を得て島津駅周辺の無主の荒野を開拓したと主張し、当時の関白の藤原頼通に寄進したことに始まる。また、宇佐宮領の領主である宇佐八幡宮は、全国の八幡宮の宗廟であり、神宮寺である弥勒寺と共に高い権威を保持し、大宰府や摂関家と深く結びつきながら大隅国を除く九州全域に荘園を獲得し、九州最大の荘園領主となった。

(3) 中世

平氏政権を倒した源頼朝が鎌倉に幕府を開くと、島津忠久は、文治元(1185)年島津荘下司職に補任される。さらに文治2(1186)年に島津荘地頭職、文治3(1187)年までに荘目代・押領使、文治5(1189)年までには荘政所奉行となつて、現地の荘官を統括する権限を与えられた。また、建久8(1197)年前後には守護職に補任されたとみられるが、建仁3(1203)年の比企能員の変の縁座で島津氏は日向国の守護・地頭職を失う。その島津氏に代わって北条氏が守護・地頭となり、鎌倉幕府滅亡までその支配が続いた。

鎌倉時代には、関東の御家人も幕府より地頭に任命され、日向国内にも入部することになり、在

地勢力との摩擦が起こった。江戸時代に飢肥藩主となる伊東氏も伊豆の伊東を本拠とする関東御家人で、その一族が鎌倉時代に木脇・田島・門川に入部した。一方、在地勢力では、在庁官人として勢力を誇った日下部氏に代わり、土持氏が勢力を伸ばしていった。

南北朝時代には、征西將軍宮懐良親王が九州で勢力を拡大すると、日向国内でも楡井頼仲や肝付兼統らの南朝方が一時勢力を伸ばした。しかし、今川了俊が九州探題として九州に派遣されると、次第に南朝方の勢力が衰えてくる。この時代の日向守護として、島津氏や細川氏・大友氏・畠山氏・一色氏・今川氏などが任じられており、守護の交替が激しかったとみられる。

応永7(1400)年、日向国は室町幕府の「料国」となっていた。しかし、島津元久は、応永11(1404)年6月に大隅国守護職とともに日向国守護職、さらに応永16(1409)年には薩摩国守護職に任ぜられ、南九州3か国の守護を島津氏が握ることになる。その後、島津氏が日向での支配を推し進めていくことにより、宮崎平野部を中心に勢力を伸ばした伊東氏と、県(延岡)を中心に勢力を伸ばした土持氏との間で抗争が起こることになった。

特に伊東氏は、文明年間(1469~87)以降、島津一族の勢力下にあった日向国南部の飢肥・櫛間や南西部の庄内・三俣地方の攻略を目指し、島津氏と激しい戦闘を繰り返した。元龜3(1572)年の木崎原合戦で伊東氏が敗れることで伊東氏の勢力が衰え、天正5(1577)年には豊後(大分県)の大友氏を頼って伊東義祐が逃げることになった。県土持氏も島津氏の支配下に入り、日向国は島津氏の勢力下になる。天正6(1578)年には、豊後の大友氏が県に攻め



木崎原古戦場跡(えびの市)

入り土持氏を滅亡し、日向北部の制圧後、島津氏の最前線である高城(木城町)に迫り、耳川合戦が始まる。この合戦では大友氏側が大敗し、島津氏が九州を制圧する契機となった。

しかし、天正14(1586)年に豊臣政権が大軍を派遣し、翌年島津氏は豊臣政権に屈した(九州合戦)。天正16(1588)年には、豊臣秀吉により日向国の国割りが定められ、江戸時代にも引き継がれた。

近年では、中世~近世の遺跡の発掘調査も増加し、居館跡や水田跡等が確認されている。また、平成5~10(1993~98)年に実施された中近世城館調査において、県内に531もの城館跡があったことが確認された。このように、文献史料以外の調査成果からも宮崎の中世~近世の様相が明らかになってきている。

上ノ園遺跡・上大五郎遺跡・松原第1遺跡(いずれも都城市)では、溝により方形に区画され一定の閉鎖性と防御性をもつ居館跡が、並木添遺跡(都城市)では、溝と掘立柱建物跡で構成される中世の集落跡とみられる遺跡が確認されている。その他、田代遺跡群(えびの市)、西下本庄遺跡(国富町)・天神河内第1遺跡(宮崎市)・前ノ田村上第1遺跡(川南町)、林遺跡(延岡市)など数多くの中世の集落跡が調査されている。

生産関連遺跡としては、鶴喰遺跡(都城市)において文明年間(1469~87年)の桜島噴火の際に降灰した火山灰である桜島文明軽石に覆われた水田遺構や都之城取添遺跡(都城市)の畠遺構など、県内

各地で確認されている。

また、墓制に関する成果も数多く得られている。石塔群については、大迫寺跡石塔群(日南市：県有形文化財)など知られるが、発掘調査によって、山内石塔群(宮崎市)をはじめ、余り田遺跡・枯木ヶ迫遺跡・迫内遺跡(いずれも宮崎市)などが確認されている。また、山内石塔群や迫内遺跡では、納骨として蔵骨器なども使用されている。そのほか、前原西遺跡(宮崎市)や池島遺跡(都城市)では周溝墓の調査も行われている。



大迫寺跡石塔群(日南市)

中世城郭では、文献・縄張り調査に加えて発掘調査等が行われ、成果が得られている。中世の城は、曲輪・堀・土塁・虎口などから構成され、現地での縄張り調査においてその構造が図化されている。穆佐城跡(宮崎市)は、宮崎平野部で最も古い歴史をもつ中心的な城であり、南北朝期には存在し、その後島津氏の所領となり宮崎平野部に進出する拠点となった。また、車坂城跡(宮崎市)や都之城跡(都城市)などでは、堀や曲輪などの構造物の他、掘立柱建物跡や陶磁器・土器など生活に関わるものが確認されている。佐土原城跡(宮崎市)では、豊臣政権と関連付けられている金箔の貼られた瓦が出土した。そのほか、塩見城跡(日向市)では、キリスト教関連遺物として土製聖人像が出土しており、中世の日向におけるキリシタンとの関わりを示す資料として注目されている。

(4) 近世

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いでは、島津氏・秋月氏・高橋氏は西軍に属し、伊東氏も初めは西軍に参加を表明したが、黒田如水の説得により東軍に属した。戦いに勝利した徳川家康は、島津豊久の所領の佐土原を没収した以外、日向国の大名の所領処分などを行わなかった。後に、島津豊久の罪は許され、慶長8(1603)年に大隅国垂水(鹿児島)の領主島津以久が佐土原藩を継ぐことになる。

徳川政権は、豊臣政権の国割りを踏襲したため、日向国は小藩分立の状況となった。中でも延岡藩は、江戸時代に藩主が5回交代している。最初の領主であった高橋氏は、関ヶ原の戦いでは西軍に属したが、後に東軍に加わり所領は安堵された。しかし、慶長19(1614)年に高橋氏は改易され、その後、島原の日野江(長崎県)から有馬直純が入ることになった。元禄4(1691)年、有馬清純は、幕府から前年の山陰一揆の責任を問われ、転封を命じられた。有馬氏に代わり藩主となったのは、譜代大名である三浦氏であり、元禄5(1692)年、下野国壬生(栃木県)から三浦明敬が入封してきた。後に、三浦氏は三河国刈谷(愛知県)に転じ、その後正徳2(1712)年、同じ譜代大名である牧野成央が入封することになる。延享4(1747)年、牧野氏は常陸国笠間藩(茨城県)に移り、延岡藩には内藤政樹が入ることになり、明治4(1871)年の廃藩置県に至るまで内藤氏が藩主として続いた。

高鍋藩は、天正15(1587)年に筑前秋月(福岡県)から移封した秋月種長を初代とし、当初は政治の拠点を福島(串間市)としていたが、慶長9(1604)年財部(高鍋町)に移した。領内は高鍋城を中心とし

た城附地域と諸県郡の一部と飛地の福島の3か所に分かれていた。

佐土原藩は、慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いで戦死した島津豊久とよひさの跡を一族の島津以久ゆきひさが拝領した。以久は垂水ひさのぶ(鹿児島県)の領主であったが、長男彰久の遺児である久信に垂水を譲り、佐土原に移った。領内は佐土原城のある城下とじょうと外城とのおり(都於郡・三納・富田・三財・新田みのおとんださんざい)に分けられ、城下には城下士、外城には郷士が配置された。

佐土原藩の本藩である鹿児島藩は、諸県郡のほとんどを藩領としており、外城に分け郷士を配置した。その中で高岡・穆佐・倉岡・綾の4郷を、他領境の高岡さるか去川関の外側にあるという意味から関外四カ郷と称して重視した。特に都城は、一族の都城島津家が領しており、領内を弓場田・来住・大岩田・中尾・鷹尾の5口と、安永・山田・志和池・野々三谷・梶山・梅北の6外城に分け、地頭の指揮のもとに郷士を居住させた。

飢肥藩は、戦国期に島津氏により豊後(大分県)に逐われた伊東氏の一族である伊東祐兵すけたけが、天正15(1587)年に豊臣秀吉より九州征伐の恩賞として飢肥を賜り、関ヶ原の戦い後、徳川家康に本領を安堵されたことに始まる。祐兵は飢肥城の建設を進め、城下町の整備や家臣団の編成を行った。家臣団は、一門である伊東左門家・主水家・図書家に権力が集中しており、特に左門家は藩主後継者を出して重用された。その他、給人きゆうにん(馬廻)・中小姓・歩行ちゆうこしょう(徒士)・茶坊主・総土器・外座間という身分があった。領内は、初期には飢肥と清武に大きく分けられたが、後年には増設され、幕末期には清武郷・田野郷きたがわち・北河内しもごうのほら(上・下郷原)・西河内にしがわち(酒谷)・南郷の5地区に分割し、それぞれに地頭が置かれた。

椎葉山しいばと米良山めらは、天正15(1587)年の豊臣秀吉の国割では、その所属する国が定められていなかった。慶長8(1603)年、椎葉山と米良山の所属をめぐる延岡藩主高橋氏と人吉藩主相良氏の間で訴訟となるが、結果的には、椎葉山が幕府領に、米良山が人吉藩領となった。椎葉山は、延岡藩領となったが、元和5(1619)年、山中の土豪層内部の権力争いに端を発した椎葉山騒動は、幕府軍が派遣され大量の討伐者を出した。この騒動後、幕府領となり阿蘇宮(熊本県)預かりとなるが、山中では騒動が続き、明暦2(1656)年、阿蘇宮が辞退したことにより人吉藩による大名預所となった。

米良山は、中世以来、菊池氏の一族である米良氏が領していた伝承されている。江戸時代、米良氏は領地高が無高であるが、幕府から交代寄合旗本こうたいよりあいはたもととして遇されていた。しかし、領主館が村所むらしよから銀鏡しろみ、さらには小川へと移転しており、政争が頻発し、逃散が起きるなど領主権力が限定的であった。米良氏は、明治4(1869)年の廃藩置県で米良山が人吉藩となるのを期に、鹿児島に移住した



(『宮崎県史』通史編 近世上より)

図12 日向国の各藩の位置 [延享4(1747)年]

が、当主の米良^{のりただ}則忠は所領の山や土地をすべて領民へ配分して領民の生活を助けたとして、現在も村民に慕われている。

幕府領は俗に天領ともいわれ、臼杵郡・那珂郡・宮崎郡・諸県郡・児湯郡内の村から構成され、日田・高松代官所(大分県)支配・天草代官所(熊本県)・長崎代官(長崎県)預かりなど支配の形は様々であった。また幕府領は、江戸時代を通してその構成と石高は増減している。これは主に、譜代大名である延岡藩の藩主交代に伴う影響であるが、延享4(1747)年に内藤氏が延岡藩主となると、ようやく幕府領も固定化された。

発掘調査においても各地域の様相を示す様々な遺跡の調査が行われている。県内には近世の城として、延岡城跡(延岡市：市史跡)、高鍋城跡(高鍋町：町史跡)、飫肥城跡(日南市：市史跡)がある。延岡城跡は、「千人殺し」と呼ばれる高石垣が残り、絵図資料を参考にしながら、昭和63(1988)年度より整備に伴う発掘調査や大手門の復元のほか、石垣の保全等の検討や延岡城下町遺跡の調査も行われている。また、高鍋城跡では詰



延岡城跡(延岡市)

の丸三層櫓の確認調査や三の丸跡の調査により、中世から近世にかけての改修・造成の状況が確認され、上級武士の生活を忍ばせる多くの遺物が出土した。飫肥城下町遺跡では、島津氏統治下の通路状遺構やその後の飫肥藩政期の上級家臣敷地の様相を窺える遺構・遺物が発見されている。そのほか、薩摩藩の高岡郷にあたる高岡麓^{たかおかふもと}遺跡(宮崎市)、都城島津家の家老屋敷とされる八幡^{はちまん}遺跡(都城市)など屋敷地の調査も行われた。埋葬関係では、近世墓として墓道や墓石を伴う中山^{なかやま}遺跡(日向市)をはじめ、堂地東^{どうちひがし}遺跡(宮崎市)、前畑^{まえはた}遺跡(日南市)、貴船寺^{きせんじ}遺跡(都城市)など県内各所で発見されている。「法華経」などを小石や礫に墨書した礫石^{れいせきせきぎょう}経は、笠下^{かさした}遺跡(延岡市)、下別府一字一石^{しんびゅういちじっせきぎょうづか}経塚(宮崎市)などで確認されている。また、曾井第2^{そい}遺跡(宮崎市)は、石塔の存在や墨書などから寺跡もしくは寺院関係の屋敷跡と考えられている。生産関連では、飫肥城及び飫肥城下町を中心に瓦を供給した瓦窯跡とされる楠木原^{くすのきばら}遺跡(日南市)や鍛冶屋跡と考えられる中町第3次^{みなみばら}遺跡(都城市)などのほか、南原ベニガラ工房跡(新富町)ではベニガラ焼成土坑や多数の焙烙鍋が出土している。また、窯業としては、小峰^{こみね}焼(延岡市：市史跡)、庵川^{いおりかわ}焼(門川町)などで調査が行われた。そのほか、享保3(1686)年に飫肥地区から油津港までの木材運搬路として開削された堀川^{ほりかわ}運河(日南市)の調査では、護岸用石積みのほか、木材積み卸し用の斜路や橋脚跡などが検出されている。

(5) 近代(昭和戦前期まで)

明治維新後、政府は明治4(1871)年7月に廃藩置県を実施し、日向国の旧藩域に延岡・高鍋・佐土原・飫肥・鹿児島・人吉の6県を置いた。その後政府は財政力強化のため府県統廃合を進め、同年11月には大淀川北部に美々津^{みみづ}県、南部に都城^{みやま}県の2県とした。さらに明治6(1873)年1月に両県を廃止し、最初の宮崎^{みやま}県を設置した。参事の福山健偉は、県のシンボルとして楼閣付木造の県庁舎

を建設した。ところが、宮崎県は明治9(1876)年8月に鹿児島県に合併され、翌年2月に西南戦争が起こった。西郷隆盛が率いる軍は熊本城の攻防に敗れて劣勢となり、旧宮崎県域に敗走した。最後は西郷が鹿児島で自決し、戦争は終わったが、旧宮崎県域は大きな被害を受けた。しかし、鹿児島県に合併されていたことから、戦災復興予算が回らず不利益を感じた川越進らの有志たちは、明治13(1880)年に分県運動を開始。政府が府県統廃合政策の見直しを行う中、明治16(1883)年5月に現在の県域に再置された。現在、宮崎県では西南戦争関連遺跡総合調査を進めており、これまでに、県内各地に塹壕や陣地など800基程度を確認している(令和3(2021)年11月現在)。



南州翁寓居跡(延岡市)

憲法発布を前に地方制度改革を進める政府は、明治22(1889)年に市制町村制を施行し、大規模な町村合併を行い、現在の県内市町村の原型となった。明治44(1911)年に赴任した第13代有吉忠一知事は、道路・鉄道・港湾を一体的に結ぶ交通網整備、開田給水事業などの殖産興業、教育・文化事業を総合的に実施して近代化を推進するとともに、西都原古墳群の学術的発掘調査などにより県民意識を高めた。大正11(1922)年には国鉄日豊線にっぽうせんが開通して全国の鉄道網と結ばれ、本県の経済発展が促進されたが、第一次世界大戦後の世界的な不況と昭和初期の金融恐慌の波が本県にも押し寄せた。

大正13(1924)年には宮崎市と都城市、昭和8(1933)年には延岡市で市制が施行され、県内主要都市で都市化が進められた。宮崎市では、置県50年記念事業として昭和7(1932)年に橋橋たちばなばしの鉄筋コンクリート化が実施され、現在の県庁舎への建て替えが行われた。一方、軍部の台頭により全国的に国家統制が進む中、宮崎市が祖国日向産業博覧会を開くなど、「祖国日向」を旗印に拳県一致の運動が進められていった。

日中戦争が本格化した昭和12(1937)年に相川勝六かつろくが第29代知事として赴任し、国民精神総動員運動を展開し、勤労を担う祖国振興隊を結成した。政府の方針で昭和15(1940)年に紀元二千六百年奉祝事業が実施されると、神武天皇を祀る宮崎神宮の神域整備を行い、御幣をイメージした「八紘あめつち之基柱の もとばしら」を建設した。戦争が長期化し拡大する中で、国民生活に統制が加えられ、勤労働員や学徒動員などが行われ、昭和15(1940)年に新田原飛行場にゅうたばるが、太平洋戦争開戦後の昭和18(1943)年には赤江海軍飛行場あかえ(現在の宮崎空港)が供用を開始し、戦争末期には特別攻撃隊の発進基地となった。昭和20(1945)年3月以降、県内は飛行場や駅などの主要交通機関をはじめ、軍需工場群や市街地に対する米軍の空襲に見舞われ、同年8月15日戦争は終わりを告げた。なお、県内には戦争



掩体壕(宮崎市)

関連の施設や碑が多く残されている。日向市では、道路改良に伴い航空機を爆撃から守るために作られた掩体壕^{えんたいごう}の調査が行われた。また、宮崎市では、平和教育の題材として掩体壕 1 基を整備し、修学旅行や生涯学習において活用している。

（6）戦後の宮崎県（高度成長期まで）

終戦後、GHQが宮崎軍政部を置いて県政を監視した。空襲の被害が大きかった都市部で区画整理や住宅の整備などの復興事業を行ったが、計画通りには進まなかった。また、海外の戦地に在留していた軍人や民間移住者の復員と引揚げが開始され、帰国後の就労対策や開拓事業も進められた。教育では、昭和 22(1947)年度から六・三制が実施され、教育委員会が発足するなどの改革が行われ、産業面では地主の土地を開放し、自作農を創設する農地改革が進められた。

昭和 26(1951)年に田中長茂知事が五大政綱を発表。県政の新たな目標を提示し、戦争で中断していた県営電気事業の再開などに着手した。昭和 34(1959)年に当選した黒木博知事は農林漁業の近代化を掲げ、長期県政の中で「日本の食糧基地」をスローガンに事業を進めた。民間では、戦前からいち早く観光に着目した当時の宮崎交通社長の岩切章太郎が、昭和 29(1954)年から橘公園(宮崎市)にフェニックスの植栽等の整備を行い、南国風景を演出したほか、翌 30(1955)年指定の国定公園日南海岸のロードパーク化を進めるなど、「大地に絵を描く」の思いのもと自然を生かした景観づくりに取り組み、その後の新婚旅行ブームと「観光宮崎」の基礎を作った。

第 3 節 文化財の概要

1. 対象とする文化財

「文化財」とは、「文化財保護法」第 2 条に規定される有形文化財・無形文化財・民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう〔別添資料①〕。なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれている。そのほか、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）（法第 92 条～第 108 条）や文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術（法第 147 条～第 152 条）が規定されている。さらに、令和 3(2021)年 4 月に改正された文化財保護法では、書道や祭り、郷土料理など多様な無形の文化財の積極的な保護を図るために登録制度が創設された。

また、県が作成する大綱及び市町村が作成する地域計画について、国の指針では「地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。」としている。

さらに、今日まで大切に守り伝えられてきた本県の特徴を示す様々な文化財は、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで暮らす人たちと共に息づいている伝統文化や伝承などと密接に関連し

ている。そのため、文化財そのものだけでなく、それをとりまく周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していくことが必要である。

そこで本大綱では、国や地方公共団体が指定・登録する文化財のほか、現時点で文化財として明確な価値付けが難しいが、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる様々な文化的所産を含めて「文化資源」とし、これらの文化資源を対象に保存と活用を図っていくとする。

2. 県内の文化財の概要

(1) 有形文化財

ア. 建造物

本県における建造物は、中近世に建築された神社建築（「高千穂神社本殿」（高千穂町）・「^{みかど}神門神社本殿」（美郷町）等）や、各地方を代表する民家建築（「那須家住宅」（椎葉村）・「赤木家住宅」（都農町）・旧吉松家住宅（串間市）等）を中心に国の重要文化財に指定されている。そのほか、宮崎県総合博物館民家園には、宮崎県各地方独特の建築様式をもつ民家、国重要文化財の「旧藤田家住宅」（五ヶ瀬町）・「旧黒木家住宅」（高原町）など4軒を移転復元している。令和2（2020）年には、昭和初期に作られた近代化遺産で、当時の最先端のコンクリート技術を用いて建造された鉄道橋梁の「^{つなのせ}旧綱ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁（日之影町・延岡市）」が国重要文化財に指定されるなど、その対象は広がりつつある。令和3（2021）年4月現在、10件が国重要文化財、18件が県文化財に指定されている。



赤木家住宅(都農町)



旧綱ノ瀬橋梁(延岡市・日之影町)

特に近代以降の建造物については、時代の推移とともに多くのものが失われていく中で、平成16・17(2004・2005)年度の2か年間にわたり「近代和風建築総合調査事業」が、平成27・28(2015・2016)年度に「宮崎県近代化遺産総合調査」が国庫補助事業として実施された。報告書にまとめられ一定の評価がなされた建造物については、指定や登録による保存措置を図ってきた。

イ. 美術工芸品

有形文化財のうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」としている。絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類される文化財である。本県における美術工芸品は、令和3(2021)年4月現在、13件が国重要文化財、49件が県文化財に指定されている。国重要

文化財は、神像（「木造神像」(高千穂町)）や仏像（「木造薬師如来及両脇侍像」(宮崎市)等）等の彫刻を中心に、工芸品（「紺糸威 紫 白肩裾胴丸大袖付」(都城市)等）、書跡・典籍（「乾峯土曇墨蹟」(宮崎市)）、歴史資料（「朝鮮国書」(都城市)）と多岐に渡るが、近年、「宮崎県島内地下式横穴墓群出土品」(えびの市)や「宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品」(宮崎市)等の考古資料が増加してきている傾向がある。



木造神像(男神坐像 1 軀・女神坐像 1 軀)(高千穂町) ※ 写真は複製品



下北方 5 号地下式横穴墓出土品 (宮崎市)

ウ. 登録有形文化財

平成 8 (1996) 年に「文化財保護法」の一部改正により、保存及び活用についての措置が特に必要とされる建造物を文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。この制度は急激な都市化の進展や生活様式の変化等により、社会的価値を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている近世末から現代にかけての多種多様な建造物を後世に幅広く継承していくために創出されたものである。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講ずるもので、従来の指定制度を補完するものである。

未指定の有形文化財（建造物）のうち、建設後 50 年を経過し、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、国が各種調査や地方公共団体からの意見具申等をもとに審議し、登録有形文化財として登録する制度で、平成 16 年度の同法の一部改正により、建造物以外の有形文化財（美術工芸品）まで対象が拡大された。本県における登録有形文化財（建造物）は、令和 3 (2021) 年 4 月現在、105 件が登録されている。国登録有形文化財としては、ダム（「塚原ダム」(美郷町・諸塚村)）や発電所（「黒北発電所」(宮崎市)）等の近代化遺産、寺社建築（「大御神社本殿」(日向市)・「宮崎神宮神殿」(宮崎市)等）、石蔵（「都城島津家住宅石蔵」(都城市)）や石橋の（「旧岩瀬橋」(小林市)）石造建造物、灯台（「細島灯台」(日向市)・「都井岬灯台」(串間市)等）など多様な分野にわたるが、本県では県内各地の民家建築（「那須家住宅主屋」(椎葉村)・「黒木家住宅主屋」(えびの市)・「旧服部家別荘」(日南市)等）が最も高い割合を占めている。



都井岬灯台(串間市)

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産を無形文化財という。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人又は個人の集団によって体现される。国は、無形文化財のうち、歴史上又は芸術上価値が高く重要なものを重要無形文化財に指定

し、同時にこれらのわざを高度に体現・体得している者又は団体を保持者又は保持団体として認定し、わが国の伝統的なわざの継承を図っている。保持者等の認定は「各個認定」「総合認定」「保持団体認定」の3方式がとられている。本県では、県指定無形文化財として「美々津手漉き和紙」(日向市)の1件のみが存在していたが、令和3(2021)年、保持者死亡に伴い、現在、国・県の無形文化財の指定はとにもない。

(3) 民俗文化財

ア. 有形民俗文化財

民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いる衣服、器具、家屋その他の物件など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた生活の推移を理解する上で欠くことができないものである。

その中でも、くらしの様々な場面で使用されてきた用具類や施設など形としてあるものを有形民俗文化財としており、国はこれらのうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定している。本県では、令和3(2021)年4月現在、「東米良の狩猟用具(29点)」(西都市)、「西米良の焼畑農耕用具(515点)」(西米良村)、「日向の山村生産用具(2260点)」(宮崎市)の本県の山村のくらしを象徴する3件が国重要有形民俗文化財に指定を受けている。なお、県指定有形民俗文化財はない。



西米良の焼畑農耕用具(西米良村)

イ. 無形民俗文化財

民俗文化財の中で、四季折々の祭りや年中行事などの風俗慣習や神楽、風流などの民俗芸能、生活や生業に関わる製作技術等の民俗技術が無形民俗文化財である。国はこれらのうち、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定しており、「米良神楽」(西都市)・「高千穂の夜神楽」(高千穂町)・「五ヶ瀬の荒踊」(五ヶ瀬町)・「椎葉神楽」(椎葉村)・「山之口の文弥人形」(都城市)・「高原の神舞」(高原町)の民俗芸能の6件が国重要無形民俗文化財の指定を受けて



五ヶ瀬の荒踊(五ヶ瀬町)

いる。また、県指定無形民俗文化財としては、「臼太鼓踊」(西都市)や「牛越祭り」(えびの市)、「巨田池の鴨網獵」(宮崎市)など29件を指定している。本県の特徴として、指定は「椎葉の焼畑農耕」(椎葉村)や「美郷町備長炭製炭技術保存会の備長炭製炭」(美郷町)等の民俗技術が一部含まれているが、民俗芸能が中心となっている。

ウ. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財に指定されたもの以外の無形民俗文化財のうち、価値が認められるものの存続が危ぶまれるものなどについて、国が必要に応じて選択するもので、「国選択無形民俗文化財」と通称される。本県には、民俗芸能（「高鍋神楽」（高鍋町）・「米良神楽」（西都市）」等）や風俗慣習（「日向の焼畑習俗」（日向市）・「北川上流域の農耕習俗（延岡市）」等）に関する15件の無形の民俗文化財が選択され、そのうち、「高千穂神楽」（高千穂町）など6件が重要無形民俗文化財に、「下水流の臼太鼓踊」（西都市）など4件が県指定無形民俗文化財に指定されている。

（４）記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）

ア. 遺跡

遺跡は、「文化財保護法」第2条では「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他」とされる。本県では、昭和8（1933）年に国の指定を受けた「宗麟原供養塔」（川南町）を初めとして、これまで特別史跡「西都原古墳群」（西都市）1件、「南方古墳群」（延岡市）・「生目古墳群」（宮崎市）・「川南古墳群」（川南町）など23件が国の史跡に、

「高千穂町古墳」（高千穂町）・「須木村古墳」（小林市）・「市木村古墳」（串間市）など105件が県の史跡として指定されている。国・県指定の史跡のうち約8割にあたる108

件が戦前の指定であり、戦後約70年の間に20件が史跡指定されている。本県の特徴として、国・県指定史跡における古墳（群）の割合が国指定22件中11件、県指定105件中73件と非常に高く、その指定された古墳の88%が戦前に指定されたものとなっている。時代別に見ると、国指定史跡は、縄文・古墳・古代・中世・近世の時期があり、県指定史跡については、古代を除く縄文時代から近代までの幅広い時代にわたっている。

イ. 名勝地

名勝地は、「文化財保護法」第2条で「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他」とされ、人為的に構成された「人文的なもの」と、自然の営みによって育まれた風致景観を対象とする「自然的なもの」に分類される。本県では、国指定名勝として人文的なもの2件（「妙国寺庭園」（日向市）・「鵜戸（日向市）」）、自然的なもの2件（「比叡山および矢筈岳」（日之影町・延岡市）・「尾鈴山瀑布群」（都農町））の計4件が指定さ

れている。県指定名勝としては、人文的なもの2件（「勝目氏庭園」（日南市）・「橋口氏庭園」（日向市））と自然的なもの5件（「須木の滝」（小林市）・「那智の滝」（延岡市）等）の計7件が指定されている。



宗麟原供養塔(川南町)



妙国寺庭園(日向市)

また、名勝地の特徴として、天然記念物や史跡と重複して指定されることも多く、本県でも「五箇瀬川峡谷（高千穂峡）」（高千穂町）が名勝及び天然記念物として指定されている。

ウ. 動物・植物・地質鉱物

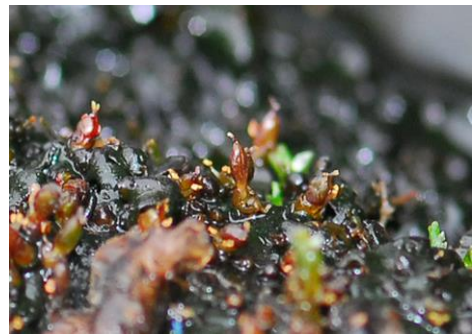
我が国の自然を記念するものであり、「文化財保護法」第2条では、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）」で我が国にとって学術上価値の高いものとされる。これらのうち、特に重要なものを「天然記念物」、特別なものを「特別天然記念物」として指定され、本県では、国特別天然記念物4件、国天然記念物46件、県指定天然記念物22件を指定している。

本県の特徴として、種類別では植物が最も多く、国特別天然記念物3件（「青島亜熱帯性植物群落」（宮崎市）・

「都井岬ソテツ自生地」（日南市等）、国天然記念物31件（「オオヨドカワゴロモ自生地」（小林市）・「高島のヒロウ自生地」（延岡市等）、県指定天然記念物として19件となっている。また、動物としては、国特別天然記念物1件（「カモシカ」（地域を定めず）、

国天然記念物9件（「幸嶋サル生息地」（串間市）・「岬馬およびその繁殖地」（串間市）

等）、県指定天然記念物1件、そのほか地質鉱物として、国天然記念物6件（「青島の隆起海床と奇形波蝕痕」（宮崎市）・「日向岬の柱状節理」（日向市等）、県指定天然記念物2件がある。



オオヨドカワゴロモ自生地（小林市）

エ. 登録記念物

平成8(1996)年の「文化財保護法」の一部改正により、指定制を補完するものとして有形文化財（建造物）を対象に創設された登録制度に、平成16(2004)年の同法の一部改正によって記念物まで拡充された。これは国及び地方公共団体が指定する史跡、名勝及び天然記念物以外の記念物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、国が各種調査や地方公共団体からの意見具申等をもとに、登録記念物として登録する制度である。登録記念物の範囲は、遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係に分類される。本県では、動物・植物及び地質鉱物関係として「賀来飛霞標本」（宮崎市）が1件、名勝地関係として「旧報恩寺庭園」（日南市）・「旧伊東伝左衛門庭園」（日南市）の2件の計3件が登録されている。



旧報恩寺庭園（日南市）

(5) 文化的景観

文化的景観の制度は、平成 16(2004)年の「文化財保護法」の一部改正によって創設された。文化的景観の定義は「文化財保護法」第 2 条において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされており、特に重要なものは、都道府県や市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定して、地域の保存と活用の取組を支援するものである。



酒谷の坂元棚田及び農山村景観(日南市)

選定の条件としては、文化的景観の位置や範囲、保存活用の基本方針、土地利用や整備等に関する事項を定めた文化的景観保存活用計画を策定し、景観法やその他の法律に基づく条例で、保存のために必要な規制を定めていることがあげられる。

本県では、令和 3(2021)年 4 月現在、^{さかたに}「酒谷の坂元棚田及び農山村景観」(日南市)1 件のみで、所在する日南市によって保存・活用への取組がなされている。

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の制度は、昭和 50(1975)年の「文化財保護法」の一部改正によって導入された。その背景としては、戦後の国土開発や高度経済成長期の都市開発の中で民家などの伝統的な建造物や歴史的な市街地や農村景観が急速に失われていったこと、昭和 40 年代にこの状況に対する危機感が強まり、地域の歴史的な風致を保護するために、市町村が独自に条例を制定するなどの取組が進められたことなどがあげられる。



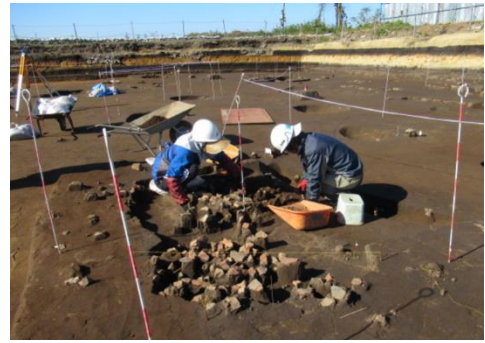
椎葉村十根川(椎葉村)

市町村及び市町村教育委員会は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを「伝統的建造物群保存地区」として決定し、保存・活用を図っている。国は市町村の申出に基づき、特に価値が高いと判断されるものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定して、市町村及び市町村教育委員会の取組を支援するものである。本県では令和 3(2021)年 4 月現在、「日南市^{みみつ}鉄肥」、「日向市^{とねがわ}美々津」、「椎葉村十根川」の 3 件が選定されており、各自治体によって歴史的な集落や町並みを保存するための取組が行われているが、地域の人口減少や厳しい財政事情等、課題も多い。

(7) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は、文化財保護法で「土地に埋蔵されている文化財」とし、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定義している。

埋蔵文化財は、通常地中に埋もれた状態であるため、正確な状況は発掘調査を行わないと分からない。このため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」について、各種開発事業着手前の届出や通知を義務付け、取扱いに関して工事主体者と十分な協議を行い、事業計画の変更や事前の発掘調査を実施するなどの保護措置を講じている。



発掘調査の様子(都城市)

本県では、昭和 56(1981)年度から始まった県内市町村による遺跡詳細分布調査などにより、旧石器時代から近代に至るまでの約 6,400 か所の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が確認されている。周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業への対応については、事業主体者別に県と市町村がそれぞれ対応し、現地踏査や試掘・確認調査を実施し、その結果を基に開発事業と保護の調整を行い、埋蔵文化財の保存が困難な場合は事前に発掘調査を実施し、記録保存の措置に努めているが、発掘調査により重要な遺構や遺物が発見された場合、「大島畠田遺跡」(都城市:国史跡)や「清武上猪ノ原遺跡」(宮崎市:県史跡)などのように土地所有者や開発事業者と協議し遺跡を保存した事例もある。

(8) 文化庁選定「歴史の道百選」

文化庁は、歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼びかけ、顕彰するために、平成 8(1996)年に全国各地の最もすぐれた「歴史の道」78 か所を選定し「歴史の道百選」とした。さらに、令和元(2019)年、新たに 36 件の道を選定し、総計 114 件となった。本県では「飢肥街道」(日南市)と「薩摩街道一東目筋」(宮崎市・都城市)の 2 件が選定されている。



薩摩街道一東目筋(都城市)

(9) その他

これまで、「第 I 章. 宮崎県の概要-第 2・3 節」で記載してきたように、宮崎県は、貴重な地質・地形資源に加え、自然環境や文化資源に恵まれた地域で、多くの文化財が残されている。近年、「日本遺産」事業など文化財の保存だけでなく、教育や観光、地域経済のため、関連した文化財を有する市町村が連携して積極的に活用していこうという取組も進められている。ここでは、それらの取組を紹介する。

ア. 日本遺産

日本遺産は、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の日本の文化・伝統を語るストーリーを認定するものである。世界遺産や文化財指定が、登録・指定される文化財の価値付けを行い保護を目的とするのに対し、日本遺産は文化財を従来の保存優先ではなく、観光資源との活用を図るもので、様々な文化財と名勝や祭りや食文化などと組合せ、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域の活性化を目的にしている。平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度までに 104 件が認定された。県内では、平成 30(2018)年 5 月に、西都市、宮崎市、新富町と 2 市 1 町にまたがってストーリー展開するシリアル型の「古代人のモニュメントー台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観ー」が認定され、令和 3(2021)年 7 月には高鍋町の持田古墳群等が追加認定された。



新田原古墳群(新富町)

イ. 世界遺産

世界遺産とは、昭和 47(1972)年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」に記載されている遺産のことで、世界各地の貴重な遺産を損壊や破壊の脅威から保護し、次世代へ保存継承することを目的としている。世界遺産は有形の不動産を対象としており、遺跡や建造物などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、それらの両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」が



西都原古墳群(西都市)

あり、誰もが素晴らしいと思える「顕著で普遍的価値」を備えると認められた遺産が世界遺産リストに記載される。令和 3(2021)年 7 月現在、文化遺産 897 件、自然遺産 218 件、複合遺産 39 件、合計 1,154 件が世界遺産リストに記載され、そのうち日本の世界遺産は 25 件（文化遺産 20 件、自然遺産 5 件）ある。なお、本県では、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳文化」の世界遺産登録を目指し、西都市・宮崎市・高鍋町・新富町・宮崎県が連携して推進活動を展開している。

ウ. 無形文化遺産

民俗芸能や祭礼行事、社会的慣習、工芸などの無形文化遺産の保護を目的として平成 15(2003)年のユネスコ総会で「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形文化遺産保護条約）採択された。これにより、世界遺産条約が対象としてきた有形の文化遺産に加え、無形文化遺産についても国際保護の枠組みが整えられた。無形文化遺産とは、この条約の締結国から提出された提案書をもとに審査が行



高原の神舞(高原町)

われ「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表一覧表）に登録された遺産で、令和2（2020）年12月現在、492件が登録されており、このうち日本での登録数は22件ある。現在、文化庁は「風流踊」のユネスコ無形文化遺産へ提案しており、その中に五ヶ瀬町の荒踊（国指定無形民俗文化財）が含まれている。また、本県では「神楽」の保存・継承とともに無形文化遺産登録を目指し、調査研究やシンポジウム、神楽の公演などの取組を県内外で実施している。

エ. 世界農業遺産

世界農業遺産とは、世界において重要な伝統的農業（農林水産業）を含む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が定める基準に基づき認定する制度である。認定は、近代化の中で失いつつあるその土地の環境を生かした伝統的な農業・農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化・農村景観などを「地域システム」として一体的に維持保全し、次世代へ継承していくことを目的としている。世界遺産では歴史的建造物や自然など「不動産」に登録し保護するのに対し、世界農業遺産は地域のシステムを認定することでその保全につなげるものである。認定地域は、令和2（2020）年6月現在、22カ国62地域、日本では11地域となっている。県内では平成27（2015）年12月に「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」（高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町・諸塚村・椎葉村・宮崎県）が認定されている。

オ. ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）

ユネスコエコパークは、生物多様性の保護を目的に、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域に登録している。「顕著な普遍的価値」を有する自然を厳格に保護することを目的とした世界遺産の自然遺産に対し、ユネスコエコパークは自然保護と地域の人々の生活とが両立した持続的な発展を目指している。令和2（2020）年10月現在、129カ国714地域、このうち国内では10地域が登録され、県内では、「綾」と「祖母・^そば^{かたむき}・^{おおくえ}傾・大崩」の2地域が登録された。

カ. ジオパーク

ジオパークは、地質学的に重要で貴重な地域や景観が「保護」・「教育」・「持続可能な開発」が一体となった概念によって管理された地域的領域で、「地球・台地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味している。国内では日本ジオパーク委員会がユネスコ世界ジオパークの基準に沿って、日本におけるジオパークの審査やユネスコへの推薦を行っている。令和2（2020）年4月現在、日本ジオパークは43地域、そのうちユネスコ世界ジオパークに9地域が認定され、県内では、日本ジオパークとして宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山を中心とする地域「霧島ジオパーク」が認定を受けている。



霧島ジオパーク

第4節 文化財の保存・活用の取組

(1) 文化財の調査

明治期には、平部^{ひらべ}嶠南^{きょうなん}や三浦^{みうら}敏^{とし}をはじめとする県内の研究者による古墳や社寺等の調査が行われていたが、大正元(1912)年、当時の有吉^{ありよし}忠一^{ちゅういち}知事の発案で宮崎県が主体となり、第一線の学者を招聘して行われた西都原古墳群の発掘調査が本県における文化財行政の第一歩となる。我が国初の本格的・組織的な古墳の発掘調査として学史に刻まれるとともに、発掘申告祭や復旧工事を行うなど発掘調査のモラルや遺跡の保護の面において今後の調査の大きな指標となった。また、県は昭和15(1940)年に上代日向研究所(昭和23(1948)年に廃止)を設立し、遺物部・文献部・民俗部・伝承部の4つの部門を設置して研究所報や遺跡遺物地名表などを発行している。

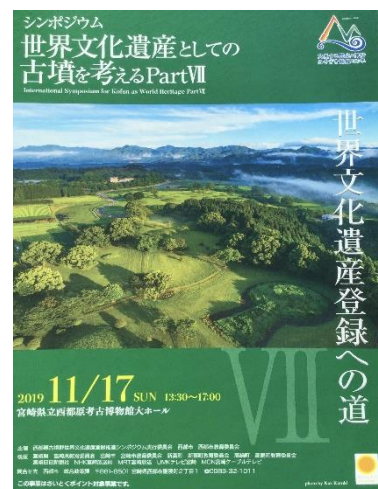


仏像調査の様子

戦後、県外の大学研究者や県内の研究者による調査団が結成され、日向国分寺^{しもきたかた}や下北方古墳など県内の主要な遺跡の調査が行われた。昭和40(1965)年以降も市町村や関係者の方々の協力を得ながら引き続き美術工芸品や天然記念物など各分野の悉皆調査が行われ、その成果報告書も刊行されている。近年では、「名勝に関する特定の調査研究」(平成26~27(2014~15))、「近代化遺産総合調査」(平成27~28(2015~16))などを実施し、その中で重要なものについては、国の重要文化財や名勝、国登録有形文化財などに指定・登録されている。現在、県教育委員会では、これまでの成果を参考にしながら、美術工芸品や建造物などの調査を文化財保護審議会委員をはじめ外部の専門家を招聘するなどの取組を実施している。また、近代化遺産や名勝など個別文化財についての調査も実施してきた。

そのほか、昭和41(1966)年には、文化財保護委員会(現文化庁)が発表した「風土記の丘構想」に、宮崎県による西都原古墳群の整備計画が初の「風土記の丘」として採択され、昭和43(1968)年には「西都原資料館」が開館した。さらに、県では平成7(1995)年から文化庁の補助を受けながら継続的な西都原古墳群の調査・整備とともに、地中レーダー探査により滅失した古墳や地下式横穴墓の確認を進め、古墳群全容の解明に取り組んでいる。加えて、宮崎市・西都市・新富町・高鍋町・県が連携して「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳文化」の世界遺産登録を視野に入れた調査・研究及び情報発信に取り組んでいる。

また、県では県内の神楽の保存・継承及びユネスコ無形文化遺産登録をめざし、「みやざきの神楽魅力発信委員会」を立ち上げ、現地調査や映像等による記録保存



世界文化遺産登録に向けた取組
(シンポジウムのポスター)

などの調査・研究を進めている。加えて平成 28(2016)年には、宮崎県が中心となって九州の国指定の 10 の神楽保存団体がまとまり、「九州の神楽ネットワーク協議会」を設立した。協議会では、「九州の神楽」の保存・継承及び情報発信を目的に年 1 回程度集まり、相互の情報交換や交流などの取組を進めている。さらに、現在、神楽のネットワークを拡大・発展させ、全国組織としての立ち上げを進めている。

このような調査・研究に積極的に取り組むことにより、各分野の文化財の全体像が明らかになるとともに、地域の文化財が適切に価値付けされ、指定や登録の促進だけでなく、緊急な保護を必要とする重要な文化財について把握し、破壊や消滅から救うきっかけとなると考えられる。



九州の神楽ネットワーク協議会



九州の神楽シンポジウム

※調査等(緊急発掘調査関係等は除く)			
大正	1~6	西都原古墳群発掘調査	史跡・埋蔵
	15~23	「上代日向研究所」設置	
	23・25・26	日向考古調査団(東京大学・早稲田大学)	埋蔵文化財
	26	文化財調査委員会の設置	
	26~28・41	日向遺跡総合調査(日向遺跡調査団 県内研究者)	史跡・埋蔵
	35	第1次埋蔵文化財包蔵地調査	埋蔵
	38~40	第1次郷土文化財基礎調査	美術工芸
	39~41	第2次埋蔵文化財包蔵地調査	埋蔵
	40~42	第2次日向遺跡総合調査	史跡・埋蔵
	43~45	第2次郷土文化財基礎調査	美術工芸
	46~48	県指定古墳測量調査	史跡
	46	民家緊急調査	建造物
	47~48	歴史民俗資料調査	有形民俗
	49~53	埋蔵文化財分布調査	埋蔵
	50	古文書所在調査	歴史資料
	51~52	民俗文化財分布調査	無形民俗
	53~54	歴史の道調査	史跡
	52~	カモシカ生息調査	天然記念物
	54~55	民謡調査	無形民俗
	55~57	指定文化財総点検	全分野
	56	近世社寺調査	建造物
	56~	市町村遺跡詳細分布調査	埋蔵文化財
	56~58	方言調査	無形民俗
61~62	諸職調査	民俗技術	
63~H2	国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査	史跡・埋蔵	
昭和	3~7	国衙・郡衙・古寺跡等遺跡範囲確認調査	史跡・埋蔵
	4~5	民俗芸能緊急調査	無形民俗
	5~9	中近世城館跡緊急分布調査	史跡・埋蔵
	8~9	未指定文化財緊急調査	全分野
	10~15	指定古墳総点検	史跡・埋蔵
	16~17	近代和風建築総合調査	建造物
	16~	地中レーダー探査	史跡・埋蔵
	17~18	天然記念物緊急調査(地質鉱物)	地質鉱物
	25~31	重要古墳等・みやざきの古墳保護活用事業	史跡・埋蔵
	25~	神楽調査	無形民俗
	26~27	名勝に関する特定の調査研究	名勝
	27~28	近代化遺産総合調査	建造物
	令和	2~	西南戦争関連遺跡総合調査

※調査等(緊急発掘調査関係等は除く)

※刊行物(発掘調査報告書・博物館の図録等は除く)				
明治	17	「日向地誌」完成(昭和4年刊行)	全分野	
	6	「宮崎県古墳台帳」刊行	史跡・埋蔵	
大正	13~昭6	「宮崎県史蹟調査報告」第1~8輯刊行	全分野	
	27	宮崎県古墳地名表(日向遺跡調査報告書第1輯)	史跡・埋蔵	
昭和	31	日向の文化財	全分野	
	49	宮崎県の文化財	全分野	
	52	宮崎県の文化財	全分野	
	57	宮崎県の文化財	全分野	
		宮崎県の文化財分布図	全分野	
	34~36	日向の民俗芸能1~3	民俗文化財	
	39	県北地区の美術工芸品	美術工芸	
	40	県中地区の //	美術工芸	
	40	県南地区の //	美術工芸	
	46	高千穂の民俗	民俗文化財	
	47	宮崎県文化財総合調査報告書	全分野	
	47	宮崎県の民家	建造物	
	48	大光寺文書目録	歴史資料	
	50	重要文化財黒木家住宅保存修理工事報告書	建造物	
	51	古文書所在確認調査報告書	歴史資料	
	53	重要文化財藤田家住宅保存修理工事報告書	建造物	
	53	宮崎県民俗地図	民俗文化財	
	54・55	カモシカに関する報告書1・2	天然記念物	
	55	宮崎県の民謡1・2	民俗文化財	
	56	近世社寺調査報告書	建造物	
	57	宮崎県の文化財(239頁)	全分野	
	57	開発と埋蔵文化財	埋蔵文化財	
	59	宮崎県の方言調査報告書	民俗文化財	
	62	宮崎県の諸職	民俗文化財	
	62	九州山地カモシカ特別調査報告書	天然記念物	
	63	親子でたずねる宮崎県の文化財	全分野	
	平成	1~12	「宮崎県史」	全分野
		7	九州山地カモシカ特別調査報告書	天然記念物
		9	宮崎県の文化財	天然記念物
10		未指定文化財緊急調査報告書	天然記念物	
10・11		宮崎県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅰ・Ⅱ	埋蔵文化財	
15		九州山地カモシカ特別調査報告書	天然記念物	
17		宮崎県の近代和風建築	建造物	
17		宮崎県の天然記念物(地質・鉱物)	天然記念物	
19		西都原古墳群男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地 地中探査事業報告書	史跡	
24		九州山地カモシカ特別調査報告書	天然記念物	
24		特別史跡西都原古墳群地中探査・地下マップ制作事業報告書	史跡	
27		名勝に関する特定御調査研究事業報告書	天然記念物	
28		宮崎県の近代化遺産-宮崎県近代化遺産総合調査報告書-	建造物	
28	「宮崎県無形民俗文化財がイ・ド・ブックみやざきの民俗芸能」	民俗文化財		
29	「みやざきの神楽ガイド その歴史と特色」	民俗文化財		
令和	1	九州山地カモシカ特別調査報告書	天然記念物	
	2	みやざきの古墳保護・活用事業成果報告書	史跡・埋蔵	

※刊行物(発掘調査報告書・博物館の図録等は除く)

表4 宮崎県が実施した文化財調査と刊行した報告書一覧

(2) 文化財の指定状況

令和3(2021)年4月1日現在、県内では計1,300件以上の文化財が国及び地方公共団体の指定・登録を受けている。県内の国指定文化財としては、当時の「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき、大正10(1921)年3月に「青島亜熱帯性植物群落」と「都井岬ソテツ自生地」(現在は2件とも特別天然記念物)が初めて指定され以来、これまでに114件が指定されている。その内訳は重要文化財23件、重要有形民俗文化財3件、重要無形民俗文化財6件、特別史跡1件、特別天然記念物4件、史跡22件、名勝及び天然記念物1件、名勝4件、天然記念物46件、重要伝統的建造物群保存地区3件、重要文化的景観1件となる。また、国登録有形文化財105件、登録記念物3件、そのほか国の選択として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財15件、文化庁の歴史の道選定2件がある。県指定では「宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程」に基づき昭和8(1933)年に初めて「榎田関跡」や「須木の滝」など21件が指定されている。以後、「宮崎県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程」を継承した宮崎県文化財保護条例に基づき、これまでに、合計232件が指定され、内訳としては、有形文化財68件、無形文化財1件、無形民俗文化財29件、史跡105件、名勝7件、天然記念物22件となっている。市町村においてもそれぞれ文化財保護条例を制定し、総計853件の指定が行われている。

(3) 県の保存活用の取組

県では文化財の保存・活用のため様々な取組を進めており、昭和52(1977)年から県内を15地区に分け、15名の文化財保護指導委員を委嘱し、地区内の国指定及び県指定文化財のパトロールを継続して行っている。また、昭和34(1959)年からは民俗芸能への理解と認識を深め、無形民俗文化財の保存と振興を図り、併せて上演芸能の記録作成を目的に開催されている九州地区民俗芸能大会に、毎年1団体(開催県は2団体)を派遣している。さらに、伝統ある郷土の歴史や文化への理解を深める目的で小中学校や地域で発足した文化財愛護少年団は、令和3(2021)年4月1日現在、県内全域で56の団体が活動しており、その子どもたちを対象とした交流・体験事業等も実施している。そのほか、県内の民俗芸能などを紹介したガイドブックなども作成している。

さらに、宮崎県総合博物館、県立西都原考古博物館、宮崎県埋蔵文化財センター、県立美術館の所蔵資料や国・県指定文化財など本県のふるさと文化に関わる情報の学校教育・生涯学習の場への

年度	H15	H20	H25	H30	R3
国指定文化財	92	99	103	109	114
重要文化財	13	15	17	18	23
建造物	6	8	9	9	10
美術工芸	7	7	8	9	13
重要無形文化財	0	0	0	0	0
重要有形民俗文化財	3	3	3	3	3
重要無形民俗文化財	5	5	6	6	6
史蹟名勝天然記念物	68	73	74	78	78
特別史跡	1	1	1	1	1
史跡	18	21	22	22	22
名勝	3	3	3	4	4
名勝および天然記念物	1	1	1	1	1
特別天然記念物	4	4	4	4	4
天然記念物	41	43	43	46	46
重要伝統的建造物群	3	3	3	3	3
重要文化的景観		0	0	1	1
国登録文化財	10	47	72	92	108
登録有形文化財	10	47	71	89	105
登録無形文化財	0	0	0	0	0
登録有形民俗文化財	0	0	0	0	0
登録無形民俗文化財	0	0	0	0	0
登録記念物	0	0	1	3	3
県指定文化財	193	206	205	228	232
有形文化財	47	54	56	66	68
建造物	10	10	17	18	18
美術工芸	37	44	39	48	50
無形文化財	1	2	1	1	1
有形民俗文化財	0	0	0	0	0
無形民俗文化財	23	27	25	27	29
史蹟名勝天然記念物	122	123	123	134	134
史跡	96	97	96	105	105
名勝	7	7	7	7	7
天然記念物	19	19	20	22	22
市町村指定総数	781	829	824	856	853
総計	1,076	1,181	1,204	1,285	1,307

(各年度4月1日現在)

表5 国・県・市町村の指定等文化財の年度別推移

提供や観光の振興及び国際交流の促進を目的に、「みやざきデジタルミュージアム」として平成15(2003)年から写真や動画などを公開している。特に、県が進めている神楽調査において撮影した動画についても、保存会の方々の同意を得て、順次、配信を行っている。

そのほか、県が主催し年1回、市町村文化財担当者会を開催し、文化財に関する手続や取扱い等についての説明や文化庁の調査官を招聘し国の新たな施策等の解説やその質疑応答を行うなど県と市町村との円滑な文化財行政の推進に努めている。また、宮崎県埋蔵文化財センターでは発掘調査技術等の向上を目指し、県及び市町村埋蔵文化財担当専門職員を対象とした研修も実施している。さらに、宮崎県総合博物館をはじめとする文化施設では、毎年数回の特別展や各種講座のほか生涯学習団体や学校等を対象として、「どこでも博物館（宮崎県総合博物館）」や「旅する美術館・わくわくアート（県立美術館）」などアウトリーチ活動にも積極的に取り組んでいる。

財政的支援としては、市町村が実施する国・県指定文化財の管理や整備に伴う経費や民俗芸能保存団体等が行う人材育成などの経費の一部を補助している。



みやざきデジタルミュージアム



愛護少年団交流体験事業



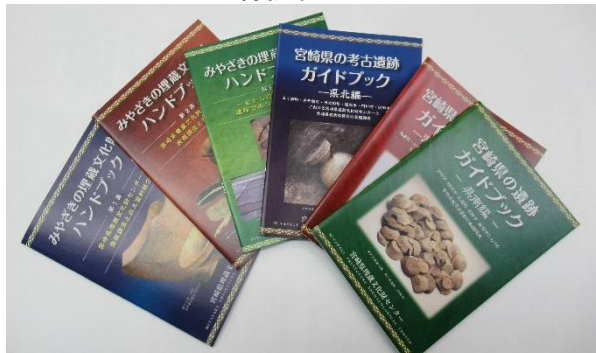
出前講座(宮崎県埋蔵文化財センター)



どこでも博物館(宮崎県総合博物館)



神楽のガイドブック及び宮崎の民俗芸能
(宮崎県教育委員会)



県内の遺跡や遺物のガイドブック
(宮崎県埋蔵文化財センター)

第Ⅱ章. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第1節 文化財の保存と価値の共有化について

本県においては、文化財各分野の総合的・悉皆的な文化財調査を終戦後間もない頃から、指定・未指定文化財に関わらず継続して実施（第Ⅰ章-第4節参照）しているが、個々の文化財についての価値付けや掘り起こしが十分とは言えない状況であり、本県の文化財指定等件数〔別添資料③参照〕は全国的に最下位レベルである。また、県内所在の国・県指定等の文化財について、史跡、特に古墳群の指定数は多いが、他分野の指定数は少なく、分野によって偏りがあり、価値付けが十分になされているとは言えない状況にある。

1. 文化財の価値付け

- これまでの県による様々な調査成果について、市町村への周知・理解が得られておらず、市町村指定に結びついていない。
- 文化財の指定について、指定後のメリットが少なく、指定に対して消極的な所有者が多い。
- 美術工芸品については、1960年代に調査が行われたものの指定等が進んでいない。
- 調査が十分に行われていない文化財分野があるなど、各地域の文化財の掘り起こしができていない。
- 管理状況等の把握が十分になされていない場合がある。

2. 価値の共有化

- 文化財調査は、専門家を中心に行われているが、県及び市町村の関係機関間において、調査によって得られた文化財の価値についての情報の共有化が図られていない場合が多い。また、その価値について、行政側の情報発信等の取組が十分でなく、地域住民のみならず行政内にも十分に周知されていない事が多く、地元で文化財として価値あるものもあるという意識がない。
- 行政と地域住民が文化財の価値についての情報を共有しておらず、指定・未指定に関わらず地域に文化財があることは理解していても、地域住民が個々の文化財の持つ価値や魅力について十分に理解していない場合が多い。
- 地域の文化財について、行政が案内板・掲示板を設置しているケースも多いが、経年劣化で読めなくなっているものが多い。また設置するだけで周囲の環境整備を行っていないので、荒地のようになっている場所もある。
- これまで多くの文化財の調査が行われ報告書が刊行されているが、その成果を積極的に市町村やそれらの所在する地域の学校の児童・生徒や地域住民にわかりやすく理解してもらえるような広報等の取組があまり行われていない。

第2節 文化財の継承・維持管理について

本大綱策定の契機の1つとも言える過疎化や少子高齢化などの急激な社会情勢の変化によって、特に地域に根付いている無形文化財・民俗文化財や個人・地域所有の有形文化財等に関しては、後継者・担い手等の不足により、継続的な維持管理が困難となってきた事態が生じている。文化財の確かな保存・継承のためには、県内文化財それぞれの基礎資料の整備が必要であるが、完全に整備されていない現状がある。

また、新たな文化財に指定されたことによって生じる管理責任・維持管理費用などの負担は大きくなり、指定が進まない状況がある。既に指定されている文化財についても同様で、管理責任・維持管理費用の負担は大きく、行政に負担の肩代わりを依頼する事例や、所有者が指定解除を申し出る事例も生じているが、行政の支援にも限界がある。

1. 有形文化財の場合

- 個人・地域所有のものが多く、維持管理の経済的負担が大きい。
- 所有者による維持管理や修復が行われなくなると、文化財自体が劣化・消失していくという問題だけでなく、盗難や災害が発生した場合、人知れず滅失・流失する危険性が生じる。
- 維持管理の経済的負担を削減するため、管理規模が縮小あるいは停止される事態が生じてきており、今後、そうした事態の増加、ひいては管理そのものが放棄される事態の発生も懸念される。特に未指定文化財の場合、所有者が代替わりした際に、新しい所有者へ文化財の情報が引き継がれず、存在自体を知らないことから、文化財が維持管理されずに消失してしまう事態も将来的には想定される。
- 美術工芸品などの文化財は、所有者が維持管理の負担を軽減するため、行政に寄贈・寄託を希望する例が増加している。文化財の種類によっては収蔵環境の安定した施設での管理が必要であるが、一部の文化財については文化財が地域から離れることで、地域で守るというコンセプトに逆行する形となるものがある。
- 文化財等を収蔵する施設について、温度・湿度等の十分な管理が行われているとは言えない施設がある。
- 少子高齢化の影響で、死亡や転居等による居住者の減少に伴い、空き家が増加している。空き家が管理されなくなると、年数とともに朽ちていき、解体撤去の必要性が生じる場合がある。こうした事態を防ぐために、維持管理のための空き家の活用方法や防火・防犯対策等が課題となっている。

2. 無形文化財の場合

- 当県では、これまでに2件の指定があったが、後継者がおらず途絶えてしまった。
- 無形文化財に関する調査や掘り起こしが進んでいない。

- 人間の「わざ」そのものであり、その「わざ」を体得した人や集団が対象となるため、技術保持者が個人で少人数の場合、継承が途絶えてしまう可能性が高い。また、材料入手が困難であったり、生業として成立しづらかったり、後継者が育っていない。

3. 民俗文化財の場合

- 無形民俗文化財の場合、担い手不足から知識・技術の伝承が行われず、途絶えてしまう事態が想定され、いかに守り伝えていくかが重要な課題である。
- 担い手の人数が不足すると、使用する道具の整備等のための経済的負担が増大し、重荷となって継続が困難となる事態も想定される。
- 個人や保存会の単位だけでなく、行政を含め地域社会総がかりで文化財を継承するための様々な方策や、他地域の状況を参考にした取組についての検討がなされていない。

4. 記念物の場合

- 名勝地の場合、指定範囲が広範囲にわたり、所有者、利用者も多種多様であるため、維持管理が困難になることや、自然災害による被害が発生することも想定される。
- 動物・植物の場合、植物については、近年多発する記録的な大雨や台風等の自然災害による被害の拡大が想定される。また、動物については、植生や環境等の変化に伴い、推定生息数が激減するなど、危機的な状況におかれているものもある。
- 遺跡の場合、維持管理の負担が大きく、特に古墳は、草が生い茂り古墳の所在が確認できない事例も散見される。
- 市街地などにある古墳は常に開発の対象となるが、指定古墳の範囲を含め地権者や開発業者の指定文化財への理解度が低い。

5. 文化的景観の場合

- 過疎化・少子高齢化の影響で、地域の生活又は生業の維持者が減少し、耕作地の放棄などが進み、全体的な継承・維持管理が困難となってきている。

第3節 文化財の活用について

文化財は、その価値を失うことなく、次世代へと継承されるべきものである。文化財の価値を維持するため、保存は必須の手段である。一方、活用は、文化財の価値を多くの人に知ってもらうとともに、次世代の継承へと繋げる有効な手段である。

文化財が地域の魅力ある文化・観光資源として有効かつ適切に活用されることにより、関係人口の創出や観光等による交流人口の拡大等、地域活力の向上に繋がっていくことが期待されるが、保

存が第一義的に行われず、適切な活用もなされなかった場合、文化財本来の価値が失われ、確実に次世代へ継承されなくなるおそれがある。

1. 保存と活用のバランス

- 地域住民にとって、地域づくりや観光資源への活用など、文化財の活用には大きな期待があるものの、活用しようとする文化財の本質的な価値について認識されていない場合が多く、着実に効果的な活用方法が確立されていない。
- 文化財を維持・継承していくためには、保存と活用のどちらかに比重が偏らないよう適切なバランスを維持する必要があるが、活用が最優先となり、文化財の本質を理解していないため、過剰な利用（オーバーユース）状況に陥るなど、文化財の保存が疎かになる事態も発生している。
- 活用のためには文化財への立入りを認める必要があるが、十分な安全性が確保できない文化財が多く存在する。また、広報等によって文化財が周知された結果、文化財に立ち入る人が極端に増加すると、対応できないことによって、文化財の毀損を招く事態が想定される。

2. 保存・活用の非連携

- 個別の文化財の保存・維持管理が行われていても、個別の文化財の保存だけでは、効果的な活用に制限が生じることが多い。
- 文化財自体の保存だけでなく、文化財の立地する環境を含めて価値を高めるとともに、訪問者・観光客なども利用しやすいよう、周辺環境も含め一体化した整備・活用が求められる。
- 史跡等で保存のために買い上げた土地が活用するための整備に着手できず、放置した状態になっていることがある。
- 同じ市町村内でも関連する複数の文化財を結び付けて活用するような取組について十分とは言えない状況にある。
- 同じような性質、または関連する文化財を所有しながらも、市町村によって保存や活用の程度に格差がある事例がある。古墳群など同じような類型の文化財が所在する市町村や保存会などが連携・協働するなど、地域を巻き込んだ取組を推進することも必要である。
- 文化財の調査などに地域の方々や民間団体等の協力を得たり、その成果や文化財の本質的価値をわかりやすく発信する展示会や講座等を開催するなど、地域住民の文化財への理解を促進する取組が少ない。
- 仏像などの美術工芸品は、一般に公開されているものが少ないことから、期間を限定しての公開など地域住民の理解を深める取組も重要である。

第4節 専門職員と組織体制について

文化財の保存・活用を中心に執り行うのは、県及び市町村等の地方公共団体に設置された文化財保護行政組織であり、そこに携わる文化財専門職員は、豊富な知識と高度な技能を必要とされる。本県の県及び市町村においては、大規模開発の増加に伴い、1980年代以降、埋蔵文化財を専門とする文化財専門職員は数多く採用されてきているが、文化財対象分野は広く、職員の未配置や少人数のみ配置されている市町村においては、文化財全般に対応することが困難となる場合がある。文化財の適切な保存・活用を推進していくためには、文化財保護行政における組織の体制強化や文化財専門職員の適正な配置、そして文化財専門職員自身の資質向上が求められる。

1. 文化財専門職員の適正な配置

- 県内 26 市町村のうち 6 町村に文化財専門職員が配置されていない状況にある。配置されている市町村においても、業務量に比して配置されている職員数が少ない場合が多い。また、せっかく配置された文化財専門職員も配置換えによって不在となる場合や、文化財専門以外の職員が担当することとなる場合があり、文化財関連業務を継続することが困難となる事例もある。
- 県の場合、文化財を担当する職員数は比較的適切に配置されているものの、その多くは埋蔵文化財担当職員で文化財としての動物や民俗、建造物などの各分野を担当できる職員が十分整えられているとは言えない状況である。
- 文化財専門職員が不在、または継続して配置されていない自治体は、専門的な知識や経験の不足から文化財の調査・保存・活用を実施することが困難となっている場合が多い。
- 今後、自治体の財政状況はさらに厳しくなると推測され、文化財専門職員未配置の自治体における職員配置の問題だけでなく、既に配置されている自治体において、十分な職員数の維持も困難となる可能性も懸念されている。

2. 文化財専門職員の資質向上と次世代への継承

- 適切な職員数の配置も大切であるが、既に配置された文化財専門職員をはじめそれ以外の担当職員の資質向上の取組が求められている。
- 文化財専門職員が 1 名ないし少数の場合、退職等による文化財専門職員の補充がされず、その職員が長年の勤務で取得した文化財に関する知識・技術・経験等が次世代へ継承されることなく断絶が生じている自治体もみられる。
- 地域の文化財に精通した民間研究者等も高齢化等により減少傾向にある。

第5節 防災・災害発生時について

自然災害・人的災害・生物災害等によって、文化財が滅失・損壊する事態が発生する。特に南海トラフ地震などの大規模自然災害が発生した場合、文化財の被害は広範囲で甚大となることが予想される。また、地形・産業等、本県ならではの特性から生じる特殊な災害も発生する。これらの災害から文化財を守るため、平時から施設や体制といった仕組みの整備が急務となっている。

(なお、講ずる措置については、「第V章. 防災・災害時の対応」で記述している。)

1. 本県で想定される災害とその問題

- 台風・集中豪雨等によって、これまでの想定を超える広域浸水被害が発生する可能性があり、災害対策マニュアル等を見直す必要がある。
- 台風・竜巻等によって、建造物・史跡等の損壊、建物倒壊などによる収蔵文化財自体の損壊等が発生する可能性がある。
- 本県特有の災害として、火山関連災害（霧島連山・桜島・阿蘇山）が予想される。これらの活火山は、近年においても火山活動を繰り返し、火山性地震や噴火による降灰、時には火山弾の飛来によって建物等に被害が及ぶこともある。また、大規模な火砕流が発生すれば、文化財に甚大な被害が及ぶこととなる。
- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、海岸部及び河川周辺地域においては津波による浸水、県内全域においては建物倒壊、建物火災等の広域的かつ複合的な災害の発生が想定される。
- 広域にわたる大規模災害が発生した場合、各文化財の所在地や管理者管理台帳やリストが明確でないと、被災・被害状況が正確に把握できず、文化財に復旧不可能な損傷や滅失が生ずる可能性がある。

2. 家畜伝染病について

- 口蹄疫や鳥インフルエンザといった大規模な家畜伝染病の発生時、緊急的に家畜を埋却する土地が複数必要になる。平成 22(2010)年に本県で発生した口蹄疫では、前例の無い緊急対応であったため、埋却箇所と周知の埋蔵文化財包蔵地の照合・照会を十分に行う時間が確保できず、周知の埋蔵文化財包蔵地に埋却されるという事例が発生した。この場合は、事前に届出を要しない場合として規則（平成 17(2005)年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号）に基づき判断し、終息後、周知の埋蔵文化財包蔵地への埋却についての届出を依頼した。
- 今後、新たな発生を想定し、史跡指定地や周知の埋蔵文化財包蔵地等を埋却対象地から除外するなど市町村の畜産担当者等との十分な調整が必要である。
- 埋却後数年経った場所について、再整備の対象となる場合がある。埋却後の再整備地が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合、再整備区域は埋却箇所の周辺区域まで含まれるため、埋却地として掘削されていない部分まで開発が及ぶ場合があるので、以降の取扱いについても留意

しておく必要がある。

3. 感染症対策について

- 感染症が発生し、拡大した場合、民俗芸能行事や文化財イベント等が中止となり、県民の文化・芸術への興味関心が薄れていくとともに、保存活用を推進していこうとする人たちの意欲も衰退していくという問題がある。さらに長期化した場合、神楽や祭りといった地域の民俗芸能等が実施されないと、地域や住民のコミュニティやネットワークが縮小・断絶してしまう可能性があり、文化財の保存継承に多大な影響を及ぼす可能性がある。また、行事やイベントなどにおいて密集を避けるための対応方法として、リモート開催やインターネット動画配信等の新しい情報発信も準備しておく必要がある。

4. 文化財の耐震及び防火施設・体制について

- 文化財の火災例は、本県では確認されていないが、文化財の焼失事件は近年においても後を絶たず、文化財の防火施設・体制の構築が問題となっている。
- 指定文化財等の耐震や防火管理体制・設備・組織等に不備があると、被害が最小限で抑えられず、拡大する可能性がある。

第Ⅲ章. 文化財の保存・活用に関する基本方針

第1節 文化財の保存・活用の基本理念

宮崎県は、緑豊かな山々やこれらを水源とした河川、そして美しい海岸線など優れた自然環境に恵まれている。そうした自然との共生の中で文化が育まれ、県内には各種天然記念物をはじめ、民俗芸能、史跡など多種多様な文化財が受け継がれてきている。これらの文化財は、長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで地域で大切に守り伝えられてきた県民共有のかけがえのない財産である。また、同時に、ふるさとへの誇りや愛着を深め、住民共通の心の拠り所であり、地域活力を維持していくための原動力であるとともに、まちづくりにおいて、宮崎の地域性や独自性を示す重要な資源でもある。この「ふるさとの宝」である文化財を守り、未来へ伝えていくことは、我々県民の責務である。この大切な地域の財産を確実に未来へと継承していくため、文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、効果的な方策で文化財の保存と活用に関する取組を推進していく。

文化財の保存と活用については、県民及び地域住民が地域の文化財の価値を知り、その特性に応じて適切に保存、継承・維持管理され、地域に根ざした活用を行うことによって、魅力的でかけがえのない地域の財産となることから、次のように基本理念を定めた。

「宮崎の魅力ある文化財」をみんなで支え、確実に未来へつなぐ

～県民一人一人が、文化財を理解し、その魅力を伝え、そして活かす～

第2節 文化財の保存・活用の基本方針

基本理念に基づき、以下の4つの基本方針を柱として、本県の文化財保護に取り組むこととする。

〔基本方針1〕 文化財の価値を見いだす。

本県には、国・県・市町村指定等の文化財だけでなく、地域住民や個人が大切に守り伝え、県民の共有財産となってきた文化財が数多く存在する。県は、市町村とともに、そのような文化財の総合的・悉皆的調査による多種多様な文化財の把握を進め、各文化財の特性に応じた調査や研究を継続し、多彩な文化財の価値を見いだしていく。

特に、評価の高い文化財については、地域の文化財が県民や地域住民にとって誇れる財産となるよう、国・県・市町村文化財への指定等を更に推進するとともに、消失の危機にある文化財については、柔軟性を持たせた登録制度の導入を検討するなど、保護の迅速化に努める。

〔基本方針2〕 文化財保護体制を整える。

県及び市町村の文化財保護行政組織については、適切な人員配置などの組織の体制強化や、そこに携わる専門職員の資質向上を図る事によって、文化財を守る人的基盤を整備していく。

また、行政組織だけでなく、文化財所有者・管理者、文化財の担い手（継承者）、ボランティアガイドなど、文化財に携わる全ての人についても、相互連携の強化、資質向上を図る機会を積極的に設けることによって、文化財を守り伝える人的基盤の裾野をさらに広げていく。

〔基本方針3〕 文化財の魅力を伝える。

県及び市町村は、調査や研究によって成果が得られた文化財の価値について、「魅力のある情報」として積極的に発信を行っていき、県民及び地域住民は、「興味を持って」その情報を享受することによって、自らの地域の文化財の価値や魅力について理解を深め、未来に守り伝えていこうとする意識を高めていく。さらに県及び市町村は、そのような意識を持った人たちが一体となって地域の文化資源を魅力のある資源として活用する取組が進められるよう、支援を行っていく。

また、地域の文化資源を単体で扱うだけでなく、広域もしくは複数の市町村にまたがる文化財にストーリー性を与える事によって、一体化した文化財群としてより魅力のある資源として活用した取組を、地域住民のみならず国内外に広く発信する。これにより、観光等でその地域を訪れる人たち（交流人口）が増加するとともに、ボランティアガイドなどその地域に魅力を感じ地域と行き来して継続的に関わる人たち（関係人口）が拡大し、さらにはその地域に移住するという人（定住人口）の流れが生まれるなど、地域活力の向上とともに持続可能な地域づくりに繋がっていくことが期待される。

[基本方針4] 文化財を未来へつなぐ。

過疎化や少子高齢化といった社会の急激な変化によって、文化財の継承・維持管理は困難となり、文化財消失の危機が迫っている。また、災害・犯罪・事故等によって、文化財が消失・損壊する被害が発生する可能性がある。こうした状況下において、失われていくことが危惧される文化財を守るため、文化財の基礎資料の整備、映像・画像記録の作成等の文化財の適切な記録保存や、所有・継承・維持管理者への経済的・技術的な支援等を行っていく。また、文化財の保存や継承・維持管理だけでなく、様々な機関等と連携し、バランスの良い文化財の活用を行う事によって、文化財を未来へ繋いでいく。

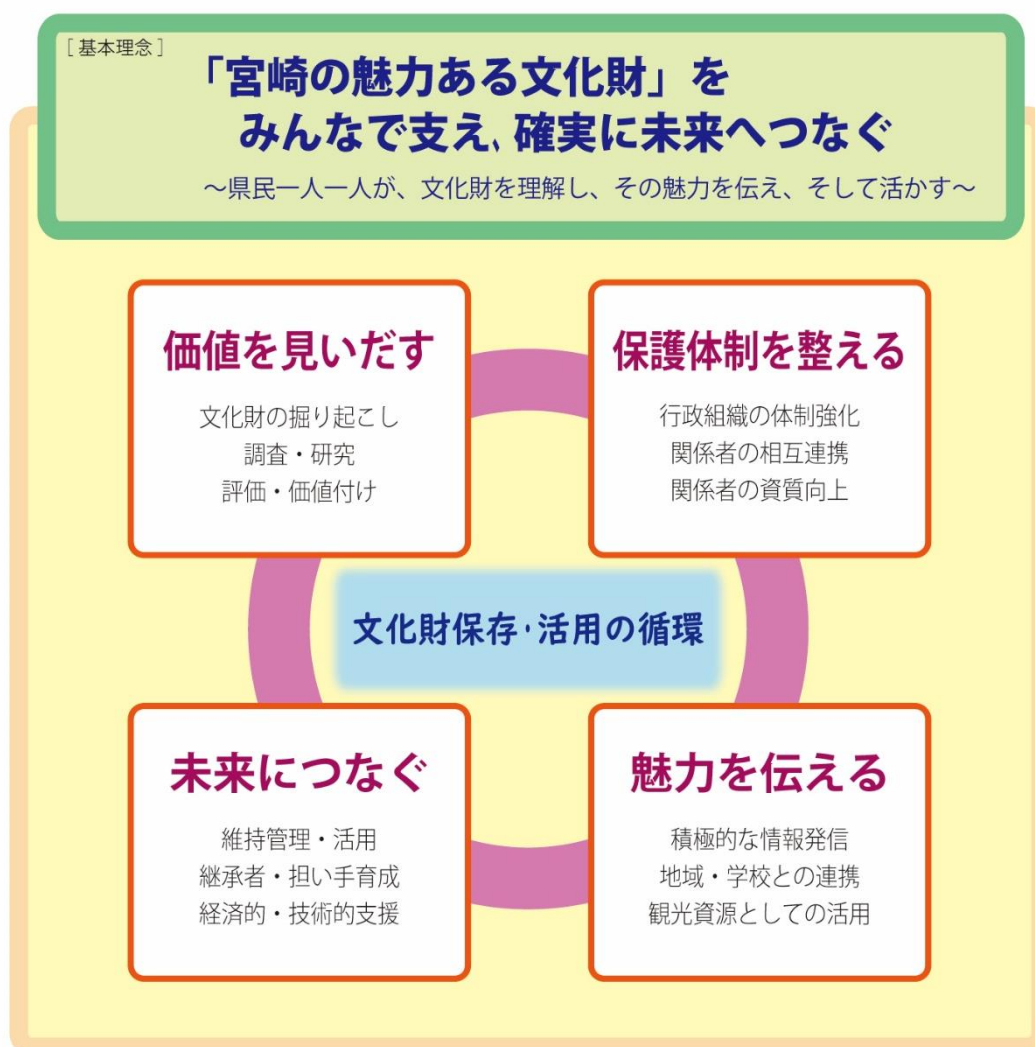


図 13 文化財保存・活用の循環イメージ図

第Ⅳ章. 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第1節 文化財の保存と価値の共有化について

1. 文化財の保存と価値付け

文化財を次世代に確実に継承するためには、文化財の保存と活用が不可欠であるが、前提として適正な保存がなされた上でのみ、文化財の活用を行う事ができる。

現在まで継続実施している総合的・悉皆的な文化財調査については、幅広い観点で市町村や地域の方々の協力を得て様々な文化資源の掘り起こしを行う。さらに、県文化財保護審議会委員をはじめとする県内外の研究者を積極的に招聘し、文化財の評価を行い、文化財指定を推進していくことによって、より強固な保護・管理体制を整える。また、「(一般社団法人)宮崎県建築士会」や「(特定非営利活動法人)宮崎野生動物研究会」など様々な文化財関係団体との情報の共有化や研究の進展により再評価される文化財など、最新の情報等の収集も行っていく。

調査等の結果、文化財の価値が明確になったものについては、所有者の意向を確認しながら、指定基準に合うものは県または市町村指定文化財として指定を推進する。さらに、評価が高いものは、積極的に文化庁へ情報提供を行い、国指定及び国登録の実現を目指す。

また、総合的・悉皆的な文化財調査だけでなく、美術工芸品・建造物・古文書などの有形文化財、遺跡・名勝地・動物・植物・地質鉱物など各種記念物の保存と調査、神楽などの無形民俗文化財の記録収集を目的とした現地調査など、各文化財の特性に応じた調査も継続していく。このような文化財調査で得られた様々な情報は、新たな文化財の掘り起こしや保存・活用に繋がるので、県及び市町村等間で共有しておく必要がある。

さらに、「文化財保護法」に規定されているものだけでなく、地域にとっての宝、例えば祭り・方言・先賢など地域で大切に守り伝えられてきた広義の文化財についても調査対象を広げていく。

2. 価値の共有化

(1) 情報発信について

県及び市町村は、文化財の調査や指定を行うに際し、地域住民の協力を得て進めることで、文化財の内容や価値について、地域住民の理解・関心を深める。また、広報誌などの活用や講座の実施、博物館等での展示のほか、インターネット等も含めた様々な情報媒体を駆使した積極的な情報発信を行い、多くの人が文化財の情報に触れる機会を増やす。また、文化財所有者や地域住民が自らの文化財について情報発信しようとする場合、県及び市町村は、その取組について、助言等のサポートを行う。

発信する情報については、利用者の利便性を図るため、必要な情報を簡単に検索・入手できるようわかりやすいホームページ等の構成とするとともに、専門的な内容をできるだけ一般の人が

読んでわかり易い表現で伝える工夫を行う。一方、より詳細な情報を求める利用者のために、文化財所有者の了承を前提とするが、近代化遺産やカモシカ、古墳などこれまでに実施してきた文化財調査の成果報告書などについて県が運営するホームページ「みやざきデジタルミュージアム」や「みやざき文化財情報」等での公開について検討する。また、域内の住民だけでなく、域外の住民に対して文化財へのアクセスや民俗芸能の開催時期などできる限り正確な情報を広く発信することによって、地域資源・観光資源としての文化財の活用に繋げていくことができる。宮崎県総合博物館・県立西都原考古博物館・県立美術館等の文化施設においては、常設展の充実や魅力ある特別展の開催など多様なニーズに対応した取組を推進する。

さらに、学校・市町村とも連携して、学校等においてふるさと学習を実践する教職員を対象に、それぞれの地域に所在する文化財の内容や価値について、研修会など様々な機会を通じて理解を深めたり、教材化して授業に位置付けたりする取組を検討する。

(2) 周辺環境等の整備

地域の文化財について、除草管理・建物管理だけでなく、文化財の案内板・説明看板なども含んだ周辺環境等を整備・管理することは、地域住民にその価値を知ってもらう手段として有効である。周辺等の環境整備が不十分な場合、地域住民が、その文化財の持つ重要性を理解できず、文化財に対する愛護精神が持てない、さらには文化財の存在さえ忘れてしまう可能性もある。そのため、日頃から県の文化財保護指導委員や市町村の協力を得ながら現状を把握し、改善が必要な場合は早急に市町村や所有者に対し指導・助言等を行う。

第2節 文化財の継承・維持管理について

1. 文化財の基礎資料の整備

(1) 文化財の基礎資料の整備

現在、本県において、国・県指定文化財を中心に一部データベース化され、県が運営するホームページ「みやざきデジタルミュージアム」・「みやざき文化財情報」等で公開されているが、比較的簡易な内容となっている。

文化財の保存・継承のためには、基礎資料として未指定文化財を含めた各分野の幅広い文化財情報をリスト化しデータベースとしてとりまとめることが重要である。

この基礎資料の整備は、文化財の保存・活用の根幹をなすものである。市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」においても、域内の多様な文化財の総合的な把握を行った上で文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を検討することとなっている。また、災害時の文化財レスキュー活動においても基礎資料の整備の重要性が指摘されており、県・市町村が連携して取り組んでいくことが求められる。

県としては、過去に実施してきた文化財各分野の調査成果をホームページ等で公開するとともに、所在地・所有者・文化財の写真・図面等のデータをとりとまとめ、調査から時間が経過しているものについては新しく発見されたものも追加するなどデータベースとして整備していく。これらはデジタルアーカイブとして、県内市町村との情報共有や、文化庁が運営する「文化遺産オンライン」、国立国会図書館運営の「ジャパンサーチ」などと連携し、広く一般に公開できるよう進める。

この文化財情報データベースについては、後述する「第Ⅵ章. 防災・災害発生時について」等でも触れているように、防災・防犯等の面からも基本的情報として必要である。

また、文化財の基礎資料として必要なのは、文化財情報だけでなく、実物資料も必要であり、文化施設（博物館・美術館・図書館等）において、各施設の収集方針に沿って必要な実物資料や関連文献等の文化財資料の収蔵も充実させていく。

（２）未来のための記録保存

有形文化財・記念物の場合、地震・台風や集中豪雨等による崩落や倒木による損壊・破損のほか、経年劣化による破損事例も想定される。損壊・破損が生じた場合、即座に原状復旧に対応できるよう、文化財の多角的な写真・図面・映像等の記録や3Dデータ等の記録を文化財の基礎資料として作成しておくことも重要である。

特に本県における無形民俗文化財については、後継者・担い手不足から継承が困難となった場合の措置も講じておく必要がある。現在、本県では平成25(2013)年度から神楽の現地調査・演目調査・映像記録を実施している。こうした詳細な文化財記録は、神楽の芸能等を確実に保存・継承するための重要な手段であるとともに、もし担い手が途絶えた場合でも、後世に再現するための有効な資料となり得る。神楽だけでなく、他の民俗芸能においてもこの記録保存は重要であり、今後は無形民俗文化財の対象と範囲を広げていく。

2. 文化財の継承・維持管理のための支援

（１）文化財の修理・整備への支援

文化財の修理・整備については、それぞれの文化財に適した方法で実施する必要があり、そのためには専門的知識を有する者の指導・助言が不可欠である。そのため、県としては、市町村や所有者と協議を進めるとともに、文化財の現状把握及び修理・整備の方法等を検討するため、指導・助言や専門家の紹介など文化財の修理・整備が適切に進むよう様々な支援を行う。

また、常駐者がいない施設で保管されている美術工芸品や居住者の減少により空き家が増加している歴史的建造物及び伝統的建造物群等については、維持管理や災害対応等が十分に行き届かなくなってしまう事態が今後増加することが予想される。そのほか、地域の生活又は生業の維持者が減少している文化的景観や所有者が不在などの理由で維持管理が困難となっている記念物についても大きな課題となっている。そのため、県は、所有者・市町村・地域・専門家・保存活用

等を支援する文化財関係団体などが協力し、経年劣化・盗難・災害から守る手立てなどの検討が進められるよう指導・助言を行う。

（２）文化財所有者への経済的支援

有形文化財（美術工芸品・建造物・有形民俗文化財）及び記念物に関しては日常的な維持管理や経年劣化等から修復等の必要性が生じ、民俗文化財に関しては使用する衣装や道具等の修繕等の必要があり、所有者や保存団体等の大きな経済的負担となっている。

国・県では、保存・活用事業等に対し、経費の一部を補助しているが、厳しい財政状況の中、補助額に限度があり、文化財所有者の経済的な負担は完全に解消されておらず、県としては負担をできるだけ軽減できるよう現在の管理や整備のための補助事業の予算を確保していく。県や市町村は、地域振興や観光振興、伝統文化振興に関連した国の補助金や民間助成金等の活用をはじめ、クラウドファンディングなどを活用した事例等の情報提供に努めるとともに、文化財所有者に対して、相談の窓口としての役割を担う。

（３）個々の文化財の保存活用計画への支援

文化財保護法の改正により、国指定及び登録文化財を対象にその所有者等又は管理団体は、「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できることとなった。文化財の管理主体が地方自治体中心から、文化財所有者にも枠が広がったことによって、一層の文化財の保存・活用が見込めることとなる。こうした個々の文化財保存活用計画作成について、県及び市町村は、所有者等に対して、文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や計画の作成に関して必要な指導・助言を行っていく。

3. 有形文化財・記念物の継承・維持管理

（１）文化財巡視体制の確立

有形文化財や記念物全般に関し、定期的に巡視する仕組みが必要である。県では、県内を15地区に分け、各地区1名ずつ委嘱している県文化財保護指導委員が定期的な国・県指定文化財の巡視と所有者への助言等を実施しており、一定の成果を上げている。このように文化財保護指導委員による諸活動は非常に重要な役割であることから、文化財保護指導委員に対し専門知識向上のための研修や指導委員同士の意見交換の場を設けるなどの取組を行っていく。

また、文化財保護法の改正により、市町村にも文化財保護指導委員を置くことが可能となったことを受け、地域で守り伝えられてきた未指定を含めた文化財の現状把握や日常的な管理が困難な文化財の破損や盗難等に備え、市町村が文化財保護指導委員を利用した定期的な文化財巡視体制を構築することを推奨する。

また、文化財所有者が代替わりした場合、引継ぎがなされず、所有者本人が文化財を所有している自覚が無い事態も発生していることから、文化財巡視と併せ、文化財所有者と定期的に連絡

をとる仕組みも整えておく必要がある。

4. 無形文化財・民俗文化財等の継承・維持管理

(1) 関連団体との連携・支援

人口減少・高齢化の波を受け、文化財の担い手・後継者が不足する傾向は確実に進んでおり、途絶えてしまうおそれのある地域が存在する。県及び市町村は、こうした状況を少しでも防ぐため、保存会などの関係機関と連携をとりながら日頃より地域が抱える課題等を共有化し、解決策を探っていく。そのほか、担い手不足の解消及び後継者育成のため、民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団活動への支援をはじめ、「中山間盛り上げ隊」などボランティアへの応援体制、企業・団体による支援制度など他県の事例等も参考にしながら、保存継承に向けた具体的な方策を検討していく。

(2) 民俗芸能の発表機会の創出

本来、多くの民俗芸能は、地域の中で限定的に行われ、基本的には従来のを保護・継承していくことが重要である。しかし、将来に向けて保護・継承していくには、民俗芸能などの地域文化を通じた地域振興が重要であるため、域内のみならず、域外を含めたより多くの人々に興味・関心を持ってもらい、地域資源・観光資源として活用していくことも必要である。

県では、九州民俗芸能大会への参加や宮崎県総合博物館民家園での神楽公演をはじめ、九州国立博物館や国立能楽堂など県内外の様々な地域・場所で民俗芸能を披露する機会を創出することで、県内外向け幅広く情報発信を行うとともに、保存会の方々の継承意欲の向上に繋げている。

第3節 文化財の活用について

1. 保存と活用のバランス

(1) 活用に関する適切な指導

文化財をユニークベニュー等として活用することによって、個々の文化財への理解とともに、地域資源・観光資源として所有者・主催者・参加者、そして地域住民に多くのメリットをもたらす。その一方で、過剰な文化財活用は、文化財の保存が疎かになる事態も想定されることから、文化財を活用しようとする団体等に対して適切な利用が図られるよう、指導・助言を行う。

(2) 活用と安全性

建造物など文化財への立入り等において、文化財自体の保存上十分な安全の確保ができるよう修理・整備を行う必要がある。安全が確保できない場合には、保存を優先させ、活用偏重とならないよう指導・助言を行う。

(3) 先端技術を用いた公開・活用

近年、VR(Virtual Reality)やAR(Augmented Reality)といった先端技術を効果的に用い、文化財の復元や再現、高精細映像で細部を観察することで新たな知見を得る、デジタルデータのアーカイブ化のほか、「本章-第2節-1.文化財の基礎資料の整備-(1)文化財基礎資料の整備・(2)未来のための記録保存」で記しているような3Dデータ等を用いたりするなど、文化財と先端技術の融合により、文化財を損失させることなく、一層の地域資源・観光資源として文化財の公開・活用が進むことが期待できる。本県では、令和3(2021)年度から県立西都原考古博物館において、VRを用いた西都原古墳群の解説を行っている。文化庁作成の「先端技術による文化財活用ハンドブック」など、こうした先端技術を用いた事例を紹介・実践することによって、文化財の公開・活用を積極的に推進していく。

2. 活用のための連携

(1) 教育機関との連携

文化財を次世代に継承するためには、次世代を担う子どもや若者をはじめとする地域住民が地域の文化財を学び、触れる機会を創出することが必要である。とりわけ地域に密着した学校教育において、地域の文化財を学習する場を設けることは、「宮崎県教育振興基本計画」の施策に示されているように、「地域への関心を高め、ふるさと宮崎への誇りや愛着する心を育む」こととなる。学習の場としては、学校内で教員が指導する授業をはじめ、文化施設（宮崎県総合博物館・県立西都原考古博物館・県立美術館など）等における常設展示、特別展をはじめ実物資料を用いた体験や出前講座などのアウトリーチ活動を利用する方法がある。さらに現在インターネット上に「みやざきデジタルミュージアム」「みやざき文化財情報」等を整備しており、今後も学校教育や地域の活動等においてより有効かつ手軽に活用できるよう市町村や学校と連携を図り、内容充実を図っていく。

学校教育においては、文化財愛護少年団の結成や、民俗芸能保存団体等との連携が図られており、県はこうした活動を推奨するとともにその支援を行うことで、地域で文化財を守り、次世代に伝える人材の育成に繋げていく。

また、文化財分野だけでなく、観光やまちづくりに取り組んでいる大学等と連携することで、新たな視点を持った文化財の活用に取り組むことができる。

(2) 文化財関係団体との連携

文化財の保存・活用のためには、行政機関だけでは対応に限界があるため、NPO法人や「(一般社団法人)宮崎県建築士会」など文化財関係団体の存在が重要となってくる。文化財関係団体が、行政にはない視点で文化財を活用した地域づくりなどの仕掛けを行うことによって、地域の文化資源を掘り起こし、行政と地域住民を繋ぐ役割を果たす。また、今回の文化財保護法の改正により、市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団

体等を「文化財保存活用支援団体」として指定できることとなった。こうした団体との連携を強化することによって、柔軟な文化財の活用を目指していく。そのため、県としても地域が一体となって文化財の保存継承に取り組んでいけるよう助言等を行っていく。

(3) 文化財ガイドとの連携と支援

文化財ガイドは、地域の文化財を継承する役割と共に、域内外から文化財を見学を訪れる多くの人たちに文化財の価値や魅力を伝える重要な役割を担っている。

文化財ガイドの多くはボランティアのため、継続的な文化財案内等の活動が困難な場合も見受けられる。県及び市町村は、文化財ガイドが地域の文化財の価値を発信する重要な役割を担う存在であることを認識し、文化財を理解するための様々な研修会を開催するなど資質向上のための支援を行い、文化財ガイドとしての意識の醸成やガイド人員の確保に努める。

(4) 一体化した文化財群としての活用

文化財を魅力ある地域資源・観光資源として活用し地域が活性化することによって、地域で守るべき宝であるとの認識を地域住民が強く持つことができる。単体としても十分に魅力を発する文化財もあるが、広域もしくは複数の市町村にまたがる文化財にストーリー性を与える事によって、一体化した文化財群としてより効果的な魅力を発信することが可能となる。

一体化した文化財群の取組例として、日本遺産・世界文化遺産・世界無形文化遺産・世界農業遺産・ジオパーク等があり、県と関連市町村が連携しながら、調査研究や講演会などの取組を進めている。今後も文化財部局だけではなく、景観や観光など他部局や関係団体と連携することによって、より効果的な取組を推進し、地域の活性化を図っていく。

第4節 専門職員と組織体制について

1. 文化財専門職員の適正な配置

適切な文化財の保存・活用においては、地域の文化財を総合的に理解、対応できる文化財専門職員の配置は不可欠である。

県においては、文化財課及び関連施設（県立美術館・宮崎県総合博物館・県立西都原考古博物館・宮崎県埋蔵文化財センター等）において様々な分野の文化財に対応できる専門職員の採用や適正な配置に継続して努めていく。

市町村においても、県同様、文化財の保存・活用が有効的・継続的に実施できるよう、適正な配置に努めていく必要がある。同時に、市町村文化財専門職員が他部署に配置転換されるなど、専門職員が不在または少数となることによって文化財行政が滞る事例も見られることから、県は、市町村に対し継続的に文化財行政を適切に執り行うことのできる文化財専門職員の採用や適正な

人員配置について指導・助言を行っていく。

2. 文化財専門職員等の次世代への継承

市町村において定年退職などにより文化財専門職員の欠員が想定される場合などには、県は文化財専門職員及び文化財担当職員が長年の経験で得てきた文化財に関する知識・技術・経験等が適切に次世代に継承されるよう、再任用職員の採用などの助言を行っていく。

3. 文化財専門職員等の資質向上

文化財は多岐にわたる分野から構成されるため、特定の専門知識だけでなく、文化財全般にわたる豊富な知識が求められる。しかし、県・市町村ともに、文化財の各分野について十分な職員を配置することが難しい現状を鑑みると、各自治体に配置されている文化財専門職員及び文化財担当職員の資質向上が必要となる。

そこで県は、県立図書館・県立美術館・宮崎県総合博物館・県立西都原考古博物館・宮崎県埋蔵文化財センター・その他関連する施設、場合によっては地域振興や観光などの部署と行政分野の垣根を越えて連携し研修会を実施するなど、県及び市町村職員の資質向上を図っていく。また、市町村職員は、県職員以上に様々な文化財に対処することになるため、県は、市町村職員を対象とした研修会等を主催するだけでなく、文化庁などが実施する様々な研究会・講習会等の案内を行うとともに、出席した研究会・講習会等で得た情報や資料提供を積極的に行う。

4. 関連分野からの人材確保

幅広い分野の文化財の保存・活用について、限られた人数の専門職員で対応する事は非常に困難である。また、地域の文化財に精通した人の割合も減少傾向にある。そうした状況を鑑みて、県は、民間・研究機関・退職した元文化財専門職員など、文化財関連の専門知識や豊富な経験を有する人材を発掘・確保し、多様な文化財の課題に対応できる文化財の人材バンクの構築を図っていく。

こうした文化財の人材バンクの充実を図り、多様な文化財分野の維持管理の相談や修理等を依頼する事によって、県及び市町村における文化財担当職員の負担を軽減できると共に、より専門的な見地に基づいた文化財の保存と活用の実現が期待できる。また、人材バンク登録者も含めた研修機会を設けることによって、行政と民間等が一体となった資質の向上に繋げていく。

第V章. 域内の市町村への支援の方針

第1節 市町村が行う保存・活用に関する支援

1. 広域の地方公共団体としての支援

県は、広域地方公共団体として、県内の市町村が適切に文化財行政を遂行できるよう、県内全域の文化財に関する諸基準の整備を行うとともに、指導や助言といった支援を行う。また、県及び市町村の文化財専門職員だけでなく、文化財を担当する全ての職員に対して、最新の文化財情報の共有化や行政事務手続及び文化財に関する知識・技能等についての会議や研修会を実施する。加えて文化庁等が実施する研修会への参加を促すとともに、様々な専門分野の職員が在籍する文化施設(博物館・美術館等)との連携を進めるなど市町村職員への資質向上に資する支援を行い、県内文化財行政の円滑な推進を図る。

また、西都市、宮崎市、新富町が連携して日本遺産(「南国宮崎の古墳景観」として)の取組を行っている。このような共通したストーリーを持つ文化財群を活用した複数の自治体間での連携は、文化財活用の新たな手法を生み出し、より魅力的な企画を提供できるようになることが期待できる。そのため、県としても市町村の意見聴取を行いながら、連携の橋渡しや調整の窓口としての役割を担い、広域にわたる市町村連携ネットワークづくりを支援する。

2. 文化財の維持・管理のための財政的支援

文化財全般、特に地域に根付いている無形民俗文化財や個人・地域所有の有形文化財等に関しては、後継者・担い手等の不足により、継続的な維持・管理が困難となってきた事態が生じ、特に維持管理に要する費用については、所有者及び管理者の大きな負担となっている。国及び県では、文化財の保存・活用事業等に対し、経費の一部を補助しているが、補助額に限度があり、文化財所有者・管理者の経済的な負担は完全に解消されていない。

県は、文化財の所有者・管理者の経済的負担をできるだけ軽減できるよう、維持管理のための補助事業の予算を維持・確保していくこととする。また、文化財所有者・管理者に対し、地域振興や観光振興、伝統文化の振興に関連した国の補助金や民間助成金等の活用をはじめ、クラウドファンディングなどを活用した事例等の情報提供に努めるとともに、市町村とともに相談窓口としての役割を担う。

3. 市町村が行う保存・活用に関する取組への支援

文化財の保存・活用において、市町村の担う役割は非常に大きく重要であるが、市町村の文化財担当課及び職員は限られた人員で対応している場合が多いことから、県としても市町村が進める文化財の把握や調査、指定に関わる業務、整備など様々な文化財の保存・活用の取組に対し積極的に

支援を行っていく。

国・県・市町村指定文化財等については、文化財の種類や性質に配慮しながら文化財の価値を総合的に評価し、その価値に応じた保存と活用の措置を執る必要がある。しかしながら、各文化財分野の専門的知識を有する人材が配置されていない市町村では、文化財の調査や整備などの保存・活用を実施することが困難な場合もあり、県としては、専門職員による助言や、市町村の求めに応じ、適切な外部有識者を紹介し、一緒に検討し、情報や課題等を共有しながら課題等を解決するなど文化財の保存・活用等の支援を行う。

4. 文化財専門職を配置していない市町村への支援

現在、宮崎県内全 26 市町村の内、文化財専門職員を配置していない市町村は、令和 3 年(2021) 4 月現在 6 町村である。本大綱「第二章.文化財の保存・活用に関する現状と課題」においても記述したが、文化財専門職員が不在または業務量に比して少数しか配置されていない市町村は、専門的な知識や経験の不足から、文化財の調査・保存・活用を実施することが困難となっている場合が多い。そこで県は、適正な文化財専門職員の配置についての働きかけを行うとともに、その動向を注視しつつ、適切な文化財行政執行の観点から、必要に応じて専門的な技術的支援等を行うこととする。

第 2 節 市町村の地域計画作成に関する支援

1. 市町村が地域計画作成の際の相談や助言等の実施体制

「文化財保護法」第 183 条の 3 第 1 項により、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」）を作成し、文化庁長官への認定の申請を行うことができるとしている。この地域計画は、県が策定する文化財保存活用大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関して地域住民や民間団体等の理解や協力を得ながら、市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の計画を定め、継続性・一貫性のある取組を進めるものである。なお、国の指針では計画期間は、市町村の総合計画等との整合性を踏まえた上で概ね 5～10 年程度が適切とされており、より具体的な計画等が求められる。

そのため、県は、地域計画作成のための協議会の構成員として、市町村が独自性を保持しつつも、相互に矛盾せず、県と市町村が同じ方向性のもと文化財の保存・活用の取組などの具体的計画が本大綱と整合性のとれた内容となるよう、その作成に向け、助言等による支援を積極的に行っていくとともに、他県等の地域計画の内容等の情報提供を行う。

また、県が過去に行ってきた文化財総合調査等によって取得・蓄積してきた地域計画作成上必要な文化財情報を市町村に提供する。さらに、市町村の地域計画作成事業については、国の補助制度の対象となっていることから、国の動向や制度についての関連情報の提供や助言を行い、市町村の負担の軽減に努めていく。

2. 小規模市町村など自ら地域計画を作成することが難しい場合の支援

前述したとおり、本県においては、文化財専門職員が未配置または配置されていても限られた少人数である市町村が多く存在する。このような状況に対して県は、地域計画が作成できる予算と文化財専門職員の配置も含めた体制整備を当該市町村に働きかけるものの、特に体制に関する整備が困難な市町村が数多く想定される。そうした市町村においても地域計画が作成できるよう、県は、行政事務的・専門的側面からの支援を積極的に行っていく。

また、地域計画は、複数の市町村が共同して作成することが可能であるので、こうした形態の地域計画作成に関しても、県は、市町村単独で作成する場合と同様の支援を行う。

3. 市町村が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針

「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第3条第1項第1号及び第2号において、国宝・重要文化財は同法の適用外となっている。一方で、県・市町村指定文化財や登録の建造物については、同法第3条第1項第3号において、条例に基づき、現状変更の規制や保存のための措置が講じられている建造物であって特定行政庁（宮崎県及び宮崎市、都城市、延岡市、日向市が該当）が建築審査会の同意を得て指定した物件についてのみ同法の適用外となる。「建築基準法」の適用外となった建造物は、代わりに安全上・防火上・衛生上の支障がでないよう、必要な代替措置を講じるとともに、適切に維持管理していく必要が生じる。

歴史的建造物を文化財として保存・活用するために増改築・用途変更等を計画する場合、「建築基準法」の目的である「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」と「文化財としての歴史的・文化的価値を両立すること」が求められる。今後、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」及び個別の「文化財保存活用計画」に含まれる歴史的建造物の多くは、国の計画認定後、積極的に保存・活用事業を展開していくことが想定される。その場合、「文化財保護条例」をはじめとする諸条例の整備（参考：国土交通省「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」[H30作成]）や安全性確保のための代替措置等の検討が必要となる。そのため、文化財部局だけでなく、検討対象範囲の複数の関連部局や文化財関係団体のほか、ヘリテージマネージャーなど専門家と連携・協力が必要となる。県は、こうした場合の市町村への指導・助言を行う。

第Ⅵ章. 防災・防犯対策及び災害発生時の対応

文化財は、地震・津波・暴風・洪水・噴火などの自然現象による災害（自然災害）、盗難・破壊的行為・失火などの人的行為による災害（人的災害）、口蹄疫・鳥インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの病原微生物やウイルスなどによる災害（生物災害）など様々な事象により、破損・滅失してしまうおそれがある。また、災害の種類に関わらず、被害が広域に及び大規模災害が発生した場合、文化財の破損・滅失の危険性はより甚大となり、さらには文化財の日常的な管理や伝統文化の継承に大きな影響を及ぼし、地域のコミュニティの崩壊の危機を招くおそれがある。そのため、平時より防災・災害発生時の対策を講じておかなければならない。

宮崎県では、想定される災害及びその応急対策等について「宮崎県地域防災計画」を定め、その中で防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な基本方針の策定を県のすべての業務について求めており、本大綱は文化財保護対策においてそれに対応するものである。

そのため、文化財部局としては、この計画の第2編-第3章-第19節「文教対策」-第2款「文化財保護対策」-第1項「基本方針」に定めている「大規模災害被害から文化財の保護を図るための計画立案及び県が管理する文化財の災害対策」、「災害対策の必要性についての意識啓発」や「所有者・管理者に対して災害対策の必要性や文化財の保存管理が万全に行われるための指導・助言」を基本として、関係機関と連携を図りながら、他県の事例やこれまでの経験等をもとに各災害に対応したより具体的な対策等の検討を行い、その結果を実施細目や宮崎県文化財防災対策マニュアルとして策定しておく必要がある。



霧島火山群 2011年新燃岳噴火の様子

第1節 防災・防犯対策について

1. 文化財の把握とその情報の蓄積

災害はいつ発生するかわからない、そして、場合によっては想定を超える甚大な被害をもたらす。そのため、県及び市町村は平時より、文化財を災害から守る備えを準備しておくことが重要である。それぞれの地域に所在する未指定を含めた様々な文化財を把握しておくことは、文化財を災害から守るための出発点となる。文化財の把握に際しては、所有者・所在地等の情報や、図面・写真の記録等に加え、個々の文化財の特性（例えば水に弱い、大型で重い、周辺地域が住宅密集地で道路が狭いなど）や各種災害により想定される被害についても併せて把握し、データベース化しておくことが重要である。このことにより、非常事態の際に短時間かつ効果的な対応が可能となり、所在地情報においては、地理情報システム（GIS）等を活用した記録方法を採用することで、広域に及び災

害発生時に素早く広範囲にわたる被害状況の確認を行うことができる。そのため、県では、統一した様式に基づいたデータベースを作成し、各地域で把握された文化財情報を一元化し、大規模災害等に備えておく必要がある。

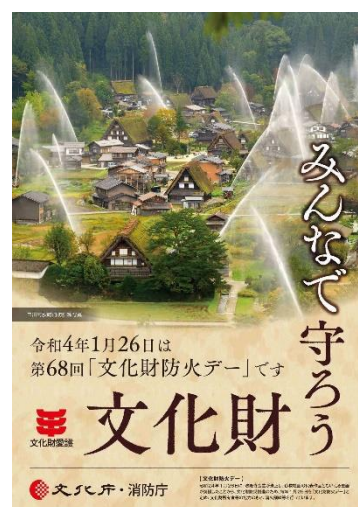
2. 文化財情報の共有化

各地域で把握された未指定を含む文化財の情報を県、市町村、所有者・管理者等が共有化しておく必要がある。「第IV章.文化財の保存・活用を図るために講ずる措置-第1節-② 価値の共有化」でも述べているように、多くの人が文化財やその情報に触れる機会を増やし、文化財への理解を深めるとともに、水害や暴風・地震など過去に発生した災害の被害状況の確認や今後、災害による被害が想定される場合の文化財の避難・救出について、所有者や地域住民、市町村などが一同に話し合う機会を設けることなども重要である。その際、東日本大震災や熊本地震等では、災害時における文化財の盗難が発生しており、その防止のため情報共有範囲の明確化や盗難防止対策についても検討する。このように文化財の価値や文化財が有する災害時のリスクを共有化することで、所有者等の文化財の重要性や防災対策、災害時の対応などへの理解及び協力が期待され、災害が発生した場合、即座に文化財被災情報を収集し、救出・復旧につながれると考えられる。このような文化財情報共有化の取組を通じて、文化財の調査時においても所有者が外部研究者等の専門家からその内容や価値の説明を受ける際に理解を得やすくなる。さらに所有者の承諾得て進める防犯・防災の対策や被災した文化財の救出・復旧などの対応についても、十分な理解と協力をお願いしておくことができる。

3. 防災のための意識啓発

これまでに発生した平成7(1995)年の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)、平成23(2011)年の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)、平成28(2016)年の熊本地震、県内では平成23・29・30(2011・2017・2018)年の新燃岳の噴火や平成17(2005)年の台風14号、平成30(2018)年の台風24号などによる災害の情景は人々の記憶に深く刻まれている。

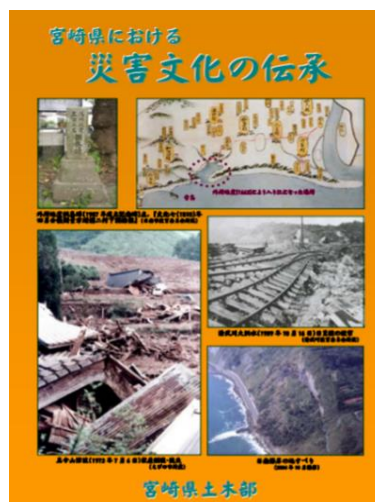
そうしたいつ発生するかわからない災害による文化財への被害をできる限り未然に防ぐため、日頃より県及び市町村は、それらの災害が及ぼす文化財への影響を把握し、文化財所有者・管理者を対象とした研修会の開催などあらゆる機会を通じて文化財の価値とともに防災意識の啓発に努める必要がある。このような取組を「防災の日」や災害が発生した日など、特別な日に合わせて実施し、文化財所有者・管理者や地域住民等に防災意識を強く意識付けていくことが重要である。さらに、毎年「文化財防火デー(1月26日)」に、避難訓練や消火訓練等を、所有者・管理者・地域住民・消防関係者、観光等に携わる人たち、そして子どもたちなどと連携、協力して実施す



文化財防火デーのポスター

ることで、貴重な文化財を地域全体で災害から守る意識の醸成につなげていくことが求められる。

そのほか、地震・津波等の被害を後世に語り伝え、防災上の戒めとするために伝承されてきた寛文2(1662)年の外所地震の被害に関する石碑や畳堤記念石碑等をはじめ、伊形花笠踊り(延岡市:県指定)などがある。また、発掘調査において、火山噴火による降灰や大地震発生時に起こる液状化現象の痕跡等が発見されている。このような災害の記録・伝承は、将来のまちづくりや開発において重要な情報となりうるものである。県及び市町村は、過去に起こった災害の教訓や災害文化※を確実に後世に伝えていくため、災害に関する各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、今日まで伝承されてきた石碑や伝統芸能等の持つ意味を正しく後世に伝えるなどの取組にも努めていく必要がある。



『宮崎県における災害文化の伝承』

宮崎県土木部:平成18年3月

このように、県及び市町村は、文化財所有者・管理者はもとより、地域住民、伝統芸能関係者や観光従事者などの防災意識を高めるため、様々な機会を通じて地域の文化財の価値や災害の歴史・教訓を理解する取組を推進し、貴重な文化財を地域一体となって災害から守る行動につなげていく。その際、市町村が指定する文化財保存活用支援団体と連携して取り組んでいくことも有効である。

※災害文化とは・・・自然災害学会誌(1999)によれば、「災害文化とは、自然災害に対する防災あるいは減災のための地域住民に共有された生活の知恵」と定義されている。

4. 防災のための取組

(1) 文化財所有者・管理者

文化財所有者・管理者は、平時より危機管理意識を持ち、避難訓練や消火訓練等を行うとともに、様々な災害による各種文化財の被害を想定した防災・防犯のための計画を策定し、定期的な点検、火災や盗難などへの予防設備の整備、人的体制づくりなどの取組を進める必要がある。特に、防犯・防災の計画策定にあたっては、個々の文化財が有する特性に合わせて作成することが大切である。例えば建造物では地震による倒壊や火災による消失、強風や倒木による破損、美術工芸品では地震による転倒、盗難、火災、史跡や名勝等では倒木による毀損や崖崩れ、民俗芸能に使用する道具や衣装等では水害や火災による消失などの被害が想定される。加えて道路が狭い、住宅密集地など周辺環境も加味する必要がある。さらに、ハザードマップと照合し、津波や河川氾濫等によって浸水し、被災する可能性のある文化財については、災害を想定した避難経路や避難先、梱包方法、要員等の確認を行うことも重要である。

(2) 県及び市町村

県及び市町村は、文化財所有者等に対し、上述した文化財の点検や設備整備、防災・防犯計画作成について、指導・助言や技術的支援を行う。なお、災害が発生した場合、まず文化財所有者に接

するのは市町村職員であることから、日頃より良好な関係を構築するなど、災害などの非常時に早急に対応できるよう所有者・管理者との連絡体制を整えておくことも大切である。

今後、発生が予想される南海トラフ地震時には、揺れによる被害だけでなく、火災や土砂災害、液状化現象、津波など様々な災害が起こり、文化財への甚大な被害が想定される。平成 28(2016)年に発生した熊本地震でも建造物をはじめ史跡、名勝、重要文化的景観などに被害が及んでいる。宮崎県においても同様な被害が想定され、建造物や城郭等の石垣、古墳など、国・県・市町村指定、国登録の文化財のほか、近代化遺産の調査でも多くの未指定の建造物が把握されており、地震発生時に多大な被害を受ける可能性が高い。そのため、県及び市町村はそうした災害に備え、前述した防災に関する普及啓発や耐震補強・耐震診断の推奨などの指導・助言等に加え、市町村と連携して、文化財の復旧に有効な写真等の記録や 3D データの作成などの対策を積極的に推進していく必要がある。

県は、被災した文化財を確実に災害から救出・復旧していくために、災害レベルに応じて幅広い文化財の救出に迅速に対応できるよう、博物館等の関連施設のほか文化財の防災目的で活動している「宮崎歴史資料ネットワーク」や NPO 法人等の関連団体などと連携して、被災文化財の情報把握やその救出などの活動に早急に着手できる体制を構築するとともに、そうした団体等と日頃より意思疎通を図り、災害を想定した訓練等を行っておくことも大切である。

今後、大規模な災害が発生した場合に備え、地域防災計画や市町村が作成する地域計画に定められた様々な救援復旧活動の一部として文化財の救出・復旧を位置付けることも検討しておく必要がある。非常時には行政職員は住民生活の支援が中心になるが、それらの計画に災害発生時の文化財の救出を盛り込むことにより、全体の状況を見つつ、文化財の救援活動に入ることが可能となる。

さらに、県は防災対策や災害発生時の対応における財政的支援についても、文化庁や県の補助金をはじめ、「文化財保護のための資金調達ハンドブック」(文化庁 令和 2(2020)年 3 月発行)などを参考に観光や農政、民間団体等の補助金の活用のほか、被災した文化財復旧のための基金創設にも視野を広げて検討しておくことも大切である。

(3) 博物館・美術館などの文化施設

博物館・美術館などの文化施設では、耐震診断や必要に応じ耐震補強を行い、高い安全性を確保するとともに、来館者等が直ちに避難できるよう、避難誘導の看板設置や避難場所、避難経路を示す看板やパンフレット等の作成を行う。さらに、災害発生時には、展示資料等の転倒・落下、停電、火災、避難経路が障害物により使用できない、来館者等の混乱、負傷者の救護など様々な状況が想定されることから、各文化施設においては、それぞれの施設の持つ特徴に適合したより詳細な危機管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直しや改訂を行う。また、防災設備の点検や救出・救助訓練、消火訓練などを定期的・継続的に実施するなど自主防災体制の維持・強化を図る。

県内の博物館や美術館、動物園などで構成される宮崎県博物館等協議会では、平成 30(2018)年に「災害時相互協力に関する規約」を定め、翌年度に災害時相互協力基金を設置した。また、被災し

た会員施設の要請により、職員を派遣し、文化財の救出から応急措置までを行うように規定しており、博物館等施設が相互に文化財を守るための取組を進めている。そのほか、九州知事会による災害時の九州・山口9県応援派遣協定に基づき、九州山口ミュージアム連携事業では、レスキュー可能な各県の博物館、美術館等の職員、埋蔵文化財の専門職員の名簿を作成し、要請に応じて派遣する体制を整えている。

(4) 国の機関等の連携及び体制づくり

災害に備えた体制づくりとして、令和2(2020)年10月1日に設置された(独立行政法人)国立文化財機構 文化財防災センターと日常的に連携・協力関係を構築し、文化財の減災や防災の取組への助言及び国や他都道府県の取組状況の情報の収集など当県の防災体制の充実を図っていくことが必要である。さらに、県は、災害レベルに応じて幅広い文化財の救出に迅速に対応し、被災した文化財を確実に災害から救出・復旧していくために、博物館等の関連施設のほか文化財の保存活用目的で活動している「(一般社団法人)宮崎県建築士会」や「宮崎歴史資料ネットワーク」など文化財関係団体、地元消防団などと連携・協力して、被災文化財の情報把握やその救出などの活動に早急に着手できる体制を構築する。また、そうした団体等と日頃より意思疎通を図り、情報の共有化や災害を想定した訓練や指導者等の育成を行っておくことも大切である。

また、水害等により泥まみれになった古文書などの歴史資料や美術工芸品等の文化財は、片付けなどの際に破棄や散逸する可能性があることから、早急な保護措置が必要である。そのため、日頃から文化財所有者・管理者や地域住民等を対象とした資料の価値や重要性について理解を深める取組を行うとともに、被災した資料救済のワークショップ開催などにより資料保全の担い手の育成・確保に努める必要がある。

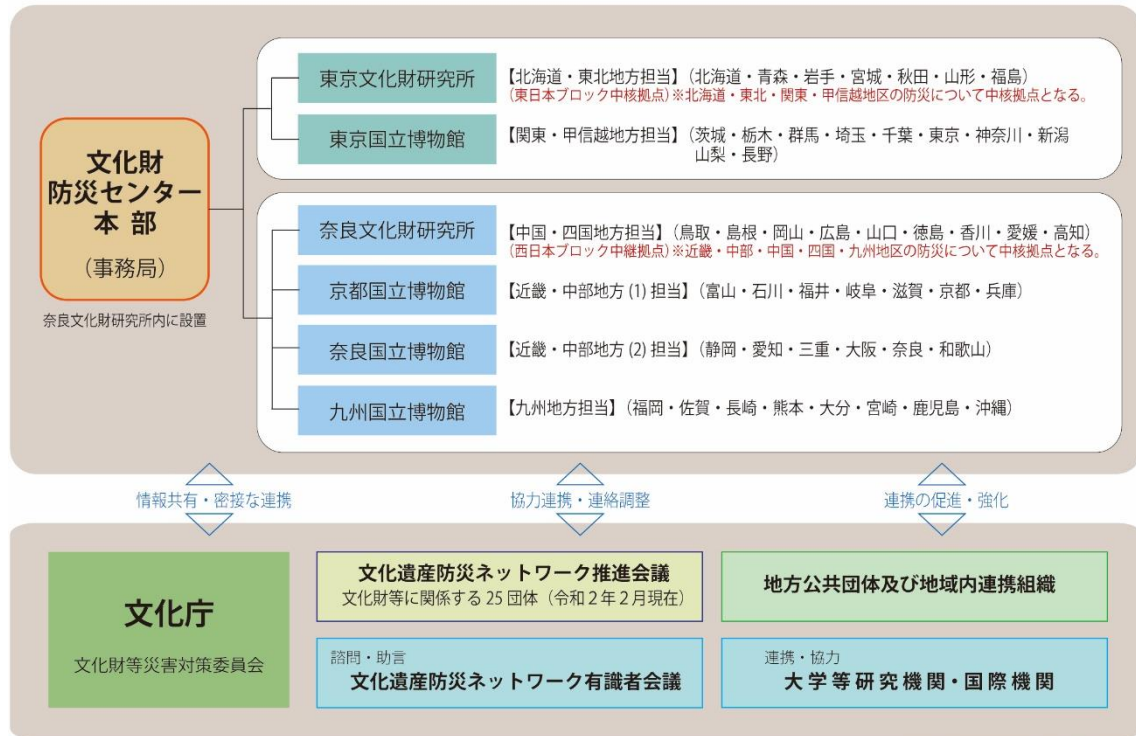
文化庁や消防庁などが作成した文化財の防災対策や防火訓練マニュアル、耐震診断指針、防火・防犯対策チェックリスト、被災文化財の応急処置マニュアルなどがホームページ等で公開されている。県や市町村は、その内容を理解し、文化財の所有者等に対しその内容をしっかりと周知するとともに、それらを参考にした対策を働きかける。

※ 文化財防災センター

東日本大震災等における文化財救出の対応を契機に平成26(2014)年から独立行政法人国立文化財機構が実施した「文化財防災ネットワーク推進事業」(文化庁補助事業)を踏まえ、令和2(2020)年10月、頻発する各種の災害から文化財を守り、災害発生時の救援・支援を多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するために設立された。

文化財防災のための体制

◎災害が起きた際、初動対応の迅速化と連携・情報共有の強化を図る。



文化財防災センター HP より作成

図 14 文化財防災のための体制図

【参考文献】

- 防火・防犯対策チェックリスト（建造物・美術工芸品・記念物（建造物）・民俗文化財（建造物））
- 文化財保存修復学会監修「文化財防災ウィール」平成9（1997）年
- 文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針 平成8（1996）年
- 「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」重要文化財建造物の総合防災対策検討会 平成 21（2009）年
- 「重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領（平成 24 年 6 月改正）」平成 11（1999）年
- 「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領（平成 24 年 6 月改正）」平成 13（2001）年
- 「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成 24 年 6 月改正）」平成 11（1999）年
- 「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）（平成 29 年 3 月改正）」文化庁文化財部参事官平成 25 年
- 「重要文化財（建造物）耐震対策について」平成 30（2018）年
- 「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」平成 30（2018）年
- 「伝統的建造物群の耐震対策の手引」文化庁文化資源活用課 文化財第二課 令和 2（2020）年
- 「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」消防庁 令和 2（2020）年
- 「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（令和元年 12 月改定）」令和元（2019）年
- 「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」文化庁文化財保護部 平成 9（1997）年
- 「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館の防火対策ガイドライン（令和元年 12 月改定）」令和元（1997）年
- 「文化財防災マニュアル ハンドブック 汚損紙資料のクリーニング処置」独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室 平成 30（2018）年
- 「文化財防災マニュアル ハンドブック 民俗資料のクリーニング処置例〈地震災害〉・〈水害〉編」独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室 令和元（2019）年
- 「文化財防災マニュアル ハンドブック 被災自然史標本の処置例と減災対策」独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室 令和 2（2020）年

5. 防火対策について

有形文化財の建造物・美術工芸品等には、火に対して脆弱な材質である木製や紙製の物が多く含まれており、全国的に文化財が火災の被害に遭う例は近年に至っても後を絶たない状況である。建物の火災要因としては、たばこやたき火など日常的な火気管理や漏電や加熱などによる電気火災、落雷等のほか放火などがあり、それに対する出火防止対策を講じておく必要がある。そのため、出火防止対策として、火気管理や消火設備等の定期的な点検及び経年劣化等による機能低下がみられないかなどの確認を行う。木造建築物の場合、火災の延焼が早いため、火災を早期に覚知できる煙や炎の感知器の設置などの警報設備をはじめ、消火対策として消火器具の設置、スプリンクラーや屋内消火栓設備などの整備が必要である。また、定期的実施する消火訓練等において、消防機関の協力を得ながら、各設備等の作動状況の確認や人的避難及び文化財の搬出経路など防火計画の確認を行っておくことも大切である。特に、伝統的建造物群保存地区等においては、建物が密集している場合が多く、上記の防災対策のほか、自主防災組織や近隣の人々と防火対策や災害時の共助体制等について協議しておく必要がある。さらに、火山災害や山火事等によって天然記念物をはじめとする文化財が火災の被害に遭う可能性も想定されるため、こうした火災から文化財を守るには、文化財所有者・管理者、地域住民、市町村担当者、消防関係者などが連携して、日頃から火気管理などの防火管理体制を整えておく必要がある。

なお、国では防火施設の充実と所有者等の防火意識の徹底のため、令和元(2019)年に「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を策定し、想定される火災リスクや防火についての基本的な考え方、対応策などをまとめている。県及び市町村でも、このガイドラインを踏まえ、指定文化財のみならず、文化財全般に対しての防火対策(防火管理体制・警報設備・消火設備・消防訓練等)について、消防機関とも連携しながら、文化財所有者・管理者等を対象とした研修会を開催するなど、防火意識の向上を図るとともに計画や対応策等の作成について指導・助言等を行い、地域の防災力向上に努めなければならない。

6. 防犯対策について

有形文化財、特に美術工芸品は盗難・毀損、天然記念物は盗掘・盗伐・盗採・毀損・捕獲・殺傷などの人的災害に遭う可能性があることから、防犯に関する看板設置や日常的点検、鍵・監視カメラなど防犯設備の整備などの対策を講じておく必要がある。また、設置している防犯設備を定期的に点検し、正常に作動するかを確認し、老朽化が進んでいる設備については改修や更新等を行う。なお、防犯設備等については、夜間等を含めた管理の実態に応じたものにすることが重要である。

各地域で大切にされてきているにもかかわらず、管理が十分でない仏像や神面などの文化財については、盗難・破壊等の防止のため、地域住民による定期的な状況確認や所轄警察署との連携、前章「文化財の継承・維持管理について」で記した巡視システムの利用も有用である。また、万が一の盗難に備え、文化財の最新の写真等の記録を市町村や県と共有しておくことも必要である。

7. 家畜伝染病対策について

家畜の伝染病については、伝染病への感染やまん延を防止するため、家畜伝染病予防法が定められており、その法に基づき感染している家畜の所有者は、家畜防疫員の指示で直ちに殺処分し、焼却又は埋却しなければならないこととなっている。これまで県内で発生した口蹄疫・鳥インフルエンザにおいては、感染した牛・豚・鶏の埋却には生産者の私有地に行われる場合が多く、緊急を要するため史跡などの指定地及び埋蔵文化財包蔵地の確認は極めて困難となってしまう。そのため、各市町村の文化財担当課は、指定文化財の指定範囲や域内の遺跡詳細分布地図を基に、平時より市町村の畜産関係部局や生産者等と協議を行い、可能な限り埋却予定地の調整を行っておくことが望ましい。特に、国・県・市町村指定の史跡・名勝・天然記念物の指定範囲については、埋却予定地から確実に除外するよう依頼する。さらに、指定古墳などは、指定地外にも周溝等が広がる可能性もあることから、生産者や土地所有者には古墳の構造及び重要性を理解してもらえよう日頃から良好な関係性づくりに努め、埋却地から可能な限り外してもらおうよう働きかける。また、県は周知の埋蔵文化財包蔵地に埋却された場合、「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）」第3条に基づき、埋却を行った者に対して、終了後遅滞なく届出を提出することとなっていることを通知するなど、遺漏のないよう調整・指導を行う。

そのほか、宮崎県では平成23(2011)年、国の天然記念物である御崎馬96頭のうち12頭について馬伝染性貧血の感染が確認された。その取扱いについて、「文化財保護法」を所管する文化庁及び「家畜伝染病予防法」を所管する農林水産省と協議した結果、感染拡大防止のため淘汰された。この感染症の予防には、感染原因となる吸血昆虫の駆除が効果を有するとされるが、明確な治療法が確立されておらず、定期的な調査や検査が必要である。

県では、天然記念物の死亡個体あるいは異常が認められる個体が発見された場合を想定して、これまでの県や大学による家畜伝染病についての対応策を十分に参考にした上で、国（文化庁や農林水産省）と協議を行い、防疫にあたる関係部局、関係市町村等と連携を図りながら、その対応を十分検討しておくことが重要である。国の特別天然記念物であるニホンカモシカについては口蹄疫、国の天然記念物の幸島のサルについてはBウイルス等の多くの人獣感染症、えびの市の国の天然記念物の薩摩鶏については鳥インフルエンザ等に対する注意が必要である。

また、家畜伝染病の発生の危険性のある資料を保有している博物館・資料館等に対しても対策等を図るよう注意喚起する。

8. 感染症対策について

新型コロナウイルス等の感染症は、人命に関わる症状でもあり、人間の日常の生活、特に文化芸術やスポーツ活動などに大きな影響を及ぼす。感染拡大防止のため、これまで想定されなかった外出自粛等が要請され、多くの人々が集う神楽などの民俗芸能行事や文化財関連イベント等の中止または縮小開催となる事態が発生した。その結果、観光客等地域に訪れる人たちが大幅に減少し、地域住民のモチベーションや経済活動の低下など、地域の元気がなくなり、地域住民の文化財への興味

関心が薄れていくとともに、保存活用を推進していこうとする人たちの意欲の衰退が懸念される。しかし、現在、県内各地域では、こうした状況に危機感を抱き、民俗芸能やイベント等のリモート開催や感染症拡大防止の措置を講じた上での実施、インターネット動画配信等の新しい開催方法を導入した取組を積極的に進めているところもある。県はこうした取組について市町村等と情報の共有を図り、感染症対策のための設備整備やイベント開催などへの国の補助制度等について情報提供を行う。また、県の文化施設においても、公益財団法人日本博物館協会が国の方針を踏まえ令和2(2020)年9月に策定した「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、各施設に適合した来館者や職員の安全確保のための感染拡大予防対策を実施する。さらに、展示会の動画や展示資料の3Dデータを用いた解説などのネット配信、さらにはWeb会議システムを活用した講座や講演会の開催など感染症にも対応したイベント・行事等の実施や情報発信について検討する。

第2節 文化財被害への対応について

1. 災害発生時の対応

災害が発生した場合、まずは何よりも人命を優先して行動する。また、火災や盗難、落書きなどについては、早急に消防署や警察署に通報し、可能であれば自主防災としての対応をとる。博物館など文化財を公開している施設では、来館者の安全を確認しながら、避難を呼びかけ、安全な場所へ誘導する。また、台風の接近などで被害が予想される場合には、事前に文化財の安全対策を行うとともに、休館等の措置をとる。

発掘調査現場では、発掘調査の担当者は安全を確保したうえで、調査現場の被害状況や周辺の被害状況及び被災状況を確認し、本部課への報告を行うとともに、作業員の帰宅等を検討する。また、可能であれば災害復旧にあたる。

県は、安全が確認できた後、市町村と連携をとり、必要に応じて職員を派遣し、前節で述べた文化財情報をもとに文化財及び関連施設等の具体的な被災状況を確認し、被災状況の写真や被災内容等について可能な限り情報を収集する。また、国指定文化財等が被災した場合には、文化庁へ速やかに報告を行う。なお、被災したすべての文化財を把握するのは時間を要することから、平時から災害時の対応について文化財所有者・管理者等と認識の共通化を図り、被災した場合の連絡体制を整えておく必要がある。

2. 被災した文化財の救済

県は、文化財の被災状況確認後、被災文化財に対して文化財の価値を維持できるよう、県文化財保護審議会委員や専門家等の意見を参考にし、市町村または文化財所有者・管理者に対して適切な応急対策の指導・助言や救援活動を行うとともに、復旧計画策定についての支援を行う。また、県

は被災した美術工芸品や民俗資料など移送や保管が必要な場合は、県や市町村の文化施設などに受け入れを要請する。そのため、県や市町村は、多くの美術工芸品や民俗資料などの被害を想定し、閉校になった学校などその保管場所についてある程度の目処を付けておくことが大切である。救済する必要のある文化財については、専門家の指導・助言を受け、関係機関等と連携をとりながら、被災した個々の文化財に応じた保護措置を行う。

なお、県内の博物館等施設については、宮崎県博物館等協議会に加盟する館・園は相互に助け合う規約を定めており、加盟館の収蔵資料の被災状況等の情報を一括で収集することや、文化財の救済活動を一部委ねることも可能である。

さらに、建物や道路等が被害を受け復旧する際に関係者は、文化財の指定地や周知の埋蔵文化財包蔵地に十分留意する必要がある。

また、大規模災害発生時には、県は、文化財所有者・管理者をはじめ、県文化財保護審議会委員や専門家、関係団体、消防機関等と連携を図り、文化財の被災状況の把握と文化財レスキュー活動の掌握及び速やかな救援活動を進めていく。被害状況によっては、幅広い文化財の修理・修繕や復旧に向けた埋蔵文化財の発掘調査など県内の人員だけでは対応が困難になる場合も想定される。そのため、近隣市町村や文化財関係団体と連携協力するとともに九州・山口ミュージアム連携事業実行委員会、大学などの研究機関、専門分野に関連する広域的組織による協力を要請する。さらに、被災の規模が甚大で広域に及ぶ場合、文化庁へ支援を要請し、国立文化財機構「文化財防災センター」や「日本建築学会」等が実施する文化財レスキュー事業や文化財ドクター事業の受け入れについて、所有者や市町村、文化財関係団体等との連絡調整や連携協力体制を整える。

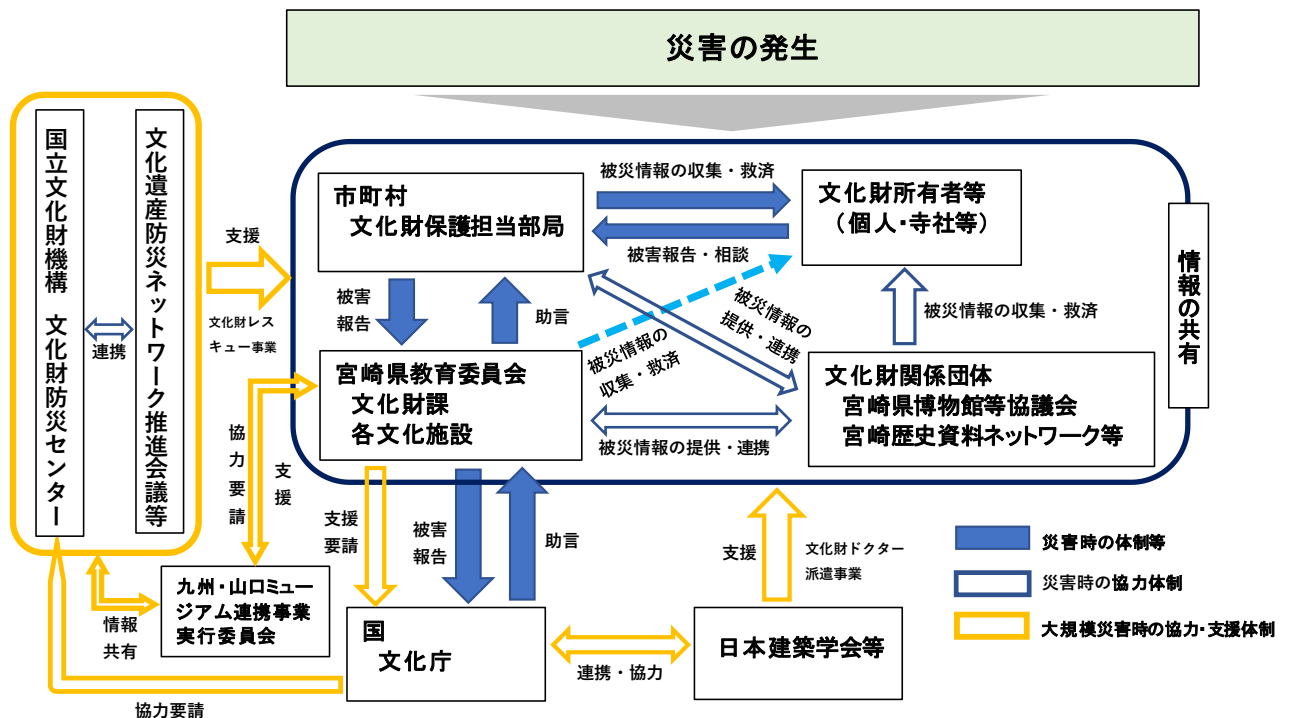


図 15 災害発生時の連携体制

第Ⅶ章. 文化財の保存・活用の推進体制

本大綱の中で示してきた多様な文化財の保存と活用を推進していくためには、文化財部局体制の整備だけでなく、学校教育・社会教育・文化振興・自然保護・まちづくり・観光等を所管する関係機関との連携を強化するとともに、市町村・各種民間団体・研究機関等とも連携・協力を図っていく必要がある。

第1節 県における文化財の保存・活用の推進体制

1. 宮崎県

[令和4年3月現在]

○ 宮崎県教育庁文化財所管課

【宮崎県教育庁文化財課】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること ・文化財の指定・登録等に関すること ・文化財の補助金に関すること ・銃砲刀剣類の登録に関すること ・ユネスコ無形文化遺産及び世界文化遺産の登録推進等に関すること ・県総合博物館・県立西都原考古博物館・県埋蔵文化財センターに関すること
職員	・11名（文化財担当5名、埋蔵文化財担当4名、[うち埋蔵文化財専門職員2名]）

○ 宮崎県教育庁文化財課所管施設

【宮崎県総合博物館】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・保管、調査研究に関すること ・展覧会の企画・実施に関すること ・教育普及活動に関すること
職員	・17名（学芸担当10名〔動物2・植物2・地質2・考古1・歴史2・民俗1〕、総務担当4名）
【県立西都原考古博物館】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・考古資料の収集・保管・調査研究に関すること ・展覧会の企画・実施に関すること ・古代生活体験館の運営管理を含む教育普及活動に関すること
職員	・11名（学芸普及担当6名〔うち埋蔵文化財専門職員5名〕、管理担当3名）

【宮崎県埋蔵文化財センター及び分館】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財の調査・研究に関すること ・出土品の整理・保存・管理・活用に関すること ・埋蔵文化財の教育普及活動に関すること
職員	・31名（調査(埋蔵文化財)担当18名〔うち埋蔵文化財専門職員7名〕）、教育普及担当4名〔うち埋蔵文化財専門職員1名〕、総務担当4名

○ 宮崎県教育庁生涯学習課所管施設

【県立図書館】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・郷土資料等の収集・保管・調査研究に関すること ・展覧会の企画・実施に関すること ・教育普及活動に関すること
職員	・26名（総務担当3名、企画担当3名、資料管理担当3名、普及支援担当4名、郷土情報担当2名、情報提供担当7名）

【県立美術館】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・美術品等の収集・保管・調査研究に関すること ・展覧会の企画・実施に関すること ・教育普及活動に関すること
職員	・16名（総務担当4名、学芸・企画普及担当9名〔うち美術専門職員2名〕）

○ 宮崎県総務部総務課所管施設

【文書センター】	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料文書及び県史資料の調査研究に関すること ・歴史資料文書及び県史資料の整理・保存・管理・活用に関すること ・展示の企画・実施及び講座等の実施に関すること
職員	・12名（会計年度任用職員12名）

○ 県の附属機関等

【宮崎県文化財保護審議会】	
内容	・「文化財保護法」第190条に基づき、「宮崎県文化財保護審議会条例」を制定し、昭和50(1975)年に設置。県教育委員会の諮問に応じて、本県文化財に関する指定や解除、その他重要事項について調査審議する（年2回程度）。また、これらの事項について県教育委員会に建議する。
委員	・学識経験のある者の中から県教育委員会が委嘱している。定数は15人以内、任期は2年としており、現在13名（美術1・動物1・日本近世史1・日本中世史1・日本古代史1・地質鉱物1・建築1・建造物1・民俗1・植物1・考古1・住居学1・

		学校教育1)を委嘱している。
【宮崎県博物館協議会】		
内 容		・ 「博物館法」第20条第1項の規定に基づき、「宮崎県博物館協議会条例」を制定し、平成15(2003)年に設置。宮崎県総合博物館及び県立西都原考古博物館の円滑な運営を図り、教育・学術・文化の発展に寄与するため、両館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。
委 員		・ 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から県教育委員会が任命または委嘱している。定数は20人以内、任期は2年としており、現在17名(学識経験者8・学校教育関係者5・社会教育関係者1・家庭教育関係者1・公募委員2)で構成されている。
【宮崎県銃砲刀剣類登録審査会】		
内 容		・ 「銃砲刀剣類所持等取締法」第14条第3項に基づき、「銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則」を制定し、平成12(2000)年に設置。古式銃砲又は刀剣類の登録審査のための登録審査会を実施する(年4回程度)。
委 員		・ 学識経験のある者の中から県教育委員会が委嘱している。定数は4人以内、任期は2年としており、現在4名を委嘱している。
【宮崎県文化財保護指導委員】		
内 容		・ 「文化財保護法」第191条の規定に基づき、「宮崎県文化財保護指導委員の設置に関する規則」を制定し、昭和52(1977)年より設置。県内を15地区に分け、15名の委員が地区内の国指定及び県指定文化財の巡回を実施し、所有者・関係者等に対して指導助言を行うとともに地域住民に対して文化財保護思想の啓発を行う。
委 員		・ 学識経験のある者の中から、市町村教育委員会の推薦を受け、県教育委員会が委嘱している。定数は15人以内、任期は1年としており、現在、県内15地区各地区1名ずつ合計15名を委嘱している。
【カモシカ保護指導委員】		
内 容		・ 特別天然記念物のカモシカの保護及び調査における指導・助言を行う。
委 員		・ 学識経験のある者の中から県教育委員会が委嘱している。定数は3名、任期は2年としており、現在3名(動物1・植物1・林政分野1)を委嘱している。
【カモシカ通常調査員】		
内 容		・ 特別天然記念物のカモシカについて、生息区域の聞き取り調査や食害調査等を通じて、生息状況の調査を行う。
委 員		・ カモシカ生息地域とされる19地区から各地区2名ずつの計38名を市町村教育委員会を通して選任している。

○ 宮崎県関係部局

総合政策部 総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の総合的政策の企画及び調整に関すること。 ・ 「宮崎県総合計画」に関すること。
総合政策部 秘書広報課 広報戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動に関すること。 ・ 広聴に関すること。
総合政策部 中山間・地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な地域政策の推進に関すること。 ・ 中山間地域振興対策の総合調整に関すること。
総合政策部 みやざき文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化行政の企画及び総合調整に関すること。 ・ 文化団体の育成及び指導に関すること。 ・ 「みやざき文化振興ビジョン」に関すること。
総務部 危機管理局 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政の企画及び調整に関すること。 ・ 「宮崎県地域防災計画」に関すること。
環境森林部 自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣・野生動物の保護及び管理に関すること。 ・ 自然公園に関すること。
商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 ・ 「宮崎県観光振興計画」に関すること。
農政水産部 畜産新生推進局 家畜防疫対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病に関すること。 ・ 家畜伝染病に係る埋却地に関すること。
県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画に関すること。 ・ 特別史跡西都原古墳群を含む都市公園に関すること。
教育庁 教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政に関する総合企画及び総合調整に関すること。 ・ 「宮崎県教育振興基本計画」に関すること。
教育庁 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の推進に関すること。 ・ 図書館、美術館、公民館に関すること。

2. その他の協議会等

- ・ 古代歴史文化協議会
- ・ 日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会
- ・ 西都原古墳群世界文化遺産登録推進シンポジウム実行委員会
- ・ 九州の神楽ネットワーク協議会
- ・ 宮崎県の古墳文化に関する勉強会
- ・ みやざき歴史的建造物評議会

第2節 今後の体制整備の方針

1. 文化財専門職員の適正な配置について

前述「第Ⅱ章.文化財の保存・活用に関する現状と課題-第4節-1.文化財専門職員の適正な配置」の中でも記述したが、平成29(2017)年の第一次答申や平成30(2018)年の附帯決議において、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置の重要性が指摘されている。県においては、文化財の保存・活用の推進を図るため、文化財専門職員の適正な配置を行い、体制を維持・継続していく必要がある。さらに、文化財専門職員は、民俗・天然記念物・美術工芸品・建造物・埋蔵文化財など文化財各分野の専門職員の配置も検討しておく必要がある。

市町村においては、県と同様、文化財専門職員の適正な配置及び体制の維持・継続が求められる。一方、多種多様で広範囲にわたる文化財全分野を少人数でカバーする必要性に迫られている市町村も数多く存在する。そうした少人数で文化財行政全般の業務にあたる場合、自身の専門分野を含め、各種研修等を積極的に活用しながら、広い分野をカバーできるよう、資質向上を図っていく必要がある。

2. 「文化財保護指導委員」の拡大について

本県においては、「文化財保護法」第191条の規定に基づき、昭和52(1977)年「宮崎県文化財保護指導委員の設置に関する規則」を制定し、昭和52(1977)年より「宮崎県文化財保護指導委員」として15名を委嘱し、国指定及び県指定文化財の巡回を定期的実施し、所有者・関係者等に対して指導・助言等を行ってきた。文化財の保存・活用に関し、この体制の果たす役割は大きく、「第Ⅳ章.文化財の保存・活用を図るために講ずる措置-第2節-3.有形文化財・記念物の継承・維持管理」で記しているように、文化財保護指導委員の設置を市町村対象に拡大することも1つの有効な方策として提案することとする。

3. 関連部局・民間団体との連携について

近年の文化財は、観光資源や地域づくりの資源として活用するため、各自治体の文化財部局（本県の場合は県教育委員会文化財課）及びその関係機関だけでなく、関連する各自治体の関連部局と連携する必要がある。「序章.大綱策定の経緯と位置付け-第2節-6.その他の主な計画との関連」に記しているように、各関連部局が作成した諸計画との整合を図り、連携していくことも重要である。

さらに、今後は行政機関だけでなく、文化財の所有者・継承者・維持管理者、それらを支える地域等と一体となって取り組むことが文化財の保存・活用にとって効果的であることから、「第Ⅳ章.文化財の保存・活用を図るために講ずる措置-第3節-2.活用のための連携」に記しているように、各地域で活動する関連の民間団体・NPO法人・学校との連携・協働を推進し、地域の文化財を守り育てる強固な地盤を形成していく必要がある。